

防災指針（案）

1. 防災指針とは

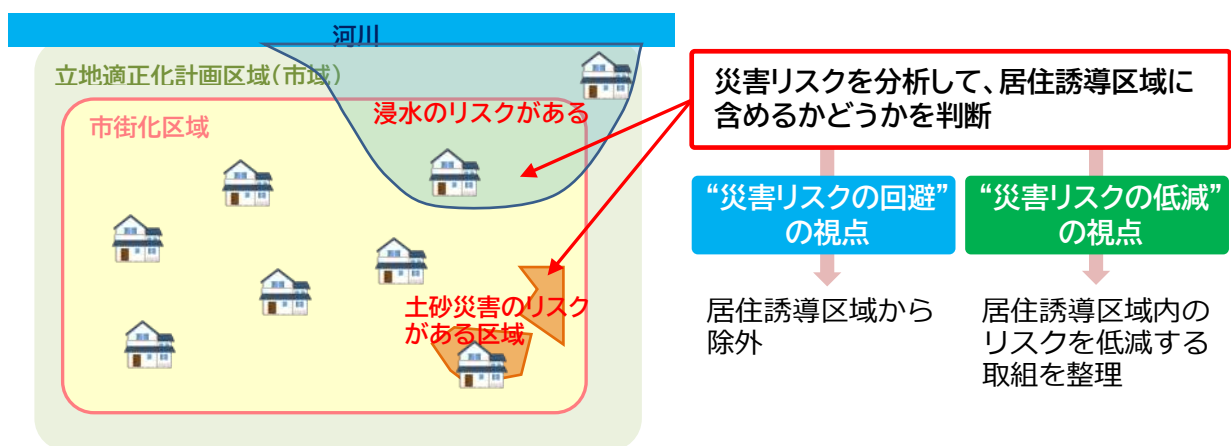
(1) 防災指針の概要

1) 防災指針の位置付け

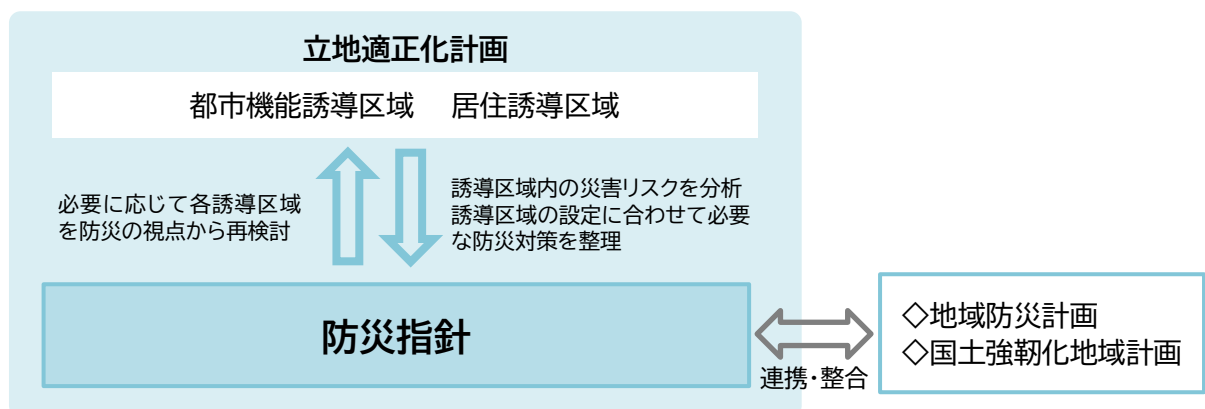
近年の頻発・激甚化する自然災害に対して、都市づくりの面から居住エリアの安全を確保するため、令和2年の法改正で立地適正化計画に「防災指針」を位置づけることになりました。

防災指針は、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる災害リスクを把握し、居住誘導区域や都市機能誘導区域における防災・減災対策を位置づけていきます。

《防災指針のイメージ》



《防災指針の位置づけ》



なお、本市の防災に関する計画であり、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの施策等の総合的な対策をまとめた「和光市地域防災計画」や、強靱なまちづくりのための方向性を示した「和光市国土強靱化地域計画」については、この防災指針と密接に関係する計画であることから、その内容とも十分な連携・整合を図ります。

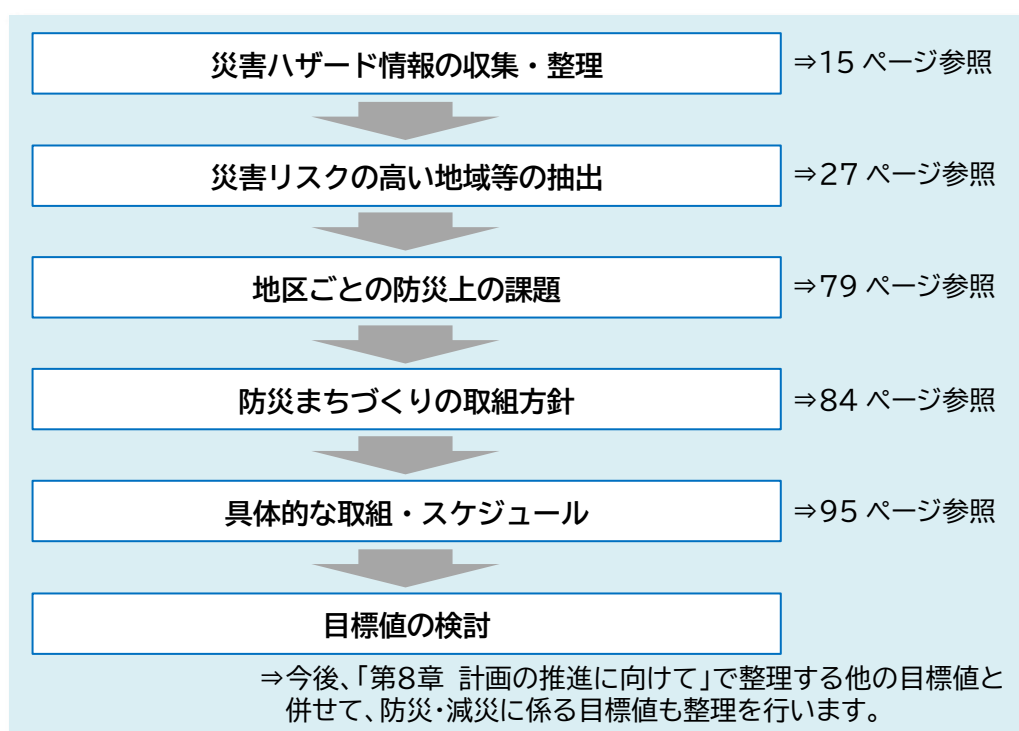
《参考：計画の主な違いについて》

計 画	特 徴	根拠法
防災指針 (立地適正化計画)	居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避・あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置づけた計画	都市再生特別措置法
地域防災計画	災害予防なども含めているが、主に発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対処策を取りまとめた計画	災害対策基本法
国土強靱化地域計画	あらゆるリスクを想定し、最悪の事態に至らないために、発災前の平時からの取組を幅広く位置づけた、都市づくりの方向性を示す計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法

2) 防災指針の検討の流れ

防災指針は、以下の流れで検討を行います。

《防災指針の検討の流れ》



(2) 対象とする災害ハザード情報

1) 対象とする災害ハザード情報一覧

「和光市地域防災計画」には「震災対策編」「風水害対策編」「各種事故対策編」があり、地震災害、水害、土砂災害、竜巻・突風、雪害、火山噴火降灰などに関する予防・事前対策や、発災時の応急対策などが示されています。

一方、立地適正化計画では居住誘導区域内の災害リスクを分析する観点から、本市において想定される災害のうち、ハザードマップ等により、災害の発生可能性があるエリアが明らかにされている土砂災害、洪水、内水、地震・火災に関する災害ハザード情報を対象とします。

《対象とする災害ハザード情報》

区 分	災害ハザード情報	市内の有無	防災指針 の対象
① 土砂災害	土砂災害特別警戒区域	○	○
	土砂災害警戒区域	○	○
	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
	大規模盛土造成地	○	○
	災害危険区域	×	×
② 洪水	洪水浸水想定区域等(浸水深)	○	○
	洪水浸水想定区域等(浸水継続時間)	○	○
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	○	○
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	○	○
	災害危険区域	×	×
③ 内水	内水浸水想定区域	○	○
④ 地震・火災	延焼危険箇所	○	○
	液状化	○	○
	建物被害	○	○

2) 対象とする災害ハザード情報の概要

①土砂災害

ア. 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、災害が起きた際に、住民の生命への危害や建物の倒壊のおそれがあります。

土砂災害には、主にがけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、地滑り、土石流があり、これらのリスクがある区域は土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域に指定されています。

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の具体的な内容と指定範囲の考え方は以下のようになります。

《土砂災害の種類》



出典：土砂災害ハザードマップ（和光市）

《土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の違い》

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

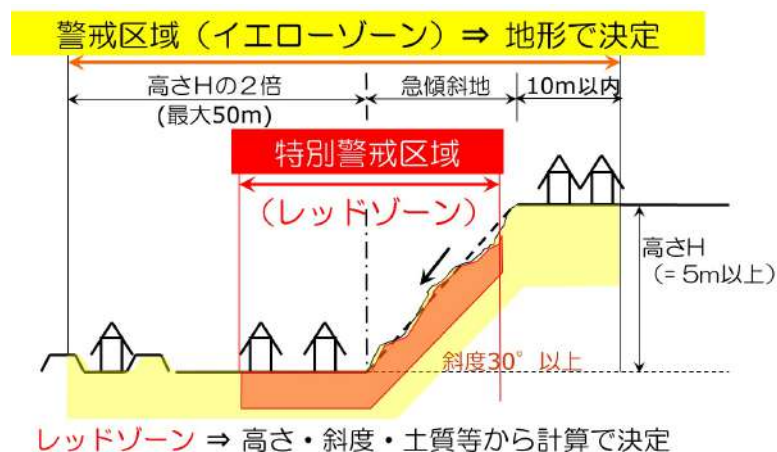
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

出典：土砂災害ハザードマップ（和光市）

《土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定範囲》



出典：東京都 HP

イ. 大規模盛土造成地

近年の大地震では、大規模に谷を埋められた盛土や斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起こし、住宅や周辺の公共施設に甚大な被害が発生しました。

本市では、谷間や傾斜に大規模な盛土を行い宅地造成した「大規模盛土造成地」が存在しており、盛土造成地は身近に存在するものであることを住民の方々に知っていただき、防災意識を高めていただくことを目的として「大規模盛土造成地マップ」を公表しています。

「大規模盛土造成地」には、「谷埋め型盛土」と「腹付け型盛土」の2種類があり、市内には2種類とも存在します。

《大規模盛土造成地の種類》

【谷埋め型盛土造成地】

谷を埋めて造成された土地で盛土した土地の面積が3,000㎡以上となっているものです。



【腹付け型盛土造成地】

原地盤(地山)の勾配が20度以上かつ盛土高5m以上の盛土となっているものです。



出典：和光市大規模盛土造成地マップ（和光市）

大規模盛土造成地の危険性については、基礎資料整理・現地踏査・地質調査・安定計算等の詳細な調査結果により、総合的に判断します。

現在、和光市においても、順次調査を実施しています。

②洪水

ア. 洪水浸水想定区域(浸水深・浸水継続時間)

洪水は、大雨が降り続き河川の水位が上昇し、堤防を越えることや堤防が決壊することで河川の水があふれることを言います。

洪水が発生した場合に想定される区域として、和光市に関連するものとしては、以下の3種類が国・県より公表されています。

《和光市内で想定されている浸水想定の種類》

【洪水浸水想定区域】

作成主体：国土交通省

作成目的：洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の低減を図る

作成内容：i) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）
ii) 計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）

【水害リスク情報図】

作成主体：埼玉県

作成目的：上記の水防法で公表が定められた洪水予報河川及び水位周知河川(18 河川)以外の県管理河川について、同様の内容で作成

作成内容：i) 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深、浸水継続時間）
ii) 計画規模降雨の洪水浸水想定区域（浸水深）

【多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ】

作成主体：国土交通省

作成目的：土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することに活用

作成内容：多段階の浸水想定図（浸水深）及び水害リスクマップ

また、洪水浸水想定区域を作成する上で前提となる「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」については、以下のとおりです。

《計画規模降雨と想定最大規模降雨の内容》

降雨の区分	計画規模降雨	想定最大規模降雨
法制度	平成 13 年の水防法の改正より	平成 27 年の水防法の改正より
降雨の条件	河川整備において基本となる降雨	各地域で観測された最大の降雨量に基づく想定し得る最大規模の降雨
目 的	堤防整備等の洪水防御に関する計画を検討する際の基本となる降雨を前提に作成	近年での計画規模降雨を超える豪雨が多発したことを受けて、ハード対策では守り切れない事態を想定し、人命を守るための避難体制等の充実・強化の参考とするために作成
年超過確率 (和光市の場合)	1/100～1/200	1/1,000
想定降雨量 (荒川流域、 3日間総雨量 の場合)	467～516mm	632mm

(参考) 多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ

国土交通省により作成された本市における多段階の浸水想定図のうち、年超過確率 1/100 及び 1/200 の規模の降雨において想定されており、1/10、1/30、1/50 の規模の降雨においては想定されていない状況です。

年超過確率 1/100 においては、市北部の農地の一部のみ浸水が想定されており、年超過確率 1/200 においては、市北部の一帯で浸水が想定されています。

≪荒川水系荒川及び入間川流域 国管理河川の浸水想定図≫

【1/10 規模降雨】



【1/20 規模降雨】



【1/50 規模降雨】



【1/100 規模降雨】



【1/200 規模降雨】



出典：多段階の浸水想定図
(荒川下流河川事務所)

≪本市で対象となる浸水想定図≫

○は本市が対象

水系	対象	作成主体	指定の前提となる降雨	年超過確率				
				1/10	1/30	1/50	1/100	1/200
荒川	荒川水系荒川及び入間川流域	国	年超過確率 1/10 (荒川流域の3日間総雨量299mm、入間川流域の3日間総雨量300mm) 年超過確率 1/30 (荒川流域の3日間総雨量380mm、入間川流域の3日間総雨量378mm) 年超過確率 1/50 (荒川流域の3日間総雨量417mm、入間川流域の3日間総雨量414mm) 年超過確率 1/100 (荒川流域の3日間総雨量467mm、入間川流域の3日間総雨量462mm) 年超過確率 1/200 (荒川流域の3日間総雨量516mm、入間川流域の3日間総雨量511mm)	—	—	—	○	○

《降雨の区分に基づく想定》

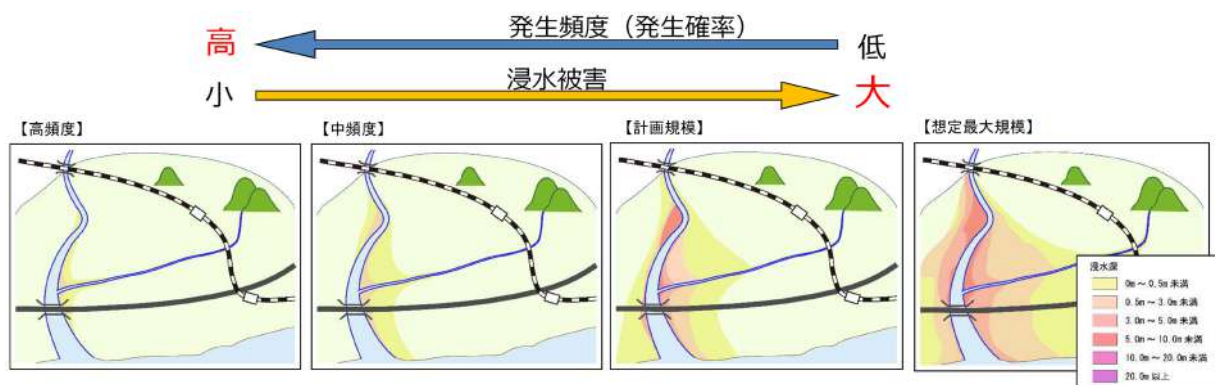
降雨の区分	高～中頻度			計画規模		想定最大規模
洪水想定				洪水浸水想定区域		
				水害リスク情報図		
	多段階の浸水想定図 ※和光市内は 1/10～1/50 は想定なし					
年超過確率	1/10	1/30	1/50	1/100	1/200	1/1,000
想定降雨量 (荒川流域、 3日間総雨量 の場合)	299mm	380mm	417mm	467mm	516mm	632mm

年超過確率とは

◇例えば、年超過確率1/100の降雨とは、1年間のうち、“想定する雨量”を超える降雨が発生する確率が1/100(1%)の降雨のこと。100年毎に1回発生する周期的な降雨ではなく、100年の間にその規模を超える降雨が複数発生することもある。

(上記の表において、年超過確率 1/100 の降雨とは、1年間のうち、荒川流域の3日間総雨量 467mm を超える降雨が、1/100の確率で発生することを意味します)

《洪水の発生頻度(年超過確率)と浸水被害の関係性》



出典：立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

(参考)令和元年東日本台風における近隣の堤防決壊と降雨量

令和元年10月に発生した台風19号では、東松山市を流れる荒川水系都幾川で堤防決壊・越水が発生し、約140haの浸水被害をもたらしました。

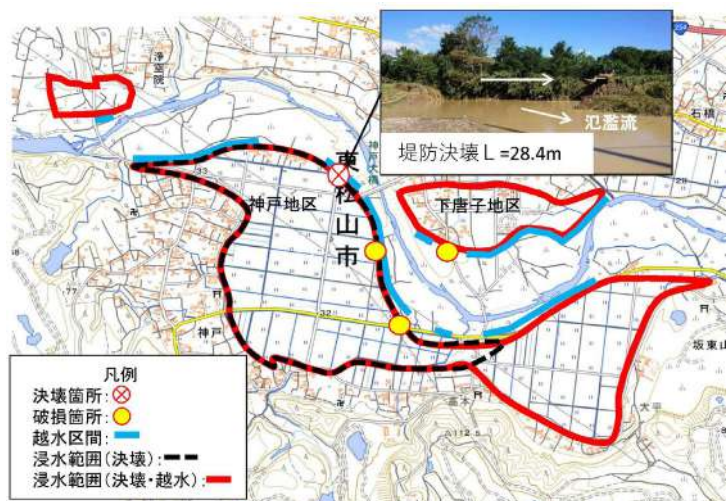
令和元年台風19号における都幾川流域の
総降雨量の実績 453.8mm

荒川水系都幾川の洪水浸水想定区域に
おける想定降雨量(3日間)

想定最大規模降雨：740mm

計画規模降雨：462mm

出典：令和元年台風19号洪水による堤防決壊
調査報告書（埼玉県河川砂防課）
荒川水系都幾川洪水浸水想定区域図
（国土交通省荒川上流河川事務所）



イ. 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定しうる最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により、近傍の堤防が決壊等した場合に、建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示したものです。

この区域により、避難所などへの立ち退き避難（水平避難）が必要な区域、屋内での待避（垂直避難）が可能な区域の判断等に有効な情報となります。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、河岸侵食と氾濫流の2種類があります。

《家屋倒壊等氾濫想定区域の種類》

【河岸侵食】

洪水時の氾濫流による河岸侵食により、木造・非木造の家屋の流出・倒壊のおそれがある区域



家屋が倒壊するような河岸侵食の発生や堤防が削り取られるリスクが想定されます。

【氾濫流】

河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



木造家屋が倒壊するような堤防決壊などに伴う氾濫流の発生が想定されます。

出典：和光市防災ガイド&ハザードマップ（和光市）

ウ. 本市で対象とする洪水浸水想定区域等

前項ア及びイにおける市内の洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、防災指針の検討においては、範囲が広大であり、深い浸水深が想定されている「荒川水系荒川」と「荒川水系新河岸川流域」を対象として、災害ハザード情報の整理を行います。

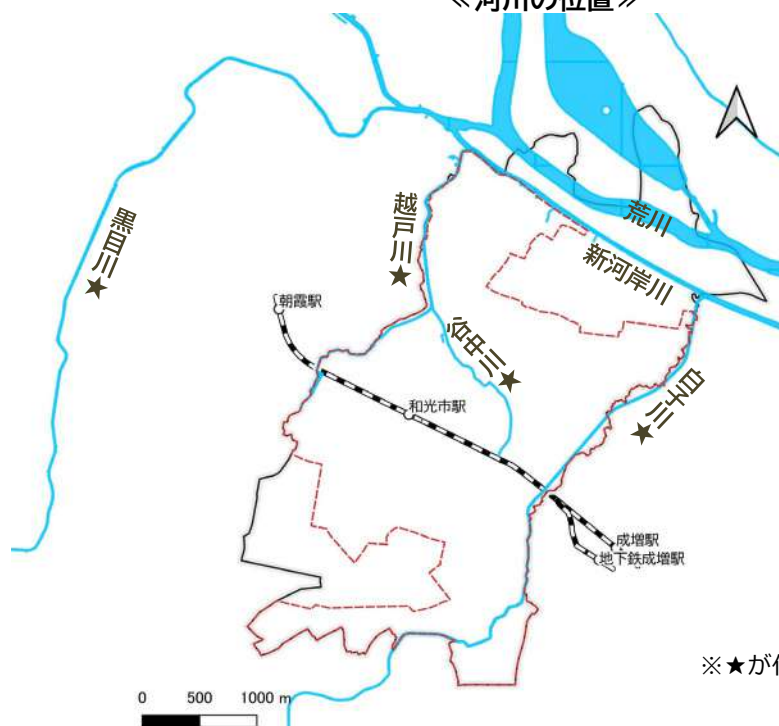
《本市で対象となる洪水浸水想定区域等》

○は本市が対象

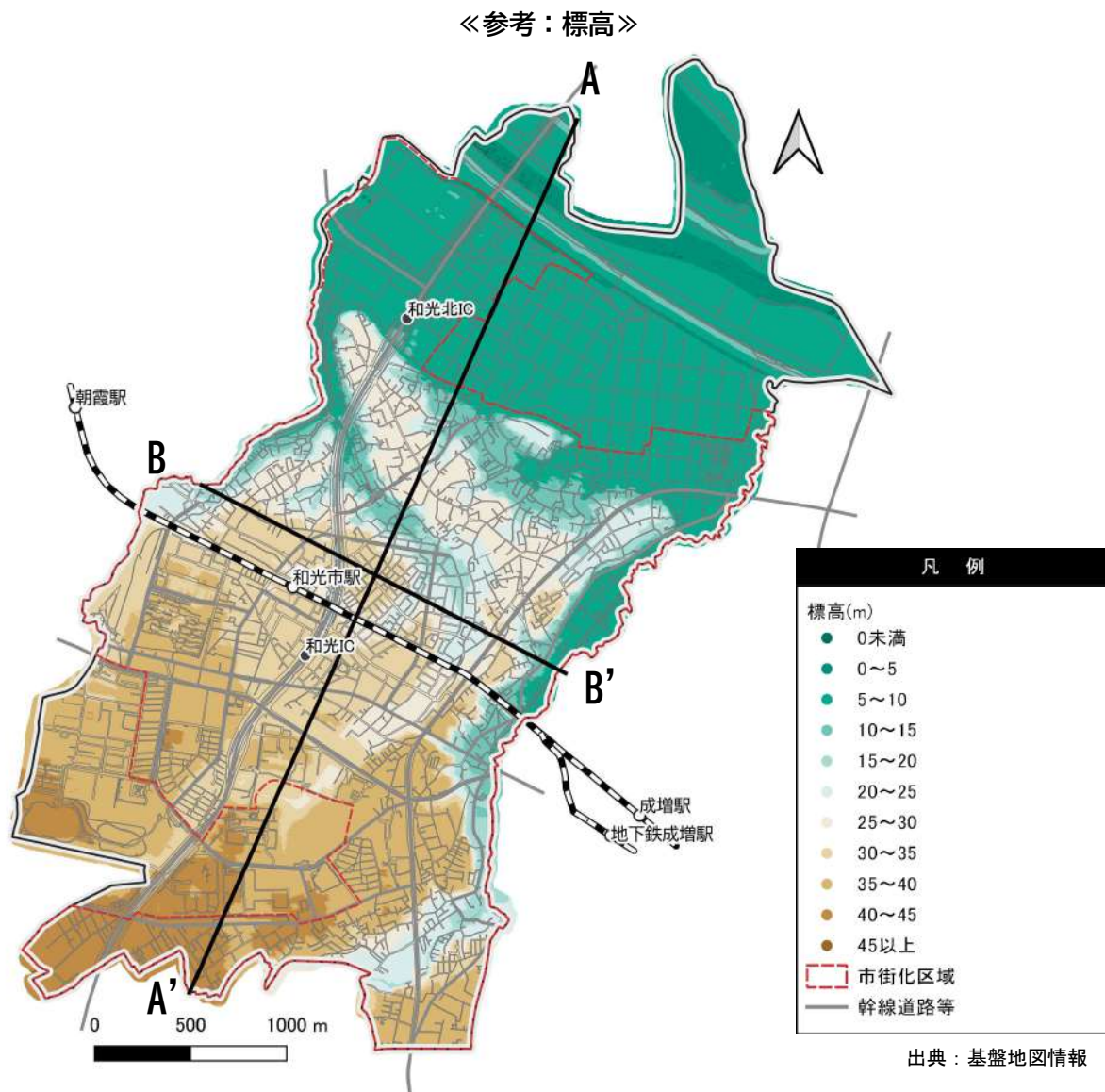
浸水想定区域図名	河川名	作成主体	指定の前提となる降雨	公表の有無				
				想定最大規模				計画規模
				浸水継続時間	想定最大規模	家屋倒壊等 氾濫想定区域	河岸 侵食	
①荒川水系新河岸川 洪水浸水想定区域図	新河岸川	県	(想定最大規模) 新河岸川流域の2日間雨量 746mm (計画規模) 新河岸川流域の2日間雨量 332.6mm(年超過確率 1/100)	○	○	○	○	○
②荒川水系黒目川 洪水浸水想定区域図	黒目川	県	(想定最大規模) 新河岸川流域の2日間総雨量 746mm (計画規模) 黒目川流域の24時間総雨量 199.5mm(年超過確率 1/7.5)	○	○	—	—	○
③荒川水系新河岸川流域 洪水浸水想定区域図・ 水害リスク情報図	新河岸川 流域	県	(想定最大規模) 新河岸川流域の2日間雨量 746mm (計画規模) 新河岸川流域の2日間雨量 332.6mm(年超過確率 1/100)	○	○	○	○	○
④荒川水系荒川 洪水浸水想定区域図	荒川	国	(想定最大規模) 荒川流域の72時間総雨量 632mm (計画規模) 荒川流域の72時間総雨量 516mm(年超過確率 1/200)	○	○	○	—	○
⑤荒川水系入間川 洪水浸水想定区域図	入間川	国	(想定最大規模) 入間川流域の72時間総雨量 740mm (計画規模) 入間川流域の72時間総雨量 462mm(年超過確率 1/100)	○	○	—	—	○

※新河岸川流域：対象となる河川は新河岸川、柳瀬川、黒目川、新河岸川放水路、びん沼川、九十川、不老川、東川、白子川、越戸川、谷中川

《河川の位置》



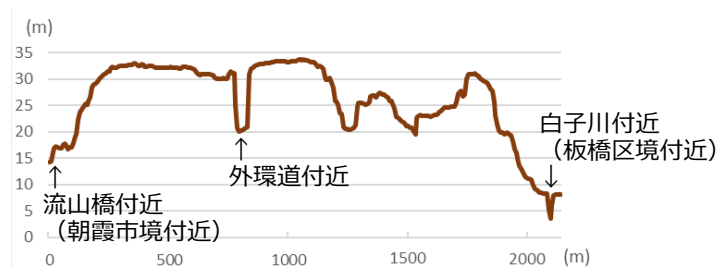
※★が付いた河川は、新河岸川流域に含まれる河川



《参考：断面図 A-A' 断面》



《参考：断面図 B-B' 断面》



③内水

内水は、大雨による河川の水位の上昇や排水施設の排水能力を上回る量の雨により、その地域に降った雨が排水できずに溜まって浸水に至ることを言います。

内水は、洪水による浸水と比べると浸水深は小さく浸水継続時間も短い場合が多いですが、河川から離れた地域でも浸水被害が発生したり、降雨から浸水被害が発生するまでの時間が短い場合があります。

本市では、近年の局地的な集中豪雨の増加や都市化の進展に伴い、雨水管等の排水能力を上回る雨水流出が頻発していることから、内水による浸水が発生した場合に備えて、いち早く安全な場所に避難できることを目的に、被害の想定される区域と被害の程度を示した「内水ハザードマップ」を作成しています。

《内水ハザードマップの対象降雨》

対象降雨	想定最大規模降雨に伴う内水により浸水が発生した場合を想定したもの ※想定最大規模降雨：時間最大 153 mm、10 分最大 30 mm、総雨量 690 mm
------	---

※『和光市内水ハザードマップ』は水防法第 14 条の 2 に規定されている「雨水出水浸水想定区域」を指定していないため、同法第 15 条第 3 項に基づくハザードマップではありません。

《参考：和光市における主な水害被害》

発生年月日	原因	土砂災害	洪水	内水	被害状況		
					床上浸水	床下浸水	その他
1958.9.26	台風 22 号 (狩野川台風)	○	○		219 戸	179 戸	家屋損壊(全壊 11 戸・半壊 14 戸)、橋梁損壊
1966.6.28	台風 4 号	○	○		10 戸	161 戸	家屋損壊(全壊 2 戸)、道路決壊 2 箇所、橋の流出 3 箇所、崖崩れ 8 箇所
1966.9.24	台風 26 号(風台風)	○	○	○	－	9 戸	家屋損壊(半壊 12 戸・一部破損 80 戸・非住家 18 戸)、道路冠水 6 箇所、道路不通 4 箇所、崖崩れ 1 箇所
1969.9.2	集中豪雨	○	○		－	43 戸	崖崩れ
1982.9.13	台風 18 号		○		190 戸等	77 戸	
2005.9.4	集中豪雨		○		26 戸	14 戸	擁壁倒壊 1 箇所
2014.6.25	集中豪雨		○	○	31 戸	31 戸	道路冠水 8 箇所

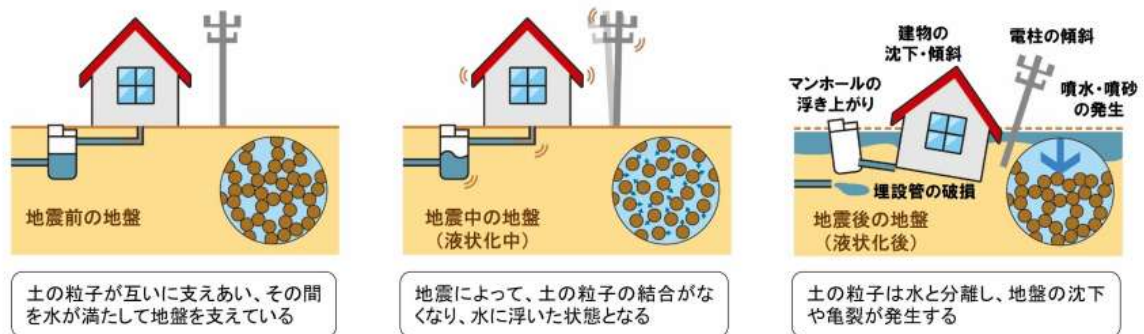
出典：和光市地域防災計画

④地震・火災

ア. 地震

平成 26 年度和光市地震被害想定調査において、和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震が発生した場合に、市の大部分での震度 6 強の揺れ、荒川付近の低地における液状化の可能性、多くの急傾斜地崩壊危険箇所での崖崩れの可能性が予想されています。それらの揺れ、液状化、崖崩れにより建物の倒壊や火災の発生などの被害が想定されています。

≪液状化現象≫



出典：液状化現象とは（国土交通省）

イ. 火災

延焼の可能性の高い地域を表現する一つとして「住宅密集地」かどうかという考えがありますが、「不燃領域率」と、「住宅戸数密度」を活用し算出します。

不燃領域率は、延焼の拡大を防ぐ要素となる不燃建築物と空地の面積の地域全体の面積に占める割合により、地域の延焼のしにくさを表す指標です。

住宅戸数密度は、ある地域内の戸建て住宅数を地域の面積で割った値（戸／ha）で、住宅戸数密度が高いほど、一棟当たりの建築面積が小さくなり、隣棟間隔も狭くなる傾向があると考えられ、隣棟間隔が一定程度以上狭くなると、延焼の危険性が高まるとされています。

また、延焼が遮断されることなく一度の出火で延焼する可能性のある範囲である「延焼クラスター」は、延焼危険性が高い地区の参考とすることなどが考えられます。

本計画では、ガイドライン等の考え方を参考に、以下の区域を住宅密集地として採用しています。

住宅密集地の考え方	参 考
老朽化した木造住宅が密集し、かつ狭い道路が多く敷地規模も狭小といった特徴を有し、下記指標の基準に両方該当する区域 ①住宅戸数密度30戸／ha以上 地区内の住宅戸数を地区面積[ha]で除した密度 ②不燃領域率40%未満 地区面積に対する不燃化面積の割合	数値基準は、以下の考え方を参考に左記の数値を算出 ・埼玉県住宅密集地改善の手引 ・「地震時等の電気火災の発生・延焼等の危険解消に取り組むべき地域の指定に関する地方自治体向けのガイドライン」（H30.3月内閣府）

延焼クラスターの考え方	データ出典
消防活動を行うことができないと仮定して一体的に延焼するおそれがある建物群。 建物構造別に延焼限界距離に関わる係数を用いてGISにて計算処理したもの。この定義の下で、延焼限界距離内にある建物同士を接続していくことで、同一の出火により延焼する可能性のある建物のクラスター（集団）が形成される。	平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課） ※「冬 18 時 風速 8m/s：北西」のケースを採用

《参考：和光市における主な地震被害》

生年月日	原因	被害状況
1923.9.1	関東大震災	新倉村で全壊 1 戸（坂下）、半壊 1 戸（新倉）、白子村で全壊 2 戸
2011.3.11	東北地方太平洋沖地震	本市の震度は震度 5 弱で、以下の被害が発生 ・和光市民文化センター（サンアゼリア）の天井が破損 ・総合体育館の武道場の壁に亀裂 ・総合児童センターのプール等の水道配管にずれが発生 ・市庁舎の議会棟連絡通路や外壁等に亀裂

出典：和光市地域防災計画

2. 災害ハザード情報の収集・整理

市内で発生するおそれがある災害の種類・範囲・規模を把握するため、以下のハザード情報等を整理します。

《収集・整理するハザード情報の概要》

分類	災害ハザード情報	内 容	出典等
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。(土砂災害防止法)	朝霞県土事務所提供データ(令和4年10月)
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。(土砂災害防止法)	
	大規模盛土造成地	谷間や傾斜に大規模な盛土を行い造成した宅地。	
洪水	洪水浸水想定区域等(浸水深)	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域の浸水深を示したもの。 【想定最大規模】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) 荒 川：荒川流域の72時間総雨量632mm 新河岸川流域：新河岸川流域の2日間雨量746mm 【計画規模】 河川整備において基本となる降雨(100～200年に1回程度) 荒 川：荒川流域の72時間総雨量516mm(年超過確率1/200) 新河岸川流域：新河岸川流域の2日間雨量332.6mm(年超過確率1/100)	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所)(指定日：平成28年5月30日) 荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・災害リスク情報図(埼玉県)(指定日：令和2年5月26日)
	洪水浸水想定区域等(浸水継続時間)	氾濫水到達後、一定の浸水深(0.5mを基本)に達してからその浸水深を下回るまでの時間。 【想定最大規模】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) 荒 川：荒川流域の72時間総雨量632mm 新河岸川流域：新河岸川流域の2日間雨量746mm	
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	河岸が侵食されることにより、家屋の基礎を支える地盤が流失し、家屋本体の構造に依らず倒壊・流出のおそれがある区域 【想定最大規模】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) 新河岸川流域：新河岸川流域の2日間雨量746mm	
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域。 【想定最大規模】 想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度) 荒 川：荒川流域の72時間総雨量632mm 新河岸川流域：新河岸川流域の2日間雨量746mm	
	内水浸水想定区域	想定最大規模降雨に伴う内水により浸水が発生した場合を想定したもの。 降雨：時間最大153mm、10分最大30mm、総雨量690mm	
地震・火災	延焼危険箇所	住宅が密集地した地域など延焼の可能性の高い地域。 ①住宅密集地(住宅戸数密度30戸/ha以上かつ不燃領域率40%未満) ②延焼クラスター	平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書(埼玉県危機管理課)
	地表震度分布	和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震(M=7.3)が発生した場合した場合の震度分布	
	液状化	和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震(M=7.3)が発生した場合した場合の液状化の可能性	
	建物被害	和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震(M=7.3)が発生した場合した場合のゆれによる全壊数	

(1) 土砂災害

1) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

■ 白子 1～3 丁目、新倉 2・3 丁目などに、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。

《土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域》



出典：朝霞県土事務所提供データ

2) 大規模盛土造成地

■ 大規模盛土造成地が中央部と南部に合計 6 箇所（谷埋め型が 4 箇所、腹付け型が 2 箇所）あります。

《大規模盛土造成地》



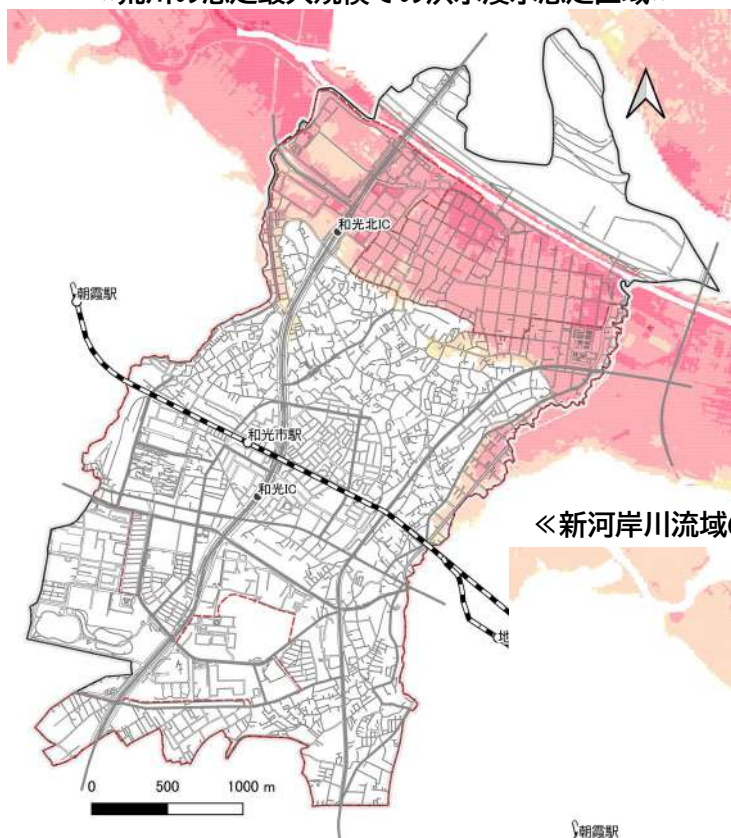
(2) 洪水

1) 洪水浸水想定区域等（浸水深）

① 想定最大規模（各地域で観測された最大の降雨量から想定し得る最大規模の降雨）

- 荒川の想定最大規模での洪水浸水想定区域は、市北側及び白子川沿いに指定されており、大部分が 3～5m 未満であり、一部 5～10m 未満の地域も見られます。
- 新河岸川流域の想定最大規模での洪水浸水想定区域等は、市北側及び越戸川沿い、谷中川沿い、白子川沿いに指定されています。浸水深は大部分が 0.5～3m 未満となっています。

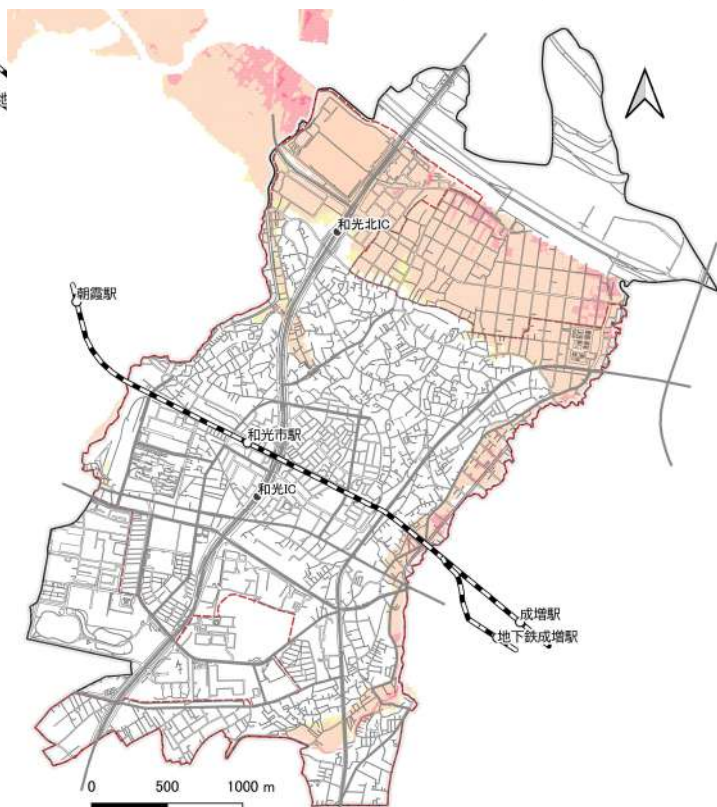
《荒川の想定最大規模での洪水浸水想定区域》



出典：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所)

凡 例	
浸水深	
	0.0～0.5m未満
	0.5～3.0m未満
	3.0～5.0m未満
	5.0～10.0m未満
	10.0～20.0m 未満
	市街化区域
	幹線道路等

《新河岸川流域の想定最大規模での洪水浸水想定区域等》

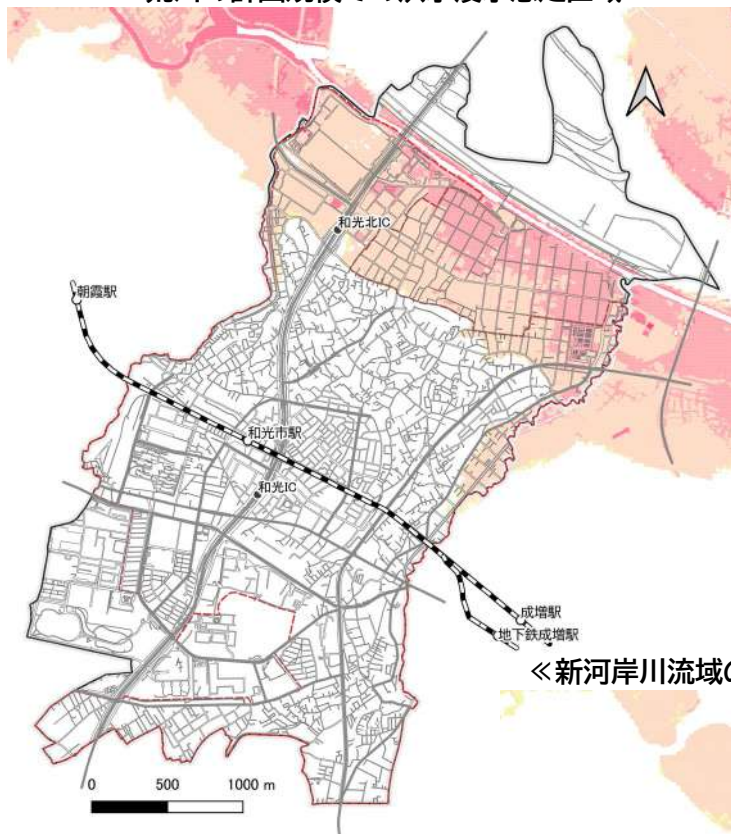


出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・
災害リスク情報図（埼玉県）

②計画規模（河川整備において基本となる降雨）

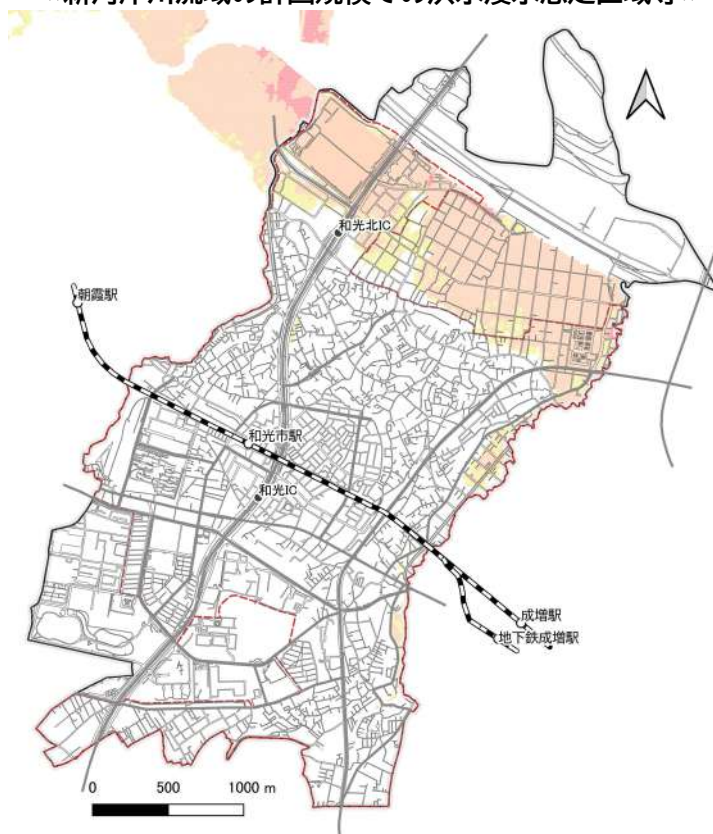
- 荒川の計画規模での洪水浸水想定区域は、市北側及び白子川沿いに指定されています。浸水深は、0.5～3m未満が多く、新倉8丁目、下新倉5・6丁目周辺では3～5m未満となっています。
- 新河岸川流域の計画規模での洪水浸水想定区域等は、市北側及び白子川沿いの一部に指定されています。浸水深は大部分が0.5～3m未満となっています。

《荒川の計画規模での洪水浸水想定区域》



出典：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所)

《新河岸川流域の計画規模での洪水浸水想定区域等》



出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・災害リスク情報図（埼玉県）

凡 例	
浸水深	
	0.0～0.5m未満
	0.5～3.0m未満
	3.0～5.0m未満
	5.0～10.0m未満
	10.0～20.0m未満
	市街化区域
	幹線道路等

2) 洪水浸水想定区域等（浸水継続時間）

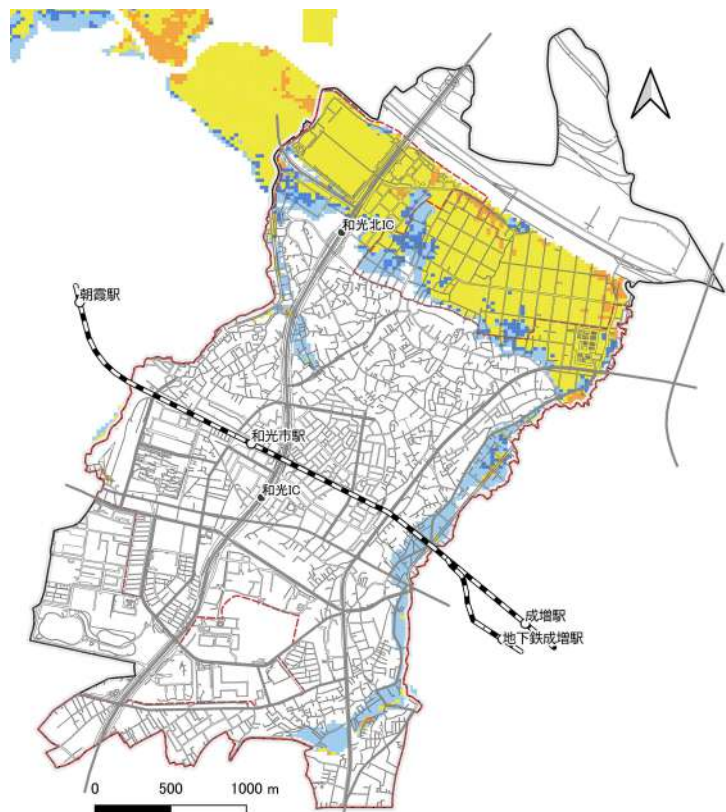
- 浸水継続時間は、氾濫水到達後、一定の浸水深（0.5mを基本）に達してからその浸水深を下回るまでの時間となっています。
- 荒川の浸水継続時間は、越戸川及び白子川沿いの一部が長期の孤立に伴う飲料水や食料などの不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされる浸水継続時間3日間以上の区域となっています。
- 新河岸川流域も同様に、越戸川及び白子川沿いの一部が3日間以上の区域となっています。

《荒川の想定最大規模での浸水継続時間》



出典：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
（荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所）

《新河岸川流域の想定最大規模での浸水継続時間》



出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・
災害リスク情報図（埼玉県）

凡 例

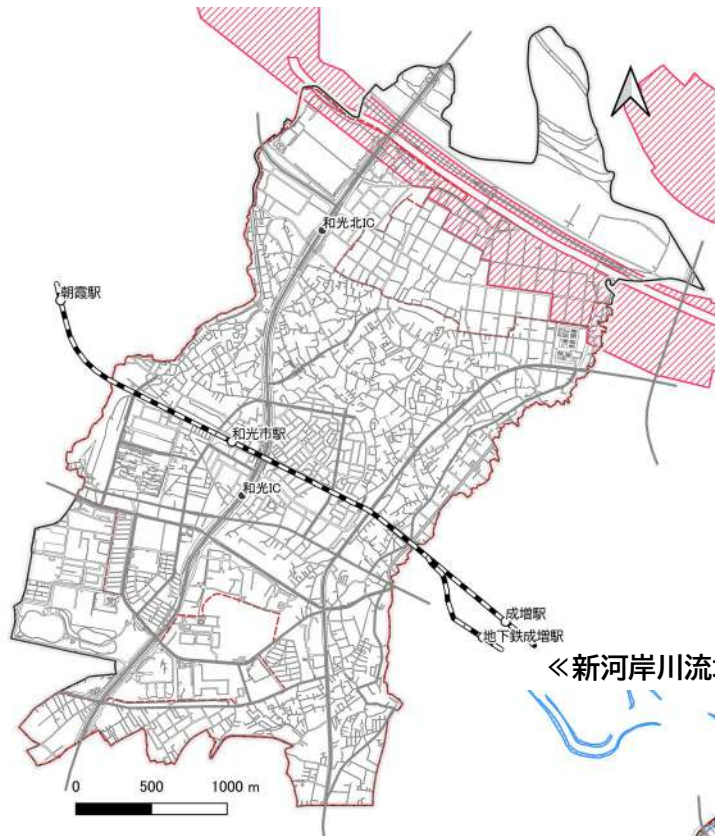
浸水継続時間

- 12時間未満の区域
- 12時間～1日未満の区域
- 1日～3日未満の区域
- 3日～1週間未満の区域
- 1週間～2週間の区域
- 2週間以上の区域
- 市街化区域
- 幹線道路等

3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）

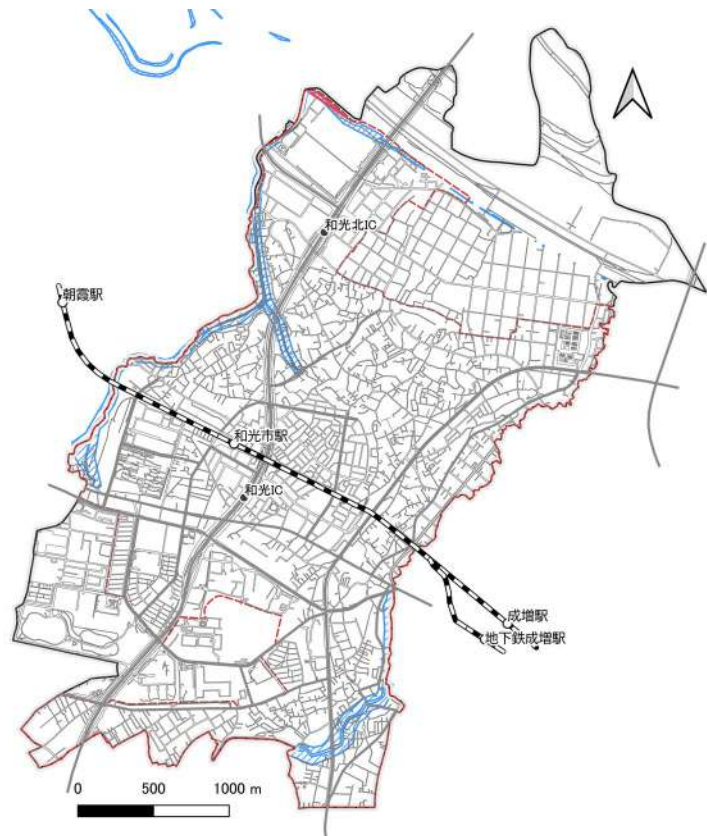
- 家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊等に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。
- 荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域は、新河岸川沿い一体に氾濫流が指定されています。
- 新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域は、新河岸川沿いの一部、越戸川沿い、谷中川沿い、白子川沿いに河岸侵食が指定されています。

《荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域》



出典：荒川水系荒川洪水浸水想定区域図
(荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所)

《新河岸川流域の家屋倒壊等氾濫想定区域》



凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 市街化区域
- 幹線道路等

出典：荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・
災害リスク情報図（埼玉県）

(3) 内水

■内水（大雨で下水道や水路がいっぱいになり、マンホールなどから水があふれること）の可能性のある区域は、市内の広い範囲となっていますが、多くの浸水深が 0.1～0.5m 未満となっています。

《内水ハザードマップ》

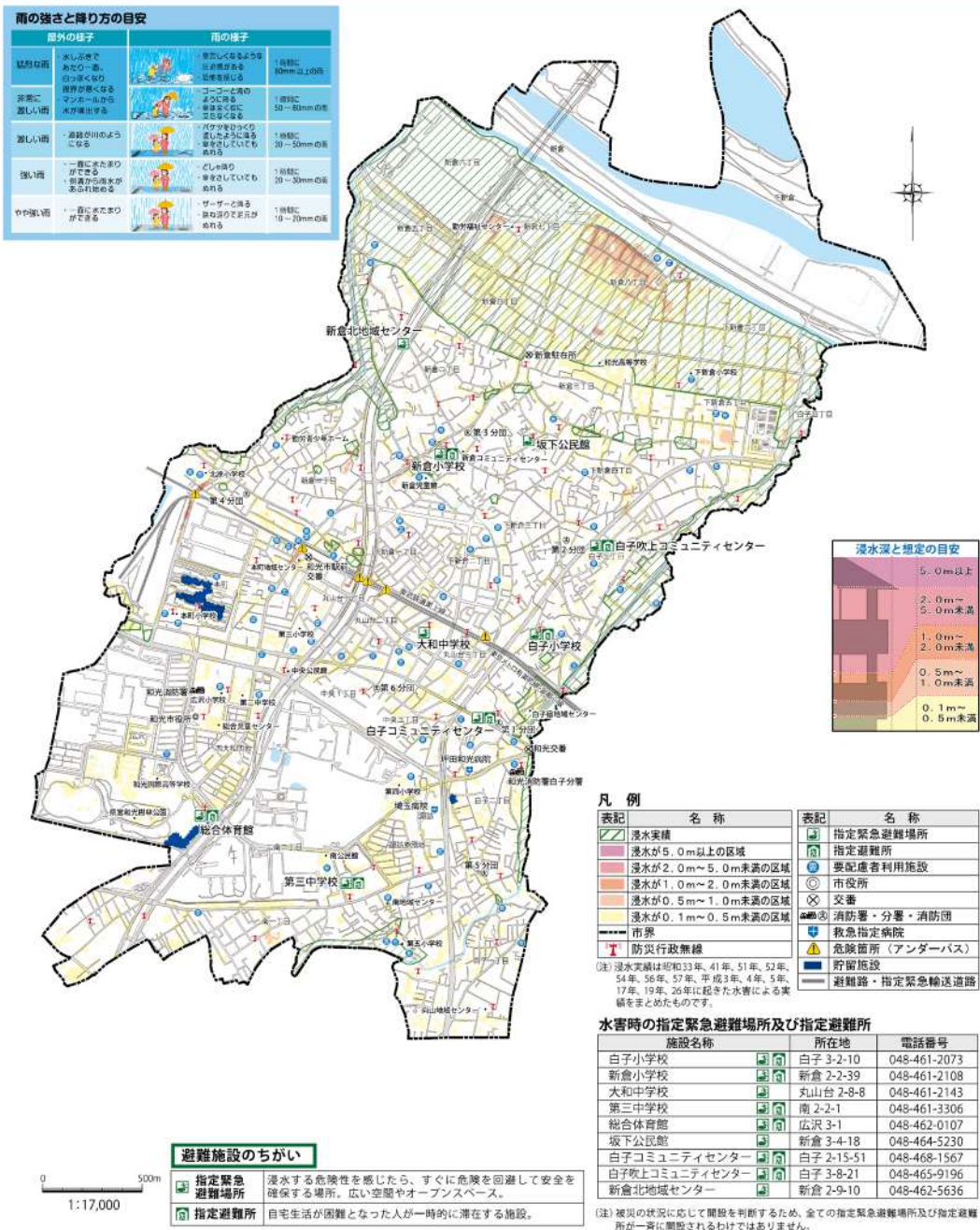
内水ハザードマップ

この地図は、1,000 年に 1 回程度の雨で内水が発生した場合に予想される浸水区域や浸水の深さや、避難施設などをまとめたもので、万が一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つように作成したものです。

・内水：大雨で下水道や水路がいっぱいになり、マンホールや雨水管などから水があふれること。
・洪水：大雨が降り、河川の水があふれ、堤防が決壊することや、堤防が崩壊することによって河川の水があふれること。
・浸水の範囲と浸水深は、過去の浸水履歴や地形などによって浸水が予測された場合に示されています。

・想定条件には、河川への放流停止などを考慮していません。浸水を想定している箇所でも浸水する可能性があります。また、想定浸水には、浸水が予測される範囲を示していますが、浸水の深さや浸水の範囲は、浸水の発生状況によって異なります。あくまで目安としてご覧ください。

・出典：国土交通省（2019 年 7 月更新）を加工して作成



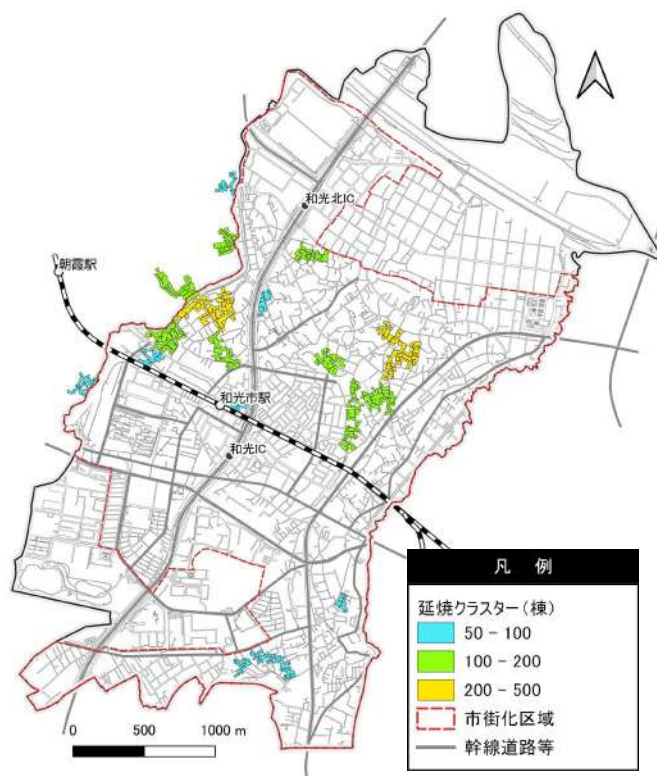
出典：和光市 HP

(4) 地震・火災

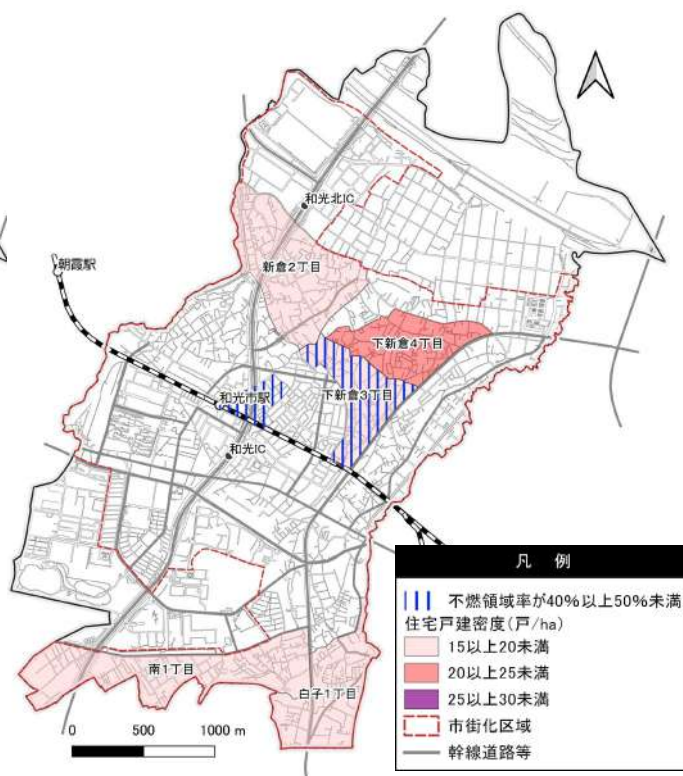
1) 延焼危険箇所

- 市内で、国等による住宅密集地の指標（住宅戸数密度 30 戸/ha 以上かつ不燃領域率 40% 未満）に該当する地域はありません。
- 本市における火災延焼の危険性が高い地域として、住宅戸数密度 18.19 戸/ha、不燃領域率 45.5%の下新倉 3 丁目が挙げられ、一体的に延焼する恐れのある建物群（延焼クラスター構成建築物）が合計で 452 棟あります。
- また、下新倉 4 丁目は住宅戸数密度 20.58 戸/ha となっており、不燃領域率は 53.1%と高いが、延焼クラスター構成建築物は 302 棟となっています。

《延焼クラスター》



《住宅密集地》



出典：内閣府公表データ（平成 30 年 3 月）

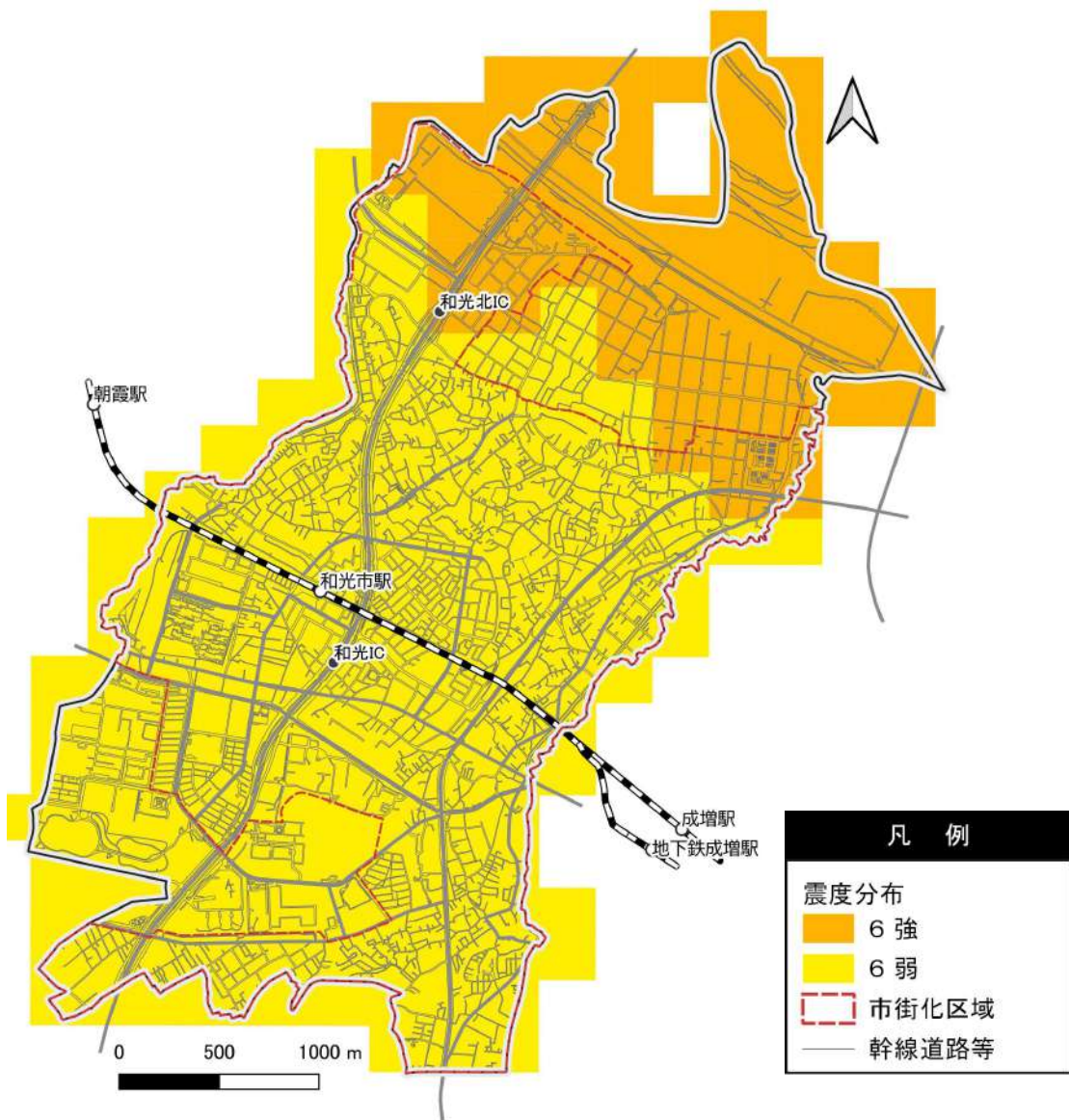
平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課）

2) 地震被害想定（東京湾北部地震）

①地表震度分布

■和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（ $M=7.3$ ）が発生した場合の震度分布は、北部において震度6強が想定されており、その他では震度6弱が想定されています。

≪震度分布図（東京湾北部地震）≫



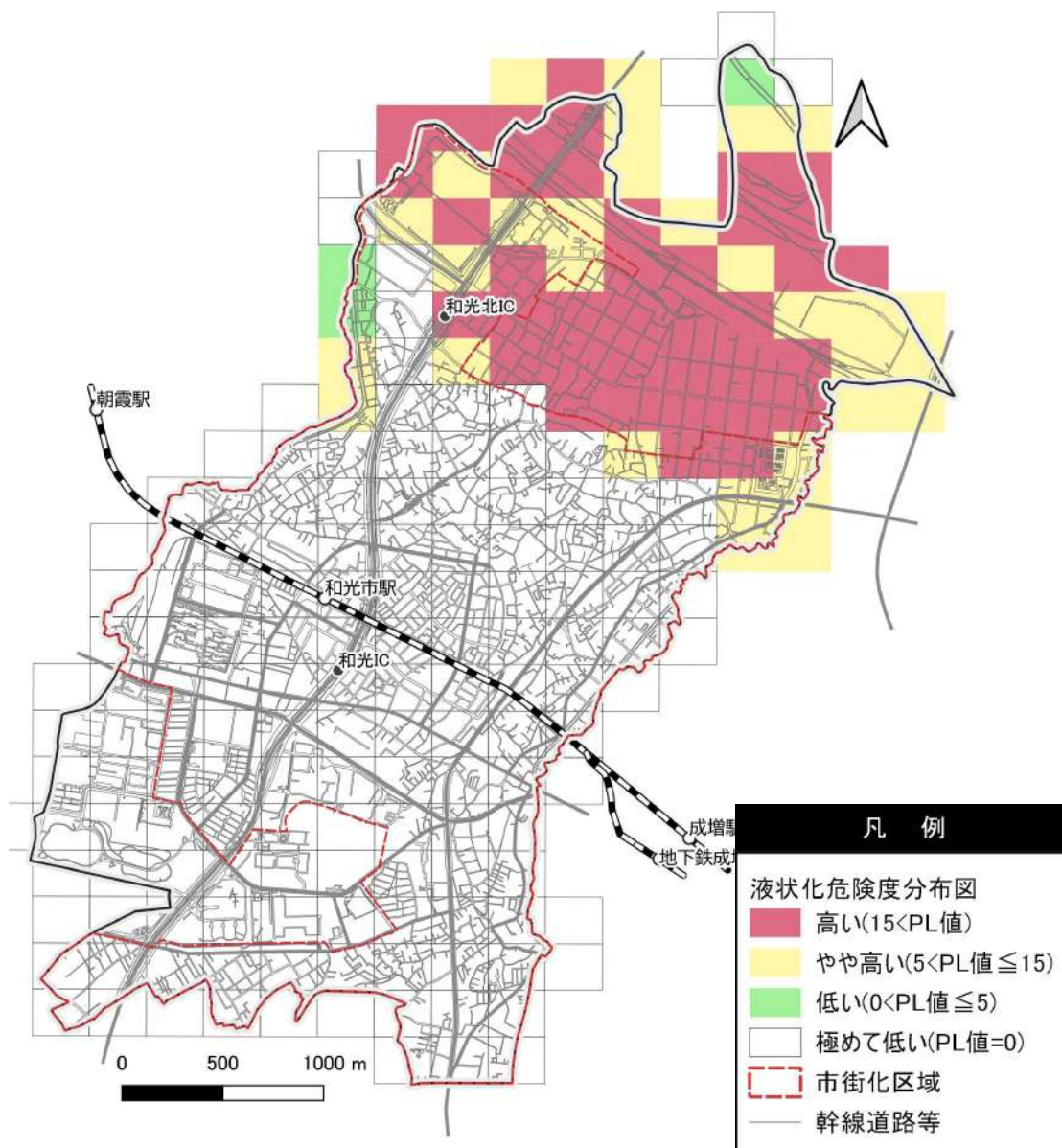
※和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（ $M=7.3$ ）が発生した場合の震度分布

出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課）

②液状化

■和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M=7.3）が発生した場合した場合の可能性として、北部において液状化の可能性が高い想定が集中しています。

≪液状化危険度分布図（東京湾北部地震）≫



※和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M=7.3）が発生した場合した場合の液状化の可能性

※PL 値：地盤の液状化の程度を表す指標である液状化指数

PL 値=0 液状化の可能性が極めて低い

0<PL 値≤5 液状化の可能性は低い

5<PL 値≤15 液状化の可能性がやや高い

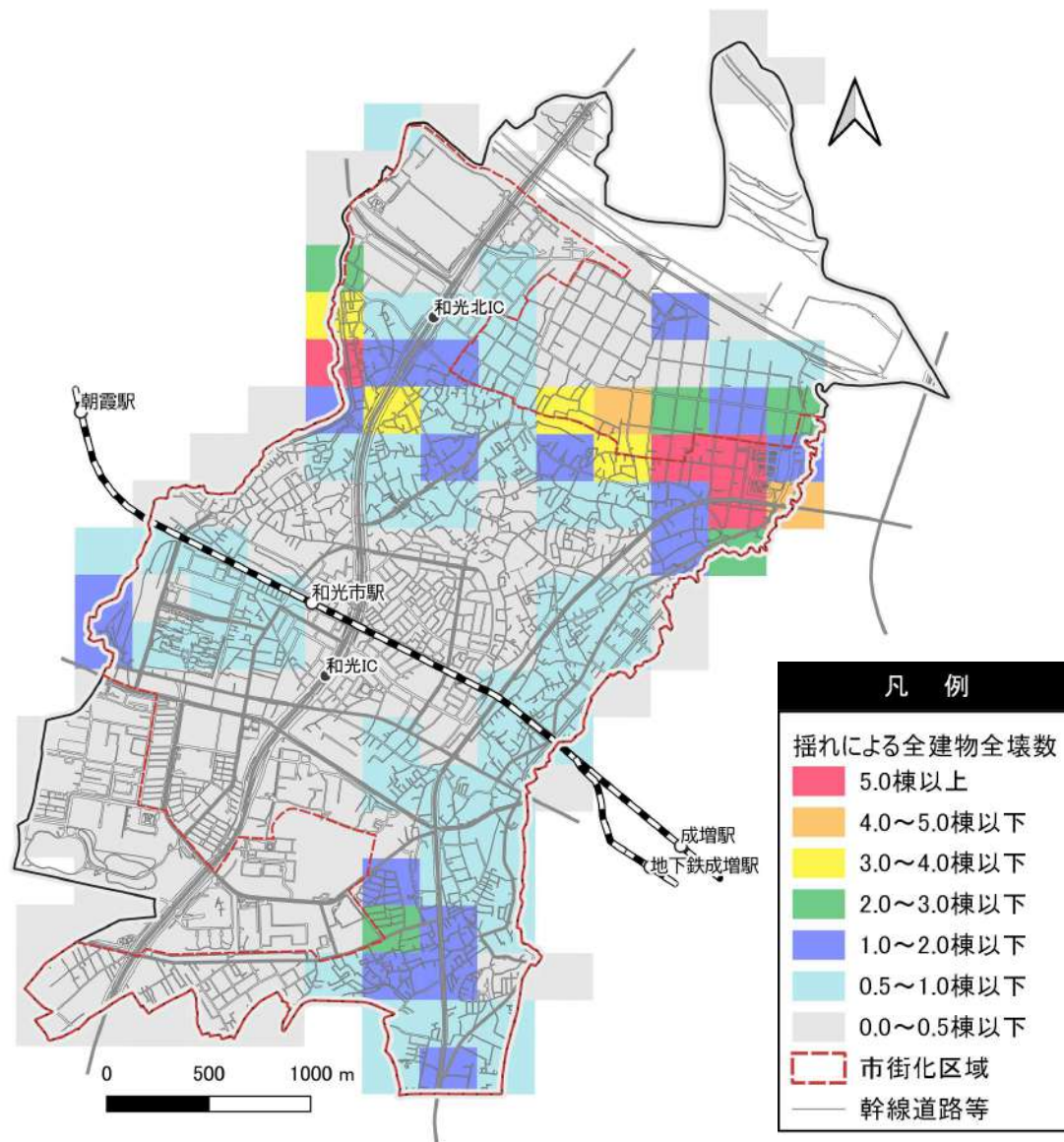
15<PL 値 液状化の可能性が高い

出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課）

③建物被害

- 和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M=7.3）が発生した場合の全壊する建物数は、全市で 518 棟の想定となっています。
- 揺れによる全壊数の分布を見ると、北地域及び白子川周辺に分布しており、特に新倉 2 丁目及び下新倉 5 丁目は 5.0 棟以上の建物の全壊が想定されています。

《揺れによる建物全壊数（東京湾北部地震）》



※和光市に最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震（M=7.3）が発生した場合の揺れによる全壊数

出典：平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課）

3. 災害リスクの高い地域等の抽出

(1) 分析の視点

本市で想定される災害ハザード情報と、住宅や都市施設などの都市情報を重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を実施します。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと、分析の視点は次のとおりです。

なお、洪水については、「荒川水系荒川」と「荒川水系新河岸川流域」を対象として分析を行います。また、市全体は確認するものの市街化区域内を基本に分析を行います。

≪災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと分析の視点≫

災害ハザード情報			都市情報	分析の視点
土砂災害	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・大規模盛土造成地		× 建物	→ 分析1 ◇建物の倒壊や生命・人体に影響が及ぶリスクが生じる地域があるか
洪水	洪水 浸水深	想定最大規模・計画規模 (荒川、新河岸川流域)	× 建物	→ 分析2 ◇建物の倒壊や生命・人体に影響が及ぶリスクが生じる地域があるか
			× 建物階数	→ 分析3 ◇垂直避難が困難な地域があるか
	浸水継続時間	想定最大規模 (荒川、新河岸川流域)	都市施設(医療・福祉・防災拠点施設・避難所・避難場所・アンダーパス)	→ 分析4 ◇要配慮者入所施設に危険は及ばないか ◇災害時に継続利用が可能か
			建物	→ 分析5 ◇長期にわたり孤立する地域があるか
			× 都市施設(医療・福祉・防災拠点施設・避難所・避難場所・アンダーパス)	→ 分析6 ◇長期間孤立する要配慮者入所施設はないか ◇長期間の浸水により継続利用できない施設はあるか
内水	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (河岸侵食)	想定最大規模 (新河岸川流域)	× 建物	→ 分析7 ◇建物が倒壊・流出する地域があるか
	家屋倒壊等 氾濫想定区域 (氾濫流)	想定最大規模 (荒川、新河岸川流域)	× 木造家屋	→ 分析8 ◇木造家屋が倒壊する地域があるか
地震・火災	内水浸水想定区域		× 建物階数・都市施設(アンダーパス)	→ 分析9 ◇垂直避難が困難な地域があるか ◇災害時に通行可能か
	延焼クラスター		× 道路幅員	→ 分析10 ◇火災発生時に広範囲に延焼するおそれはあるか ◇火災発生時に消防活動が困難になる可能性があるか
	延焼危険箇所		× オープンスペース	→ 分析11 ◇延焼した際に周辺で緊急避難できる場所があるか
	液状化危険度分布		× 建物	→ 分析12 ◇液状化による建物への被害が生じる地域はあるか
	揺れによる建物全壊数		× 木造家屋・幅員 4m未満道路	→ 分析13 ◇地震時に建物が倒壊する地域があるか

《参考：データ内容》

情 報			データ内容	出 典
災害ハザード情報	土砂災害	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	朝霞県土事務所提供データ（令和 4 年 10 月）
		大規模盛土造成地	大規模盛土造成地	和光市大規模盛土造成地マップ（和光市）
	洪水浸水	洪水浸水深	荒川 浸水深	荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所）（指定日：平成 28 年 5 月 30 日） 荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・災害リスク情報図（埼玉県）（指定日：令和 2 年 5 月 26 日）
			新河岸川流域 浸水深	
		浸水継続時間	荒川 浸水継続時間	
			新河岸川流域 浸水継続時間	
		家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	新河岸川流域 河岸侵食	
		家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	荒川 氾濫流	
	新河岸川流域 氾濫流			
	内水浸水	内水浸水想定区域	内水浸水想定区域	内水ハザードマップ（和光市）
	地震・火災	液状化危険度分布	液状化による危険度（東京湾北部地震）	平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課）
		揺れによる建物全壊数	揺れによる建物全壊数（東京湾北部地震）	
		延焼危険箇所	建物住宅密度	内閣府公表データ（平成 30 年 3 月）
不燃領域率				
延焼クラスター			平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査報告書（埼玉県危機管理課） ※「冬 18 時 風速 8m/s：北西」のケースを採用	
都市情報	建物、建物階数		建物利用現況のうち住居系の建物（住宅・共同住宅・店舗等併用住宅・店舗等併用共同住宅・作業所併用住宅）	都市計画基礎調査（令和 4 年 3 月）
	都市施設	医療	病院	埼玉県医療機能情報提供システム（令和 4 年 7 月時点）
		福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設）	高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設	和光市資料（令和 4 年 8 月時点）
		防災拠点施設	主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院	和光市地域防災計画（平成 31 年 3 月）
		避難所・避難場所	避難所・避難場所	避難所等一覧（和光市 HP）
		アンダーパス	アンダーパス	内水ハザードマップ（和光市）
	木造家屋		建物利用現況のうち住居系の建物（住宅・共同住宅・店舗等併用住宅・店舗等併用共同住宅・作業所併用住宅）で構造が木造	都市計画基礎調査（令和 4 年 3 月）
	道路幅員		市道	和光市資料（令和 3 年時点）
	オープンスペース	公園	公園	和光市みどりの基本計画（令和 4 年 3 月策定）、和光市資料（令和 4 年 8 月時点）
避難場所		避難場所	避難所等一覧（和光市 HP）	

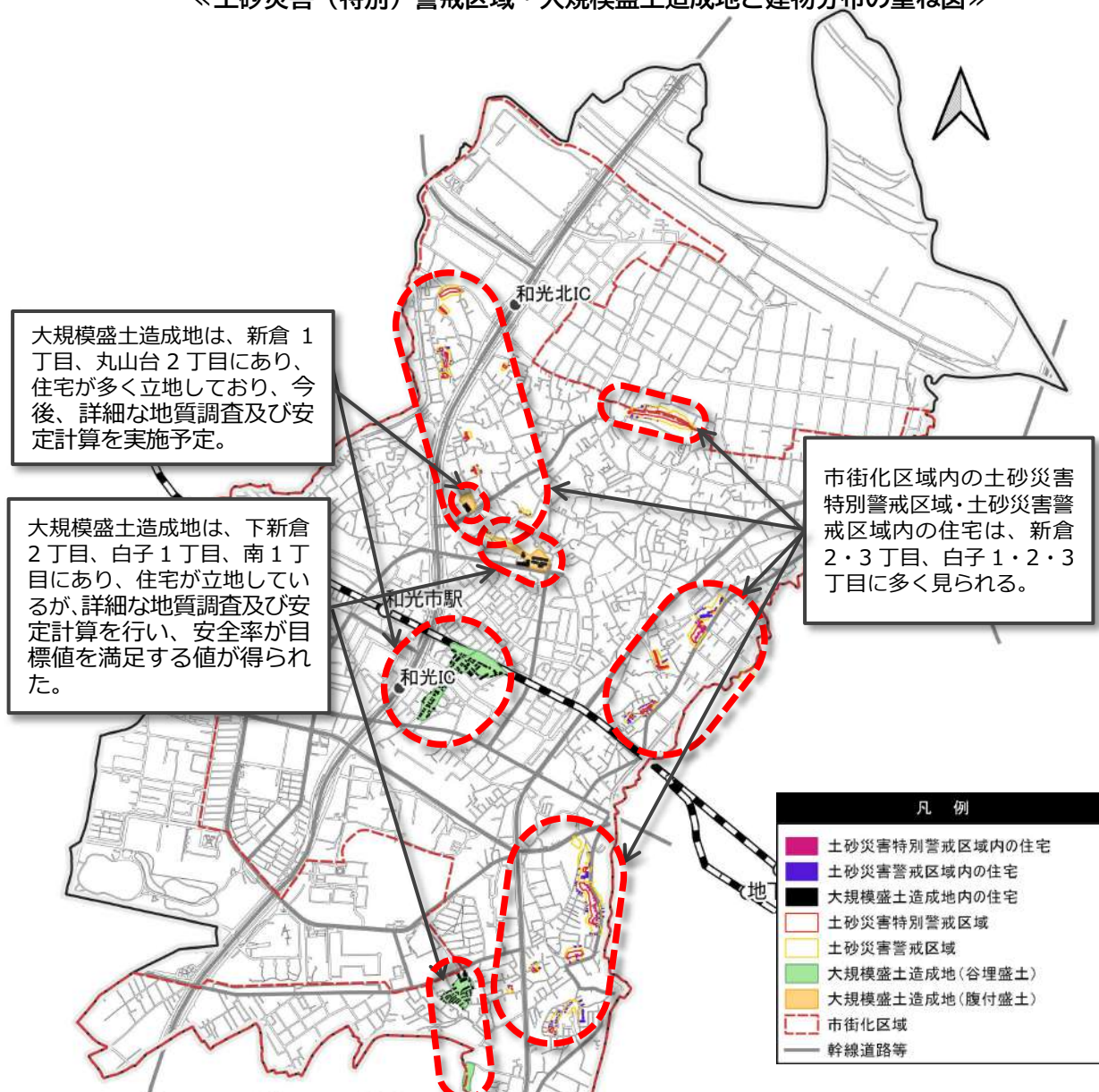
(2) 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ

分析 1 土砂災害×建物

【分析の視点】 建物の倒壊や生命・人体に影響が及ぶリスクが生じる地域があるか

- 市内全域の土砂災害警戒区域内の住宅は 223 戸あり、そのうち土砂災害特別警戒区域内は 52 戸となっています。市街化区域内の土砂災害警戒区域内の住宅は 217 戸あり、そのうち土砂災害特別警戒区域内は 51 戸となっています。
- 大規模盛土造成地内の住宅は 177 戸となっています。大規模盛土造成地の安全性把握のための調査を順次実施しており、3 箇所ですでに詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られています。残りの 3 地区については、順次調査を実施する予定です。

《土砂災害（特別）警戒区域・大規模盛土造成地と建物分布の重ね図》



対象	戸数 (戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
土砂災害警戒区域内の住宅	223 (1.7%)	217 (1.7%)
(土砂災害警戒区域のうち) 土砂災害特別警戒区域内の住宅	52 (0.4%)	51 (0.4%)
大規模盛土造成地内の住宅	177 (1.4%)	177 (1.4%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

土砂災害警戒区域内の住宅数	北地域	31 戸	東地域	126 戸	計 223 戸
	中央地域	26 戸	南地域	40 戸	

（土砂災害警戒区域のうち） 土砂災害特別警戒区域内の住宅数	北地域	6 戸	東地域	36 戸	計 52 戸
	中央地域	8 戸	南地域	2 戸	

大規模盛土造成地内の住宅数	北地域	0 戸	東地域	0 戸	計 177 戸
	中央地域	108 戸	南地域	69 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・3 丁目の一部地域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 31 戸の住宅が立地しており、一定の居住があります。土砂災害が発生した場合、がけ崩れ等に巻き込まれる人が発生する可能性があります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 26 戸の住宅が立地しており、一定の居住があります。 また、新倉 1 丁目、下新倉 2 丁目、丸山台 2 丁目の一部地域において、大規模盛土造成地内に 108 戸の住宅が立地しており、一定の居住があります。 土砂災害が発生した場合、がけ崩れ等に巻き込まれる人が発生する可能性があります。下新倉 2 丁目の地区では詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られています。
東地域	白子 2・3 丁目の一部地域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 126 戸の住宅が立地しており、多くの居住があります。土砂災害が発生した場合、がけ崩れ等に巻き込まれる人が発生する可能性があります。
南地域	白子 1 丁目、南 1 丁目の一部地域において、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域内に 40 戸の住宅が立地しており、一定の居住があります。土砂災害が発生した場合、がけ崩れ等に巻き込まれる人が発生する可能性があります。 また、白子 1 丁目、南 1 丁目の一部地域において、大規模盛土造成地内に 69 戸の住宅が立地しており、一定の居住がありますが、詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られています。

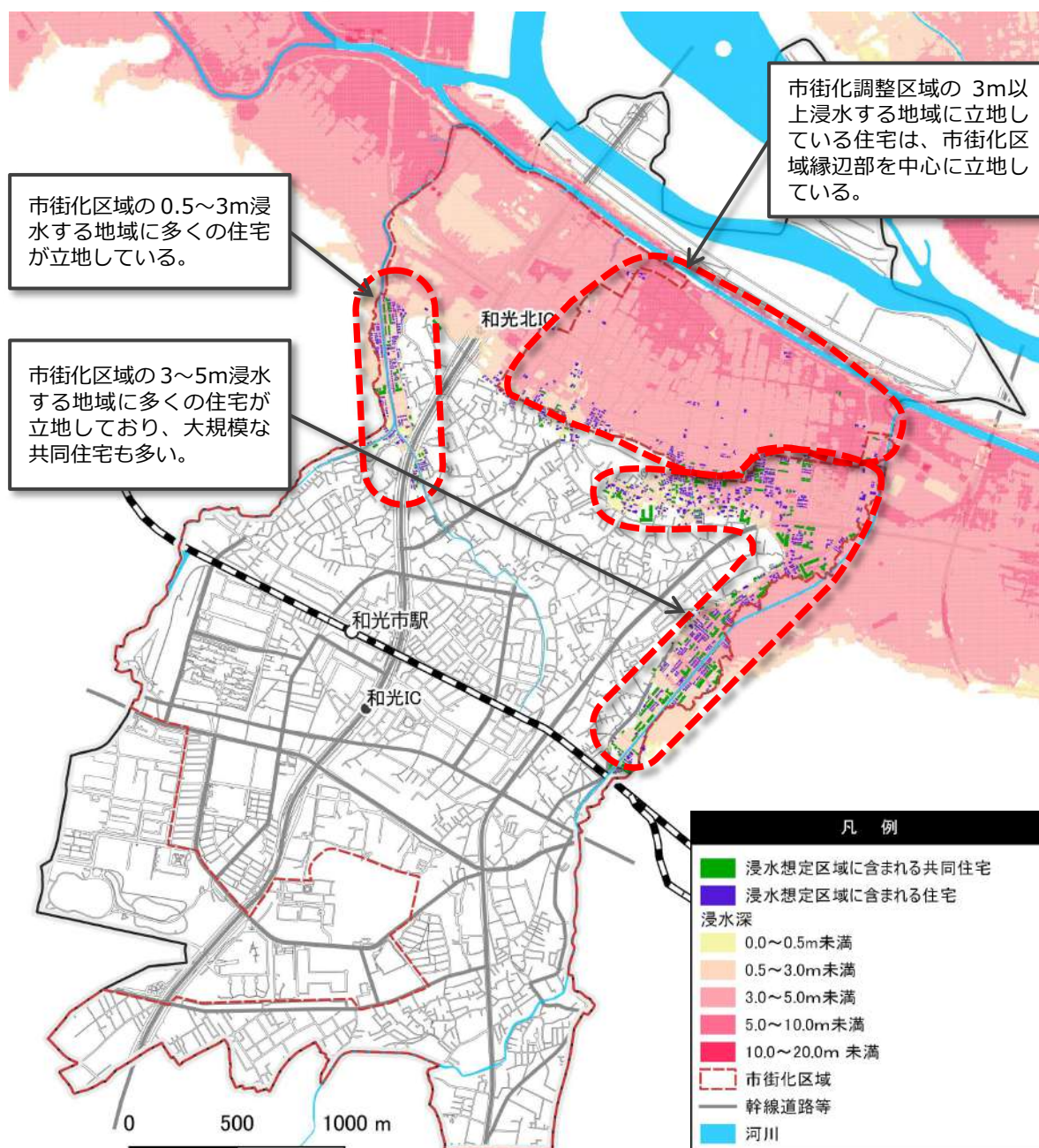
分析 2 洪水浸水深×建物

【分析の視点】 建物の倒壊や生命・人体に影響が及ぶリスクが生じる地域があるか

①想定最大規模（各地域で観測された最大の降雨量から想定し得る最大規模の降雨）

- 浸水深と建物分布の関係をみると、浸水深は 3～5m の地域が多く、市内全域の浸水想定区域内には 1,755 戸の住宅が立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には 1,533 戸の住宅が立地しています。白子 3 丁目の白子川沿いに大規模な共同住宅も多く立地しており、人口が集積しています。市街化調整区域の浸水想定区域内の住宅は市街化区域縁辺部を中心に立地しています。

≪荒川の洪水浸水想定区域と建物分布の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
浸水想定区域に含まれる住宅	1,775 (13.7%)	1,533 (12.1%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水想定区域に含まれる住宅数	北地域	1,058 戸	東地域	434 戸	計 1,775 戸
	中央地域	283 戸	南地域	0 戸	

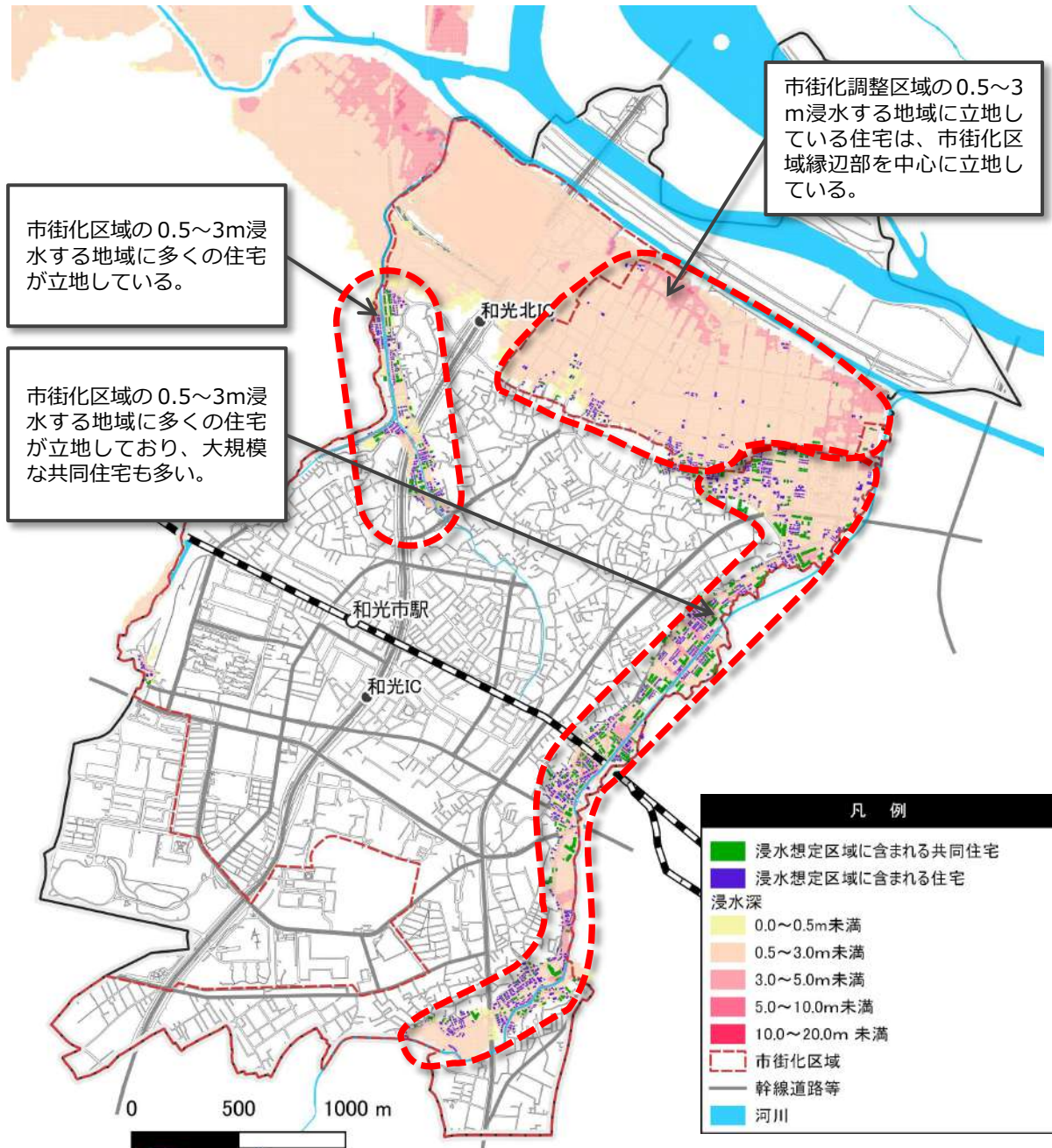
（上記浸水想定区域に含まれる住宅数のうち）共同住宅数	北地域	123 戸 うち 3 階以上 47 戸	東地域	91 戸 うち 3 階以上 35 戸	計 246 戸
	中央地域	32 戸 うち 3 階以上 7 戸	南地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・3 丁目、下新倉 4 丁目、白子 3 丁目の一部地域、新倉 4・5・6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 4 丁目において、新河岸川沿いの標高は 10m 未満と低く、広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。市街化区域や市街化区域縁辺部を中心に非常に多くの住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、越戸川、谷中川沿いの標高は 10m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
東地域	白子 3 丁目の一部地域において、白子川沿いの標高は 10m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。多くの住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

- 浸水深は0.5～3mの地域が多く、市内全域の浸水想定区域内には2,150戸の住宅が立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には1,925戸の住宅が立地しており、白子川沿いに大規模な共同住宅も多く立地しており、人口が集積しています。市街化調整区域の浸水想定区域内の住宅は市街化区域縁辺部を中心に立地しています。

≪新河岸川流域（水害リスク情報図）の洪水浸水想定区域と建物分布の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
浸水想定区域に含まれる住宅	2,150 (16.6%)	1,925 (15.1%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水想定区域に含まれる住宅数	北地域	797 戸	東地域	710 戸	計 2,150 戸
	中央地域	288 戸	南地域	355 戸	

（上記浸水想定区域に含まれる住宅数のうち）共同住宅数	北地域	98 戸 うち 3 階以上 35 戸	東地域	171 戸 うち 3 階以上 64 戸	計 347 戸
	中央地域	37 戸 うち 3 階以上 8 戸	南地域	41 戸 うち 3 階以上 12 戸	

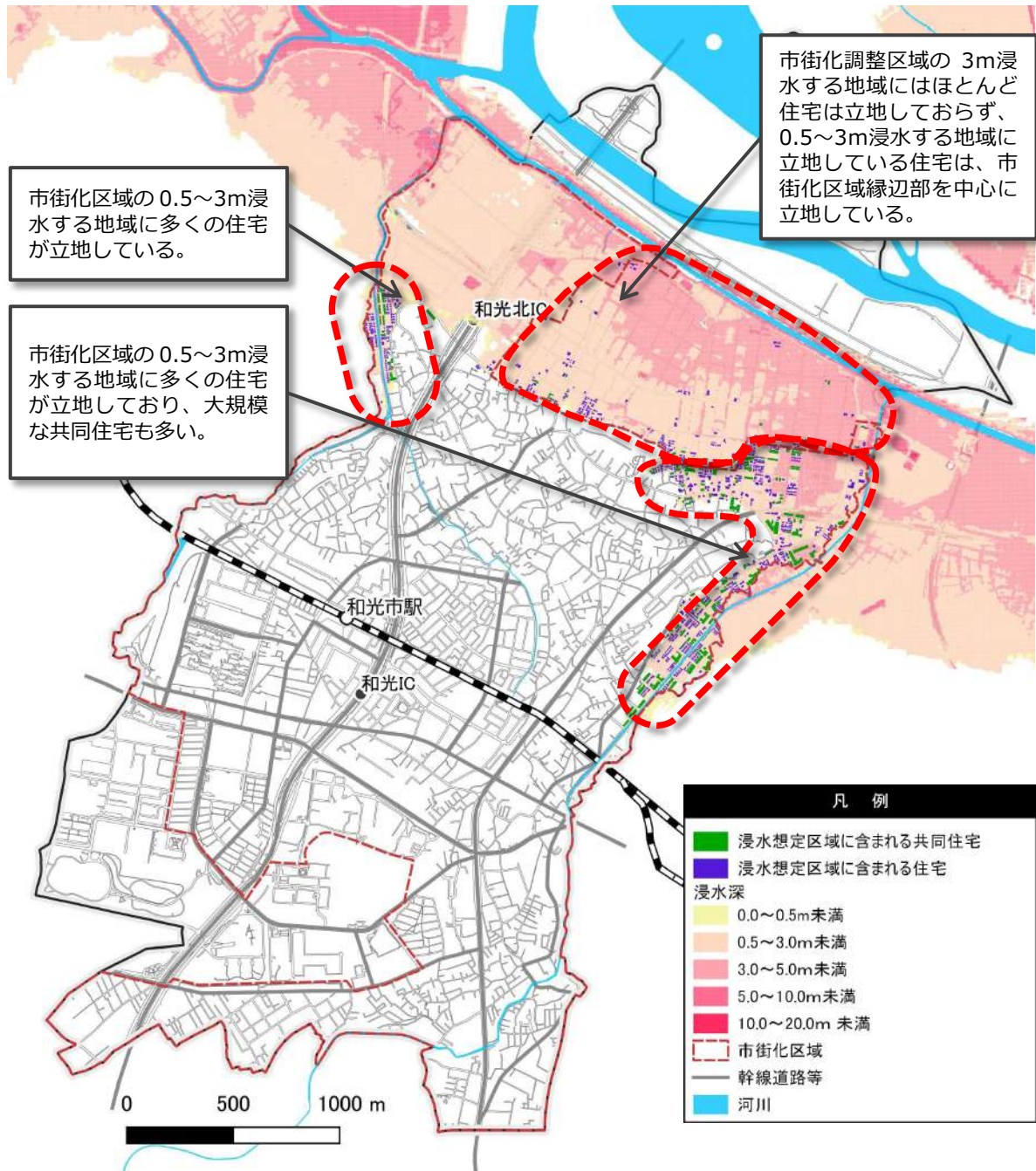
◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・3・4・5 丁目、下新倉 4 丁目、白子 3 丁目の一部地域、新倉 6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 4 丁目において、新河岸川沿いの標高は 10m 未満と低く、広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。市街化区域や市街化区域縁辺部を中心に非常に多くの住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、越戸川、谷中川沿いの標高は 10m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。また、本町の一部において、越戸川の開渠部分で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
東地域	白子 2・3 丁目の一部地域において、白子川沿いの標高は 15m 未満と低く、広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。非常に多くの住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	南 1 丁目、白子 1 丁目の一部地域において、白子川沿いの標高は 25m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があるため、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。

②計画規模（河川整備において基本となる降雨）

- 浸水深は0.5～3mの地域が多く、市内全域の浸水想定区域内には1,322戸の住宅が立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には1,081戸の住宅が立地しており、白子3丁目の白子川沿いに大規模な共同住宅も多く立地しており、人口が集積しています。市街化調整区域の浸水想定区域内の住宅は市街化区域縁辺部を中心に立地しています。

≪荒川の洪水浸水想定区域と建物分布の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
浸水想定区域に含まれる住宅	1,322（10.2%）	1,081（8.5%）

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水想定区域に含まれる住宅数	北地域	797 戸	東地域	353 戸	計 1,322 戸
	中央地域	172 戸	南地域	0 戸	

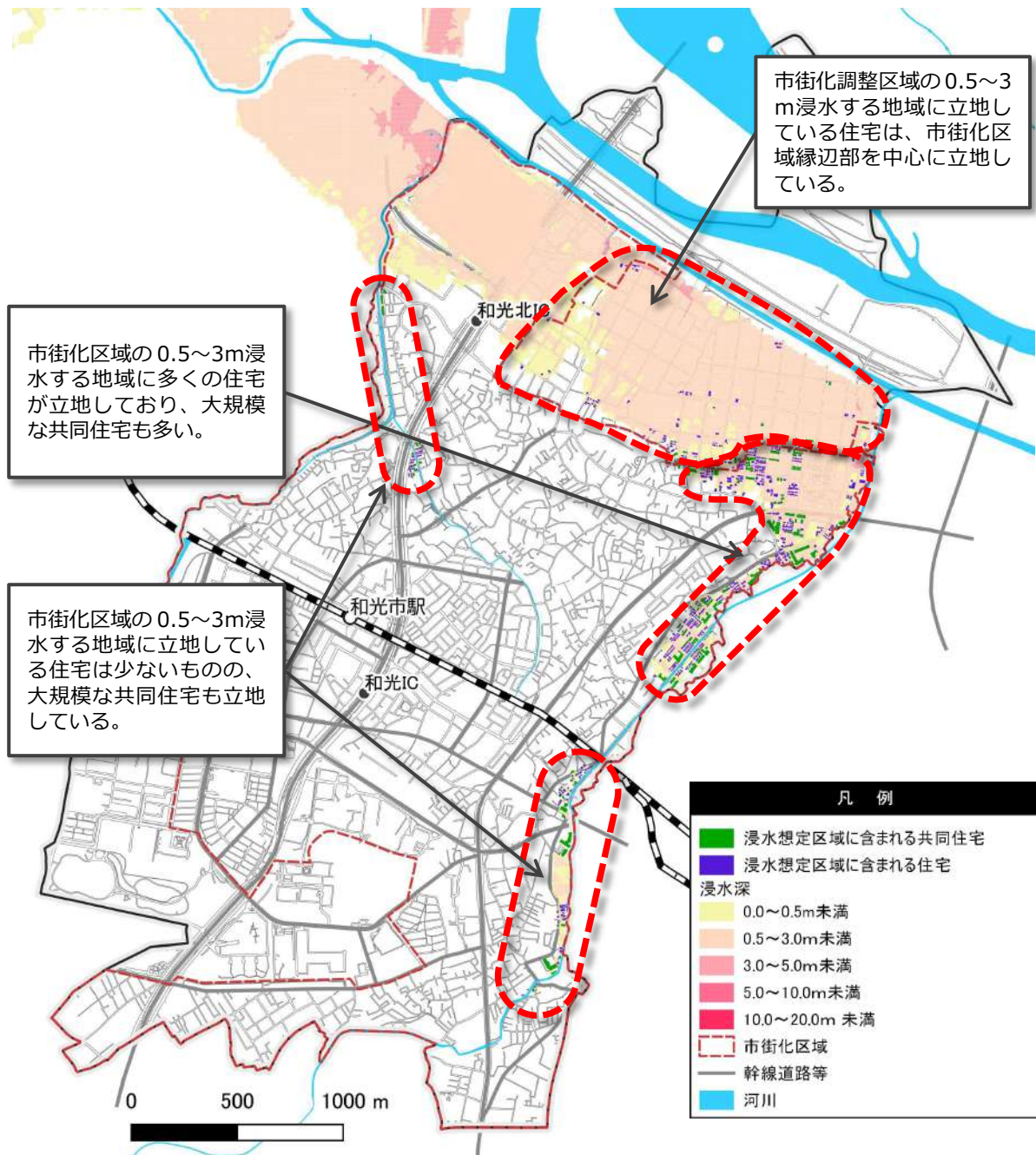
（上記浸水想定区域に含まれる住宅数のうち）共同住宅数	北地域	96 戸 うち 3 階以上 40 戸	東地域	65 戸 うち 3 階以上 29 戸	計 178 戸
	中央地域	17 戸 うち 3 階以上 3 戸	南地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・3・4 丁目、下新倉 4 丁目、白子 3 丁目の一部地域、新倉 5・6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 4 丁目において、新河岸川沿いの標高は 10m 未満と低く、広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。市街化区域や市街化区域縁辺部を中心に非常に多くの住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、越戸川、谷中川沿いの標高は 10m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
東地域	白子 3 丁目の一部地域において、白子川沿いの標高は 10m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

- 浸水深は 0.5～3m の地域が多く、市内全域の浸水想定区域内には 923 戸の住宅が立地しています。
- 市街化区域の浸水想定区域内には 777 戸の住宅が立地しており、白子川沿いに大規模な共同住宅も多く立地しており、人口が集積しています。市街化調整区域の浸水想定区域内の住宅は市街化区域縁辺部を中心に立地しています。

《新河岸川流域（水害リスク情報図）の洪水浸水想定区域と建物分布の重ね図》



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
浸水想定区域に含まれる住宅	923 (7.1%)	777 (6.1%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水想定区域に含まれる住宅数	北地域	572 戸	東地域	285 戸	計 923 戸
	中央地域	28 戸	南地域	38 戸	

（上記浸水想定区域に含まれる住宅数のうち）共同住宅数	北地域	72 戸 うち 3 階以上 29 戸	東地域	56 戸 うち 3 階以上 21 戸	計 142 戸
	中央地域	7 戸 うち 3 階以上 0 戸	南地域	7 戸 うち 3 階以上 3 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・3・4・5・7 丁目、白子 3 丁目、下新倉 5 丁目の一部地域、新倉 6・8 丁目、下新倉 6 丁目、白子 4 丁目において、新河岸川沿いの標高は 10m 未満と低く、広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。市街化区域や市街化区域縁辺部を中心に非常に多くの住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、越戸川、谷中川沿いの標高は 10m 未満と低く、一部の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
東地域	白子 2・3 丁目の一部地域において、白子川沿いの標高は 15m 未満と低く、一定の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。
南地域	南 1 丁目、白子 1 丁目の一部地域において、白子川沿いの標高は 25m 未満と低く、一部の範囲で浸水深が 0.5m 以上となります。一定の住宅があり、避難行動や救助活動が困難となる可能性があります。

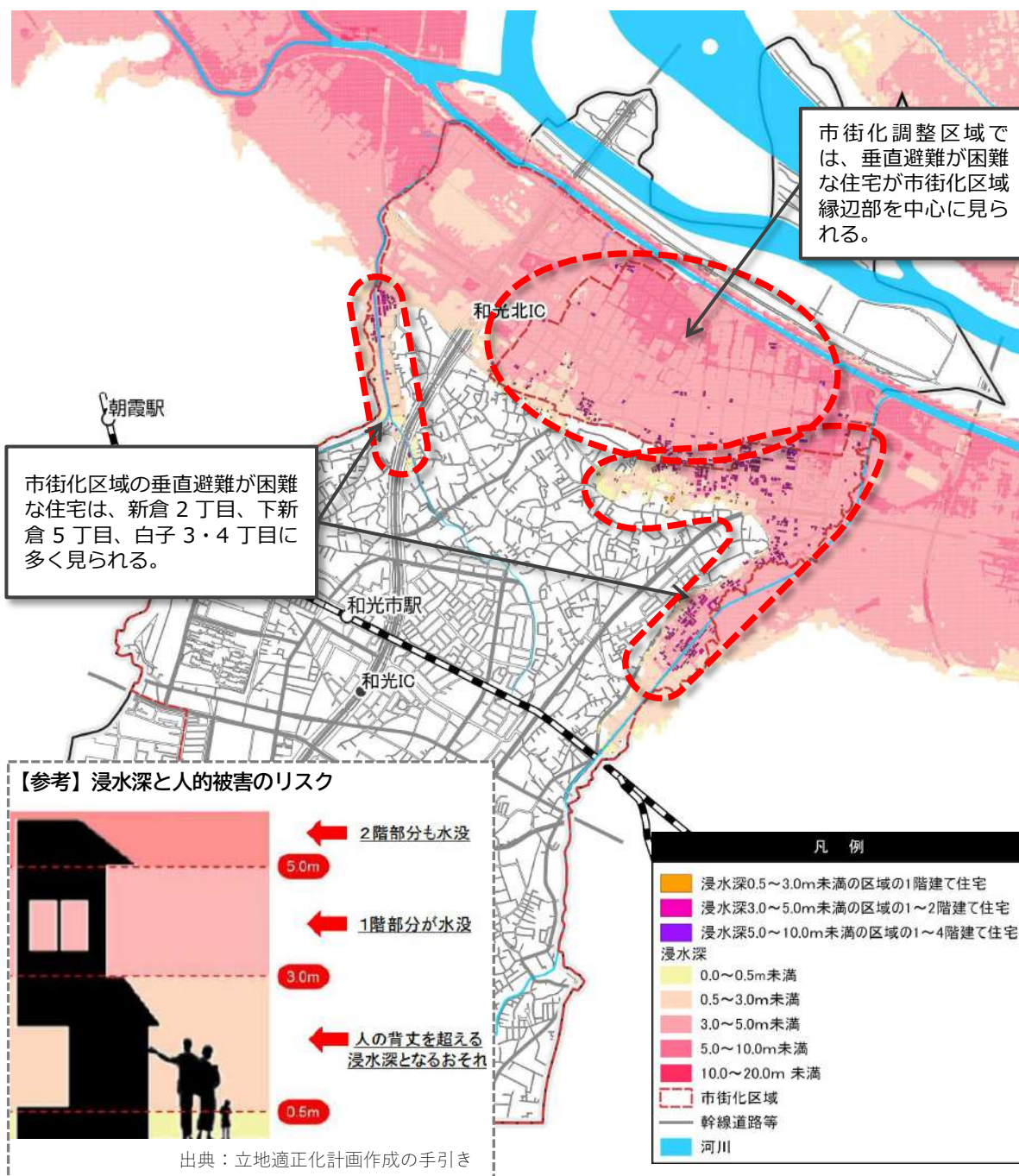
分析 3 洪水浸水深×建物階数

【分析の視点】 垂直避難が困難な地域があるか

①想定最大規模（各地域で観測された最大の降雨量から想定し得る最大規模の降雨）

- 浸水深と建物階数の関係を見ると、市内全域の垂直避難が困難な住宅は 793 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 603 戸あり、新倉 2 丁目、下新倉 5 丁目、白子 3・4 丁目に多く見られます。市街化調整区域の垂直避難が困難な住宅は市街化区域縁辺部を中心に見られます。

≪荒川の洪水浸水想定区域と建物階数の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
垂直避難が困難な住宅	793 (6.1%)	603 (4.7%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水深 0.5～3.0mとなる地域の1階建て住宅数	北地域	62戸	東地域	4戸	計 78戸
	中央地域	12戸	南地域	0戸	

- ・人の背丈を超える浸水深になるおそれがあり、一般的な1階建ての住宅においては、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性があります。

浸水深 3～5mとなる地域の1～2階建て住宅数	北地域	459戸	東地域	166戸	計 684戸
	中央地域	59戸	南地域	0戸	

- ・浸水深が3m以上となると、一般的な2階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5～10m以上となる地域の1～4階建て住宅数	北地域	30戸	東地域	1戸	計 31戸
	中央地域	0戸	南地域	0戸	

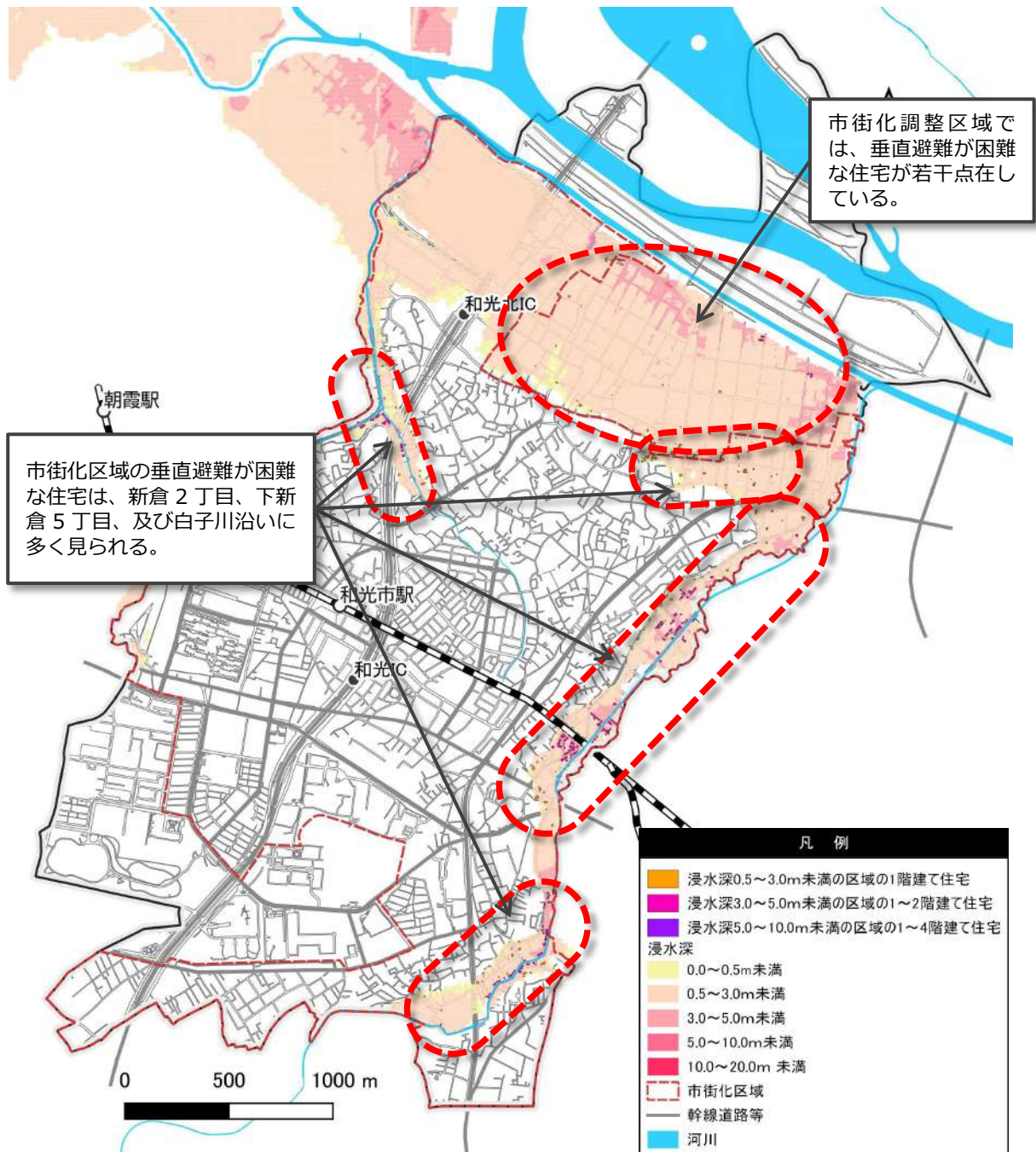
- ・浸水深が5m以上となると、建物3階まで床上浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉2・3・4・7・8丁目、下新倉4・5・6丁目、白子3・4丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が551戸立地しており、非常に多くの居住があります。下新倉5丁目、白子3丁目はまとまって立地しています。非常に多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
中央地域	新倉1・2丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が71戸立地しており、一定の居住があります。新倉2丁目はまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
東地域	白子3丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が171戸まとまって立地しており、一定の居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 360 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 305 戸あり、新倉 2 丁目、下新倉 5 丁目、及び白子川沿いに多く見られます。市街化調整区域では、垂直避難が困難な住宅が若干点在しています。

《新河岸川流域（水害リスク情報図）の洪水浸水想定区域と建物階数の重ね図》



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
垂直避難が困難な住宅	360 (2.8%)	305 (2.4%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水深 0.5～3.0mとなる地域の1階建て住宅数	北地域	111戸	東地域	38戸	計 185戸
	中央地域	5戸	南地域	31戸	

- ・人の背丈を超える浸水深になるおそれがあり、一般的な1階建ての住宅においては、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性があります。

浸水深 3～5mとなる地域の1～2階建て住宅数	北地域	15戸	東地域	101戸	計 170戸
	中央地域	20戸	南地域	34戸	

- ・浸水深が3m以上となると、一般的な2階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5～10m以上となる地域の1～4階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	1戸	計 5戸
	中央地域	0戸	南地域	4戸	

- ・浸水深が5m以上となると、建物3階まで床上浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

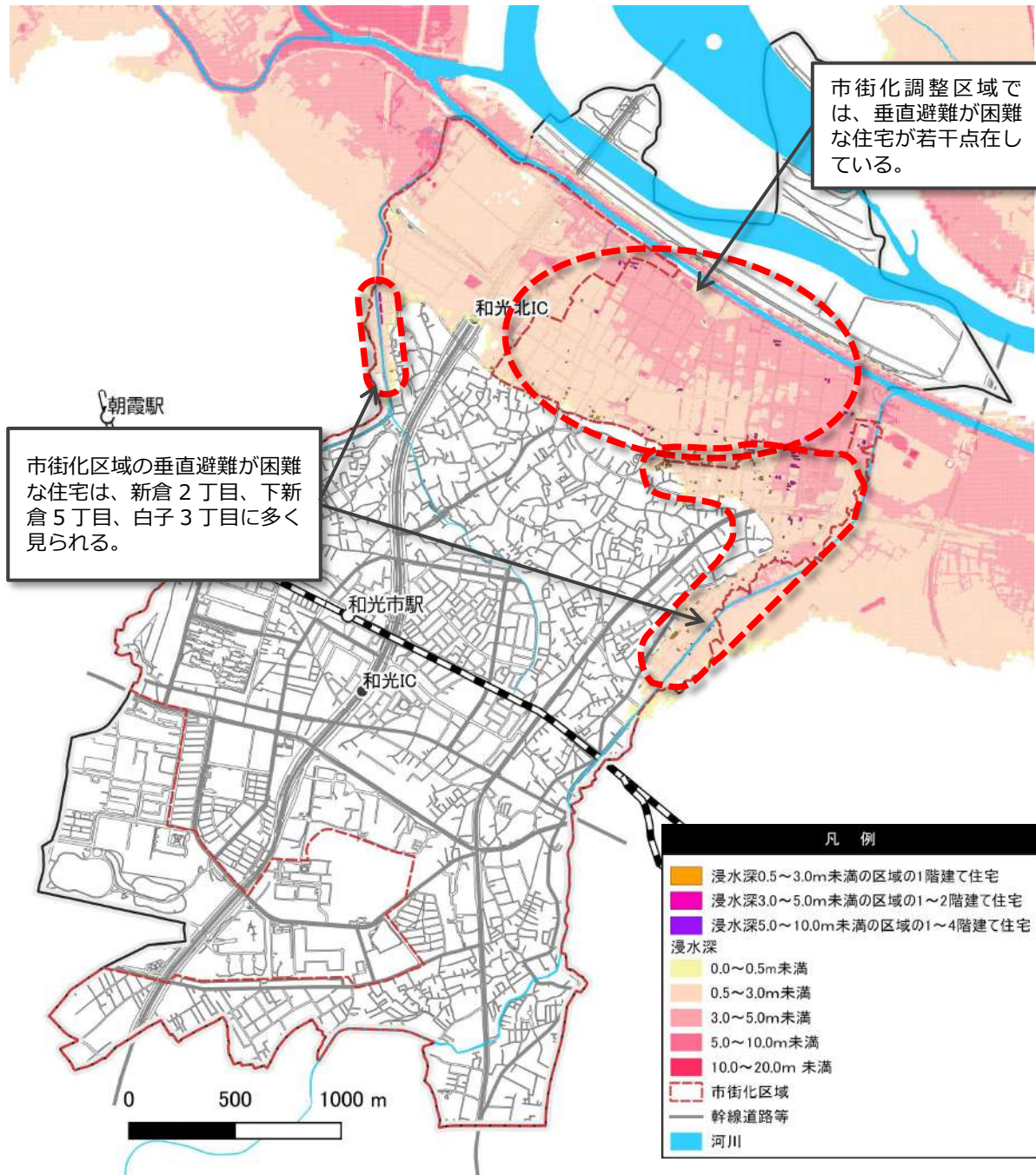
◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉2・3・4・7・8丁目、下新倉5・6丁目、白子3・4丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が126戸立地しており、一定の居住があります。下新倉5丁目はまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
中央地域	新倉1・2丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が25戸立地しており、一定の居住があります。新倉1丁目はまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
東地域	白子2・3丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が140戸まとまって立地しており、一定の居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	南1丁目、白子1丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が69戸立地しており、一定の居住があります。白子1丁目はまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。

②計画規模（河川整備において基本となる降雨）

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 250 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 164 戸あり、新倉 2 丁目、下新倉 5 丁目、白子 3 丁目に多く見られます。市街化調整区域では、垂直避難が困難な住宅が若干点在しています。

≪荒川の洪水浸水想定区域と建物階数の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
垂直避難が困難な住宅	250 (1.9%)	164 (1.3%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水深 0.5～3.0mとなる地域の1階建て住宅数	北地域	114戸	東地域	22戸	計 138戸
	中央地域	2戸	南地域	0戸	

- ・人の背丈を超える浸水深になるおそれがあり、一般的な1階建ての住宅においては、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性があります。

浸水深 3～5mとなる地域の1～2階建て住宅数	北地域	104戸	東地域	3戸	計 110戸
	中央地域	3戸	南地域	0戸	

- ・浸水深が3m以上となると、一般的な2階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5～10m以上となる地域の1～4階建て住宅数	北地域	1戸	東地域	1戸	計 2戸
	中央地域	0戸	南地域	0戸	

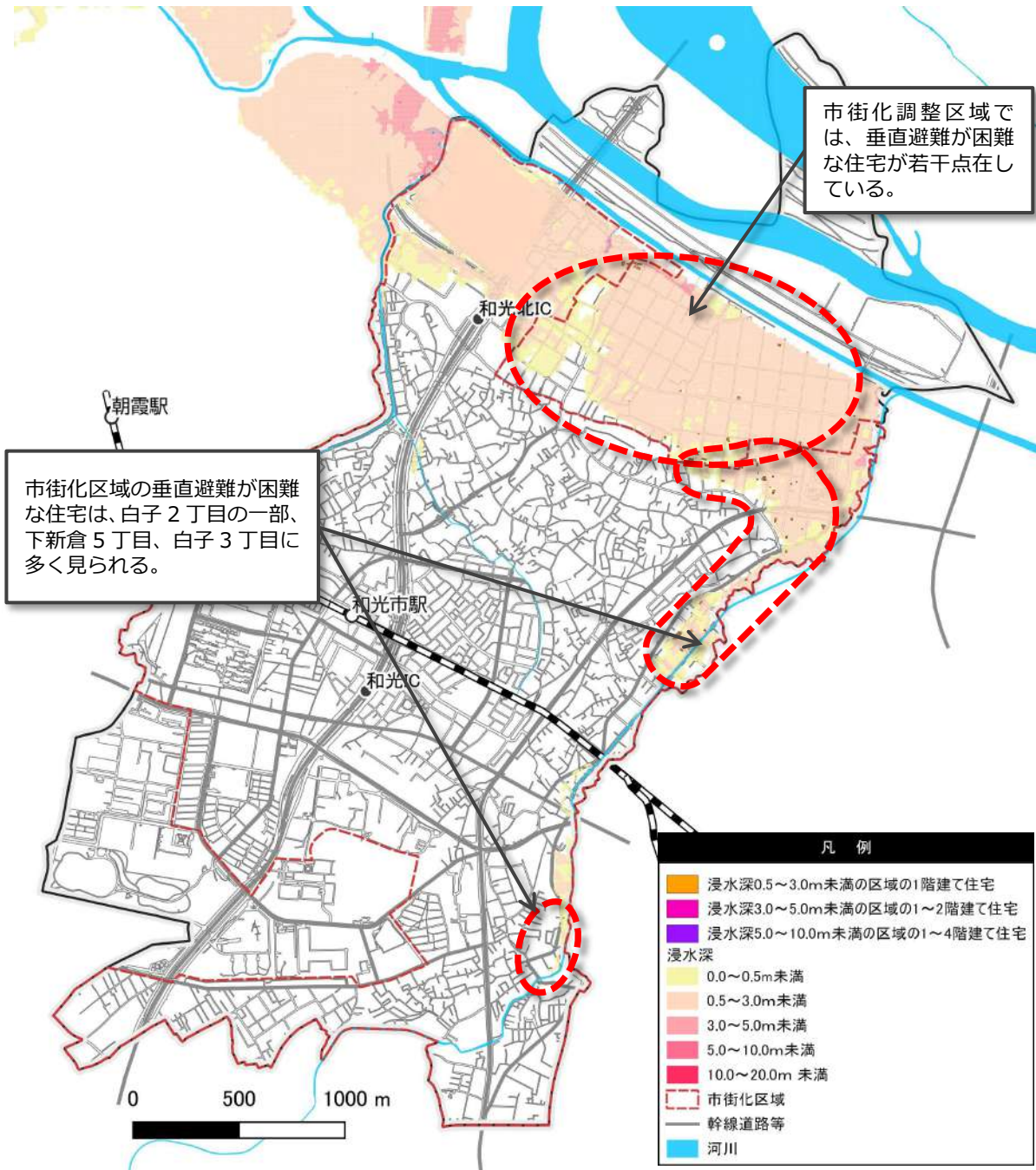
- ・浸水深が5m以上となると、建物3階まで床上浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉3・4・7・8丁目、下新倉4・5・6丁目、白子3・4丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が219戸立地しており、一定の居住があります。下新倉5丁目、白子3丁目はまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
中央地域	新倉2丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が5戸立地しており、一部居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
東地域	白子3丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が26戸まとまって立地して、一定の居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

- 市内全域の垂直避難が困難な住宅は 88 戸あります。
- 市街化区域の垂直避難が困難な住宅は 55 戸あり、白子 2 丁目の一部、下新倉 5 丁目、白子 3 丁目に多く見られます。市街化調整区域では、垂直避難が困難な住宅が若干点在しています。

《新河岸川流域（水害リスク情報図）の洪水浸水想定区域と建物階数の重ね図》



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
垂直避難が困難な住宅	88 (0.7%)	55 (0.4%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水深 0.5～3.0mとなる地域の1階建て住宅数	北地域	69戸	東地域	16戸	計 87戸
	中央地域	0戸	南地域	2戸	

- ・人の背丈を超える浸水深になるおそれがあり、一般的な1階建ての住宅においては、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性があります。

浸水深 3～5mとなる地域の1～2階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	1戸	計 1戸
	中央地域	0戸	南地域	0戸	

- ・浸水深が3m以上となると、一般的な2階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5～10m以上となる地域の1～4階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	0戸	計 0戸
	中央地域	0戸	南地域	0戸	

- ・浸水深が5m以上となると、建物3階まで床上浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉3・7・8丁目、下新倉5・6丁目、白子3丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が69戸立地しており、一定の居住があります。下新倉5丁目はまとまって立地しています。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
中央地域	災害リスクのある箇所は含まれません。
東地域	白子3丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が17戸まとまって立地しており、一定の居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	白子1丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が2戸立地しており、一部居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。

分析 4

洪水浸水深×都市施設（医療・福祉・防災拠点施設・避難所・避難場所・アンダーパス）

【分析の視点】 要配慮者入所施設に危険は及ばないか／災害時に継続利用が可能か

①想定最大規模（各地域で観測された最大の降雨量から想定し得る最大規模の降雨）

■ 浸水深と都市施設の状況を見ると、自動車の走行や避難行動要支援者の避難が困難となるといわれる 0.3m以上浸水する地域には、市街化区域では入所系高齢者施設が立地しています。市街化調整区域では入所系高齢者施設、病院、防災拠点施設が立地しています。

≪荒川の洪水浸水想定区域と都市施設の重ね図≫



【参考】

○浸水深と医療・社会福祉施設の機能低下との関係

- ◆0.3m：自動車が走行困難、災害時要支援者の避難が困難となる水位
- ◆0.5m：徒歩による移動困難、床上浸水 ◆0.7m：コンセントに浸水し停電（介護設備・医療用電子機器等の使用困難）

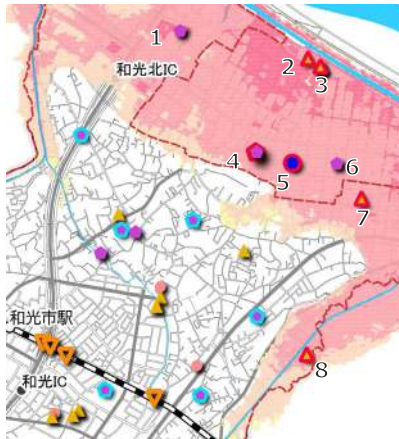
○浸水深と自動車通行との関係

- ◆0.1m：乗用車のブレーキの効きが悪くなる ◆0.2m：道路管理者によるアンダーパス等の通行止め基準
- ◆0.3m：自治体のバス運行停止基準、乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水
- ◆0.6m：J A Fの実験でセダン、SUVともに走行不可

出典：水害の被害指標分析の手引（平成 25 年（2013 年）試行版）（国土交通省）

≪想定される災害リスク等≫

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深 (m)
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	7.9
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	4.4
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	4.7
4	防災拠点／ 避難所・避難場所	県立和光高等学校	4 階	4.4
5	病院	和光病院	7 階	4.7
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	4.6
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	4.3
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション和光 ショートステイ	3 階	3.1

※1.4.6 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇医療（病院）

■災害リスクのある施設が含まれる地域

北地域	1 施設が 3～5m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・東 地域	災害リスクのある医療施設は含まれません。
南地域	医療施設の立地はありません。

◇福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設）

北地域	高齢者福祉施設 3 施設が 3～5m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
東地域	高齢者福祉施設 1 施設が 3～5m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・ 南地域	災害リスクのある福祉施設は含まれません。

◇防災拠点施設（主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院）

北地域	和光高校が 3～5m 浸水する区域にあり、洪水時、救援活動が困難となる可能性があります。（なお、令和 8 年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。）
中央地域	防災拠点施設の立地はありません。
東・南地 域	災害リスクのある防災拠点施設は含まれません。

◇避難所・避難場所

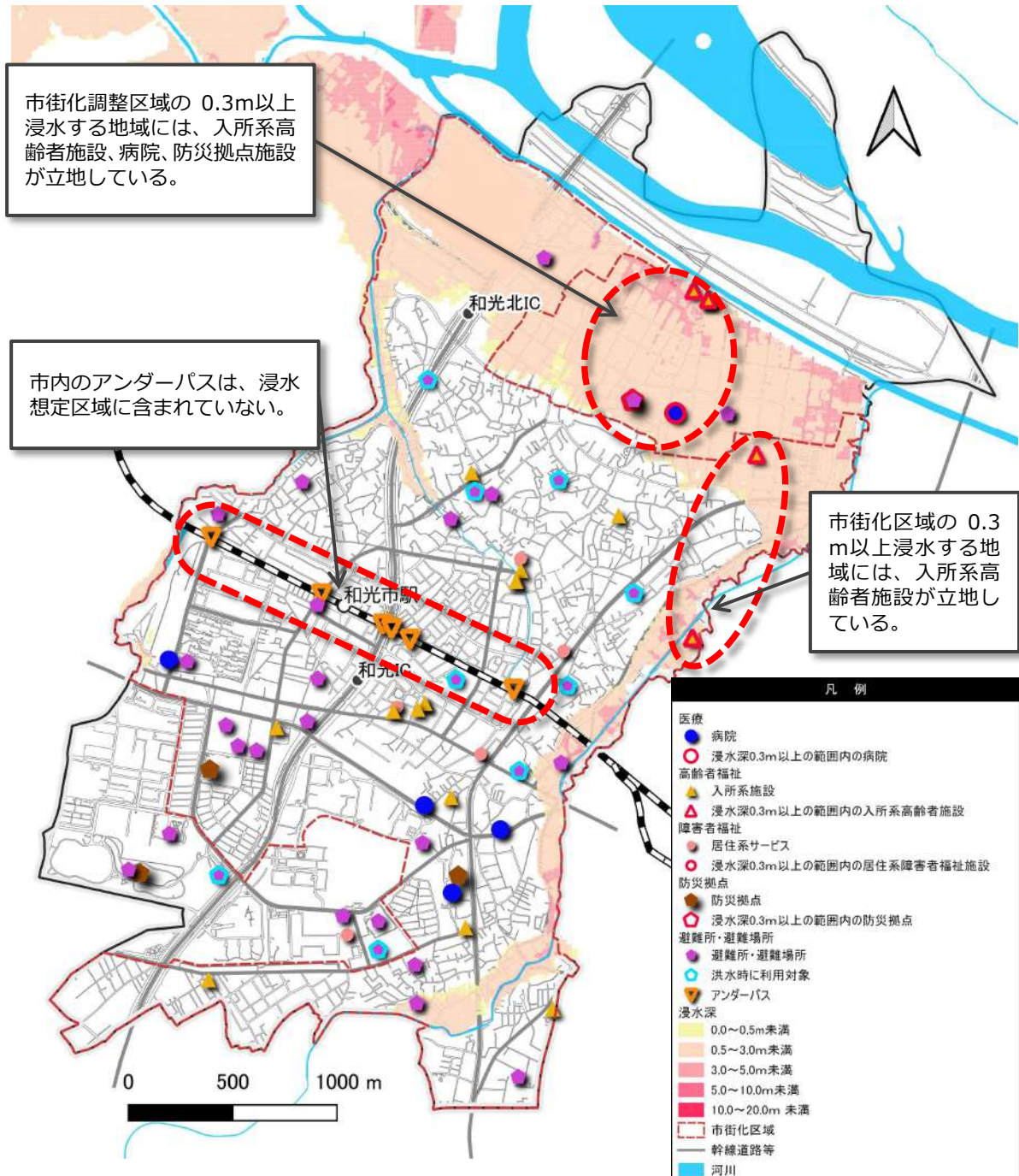
北地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 3・4・5・6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 3・4 丁目は広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
中央地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 2 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
東地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、白子 3 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
南地域	災害リスクのある洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は含まれません。

◇アンダーパス

中央地域	災害リスクのあるアンダーパスは含まれません。
北・東・ 南地域	アンダーパスは存在しません。

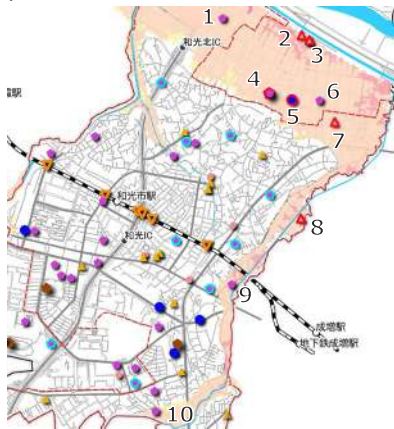
■0.3m以上浸水する地域には、市街化区域では入所系高齢者施設が立地しています。市街化調整区域では入所系高齢者施設、病院、防災拠点施設が立地しています。

《新河岸川流域（水害リスク情報図）の洪水浸水想定区域と都市施設の重ね図》



《想定される災害リスク等》

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深 (m)
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	3.4
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	2.5
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	2.2
4	防災拠点／避難所・避難場所	県立和光高等学校	4 階	2.0
5	病院	和光病院	7 階	2.0
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	2.4
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	2.0
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション和光 ショートステイ	3 階	2.3
9	避難所・避難場所	白子宿地域センター	2 階	3.0
10	避難所・避難場所	第五小学校	4 階	1.4

※1.4.6.9.10 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇医療（病院）

■災害リスクのある施設が含まれる地域

北地域	1 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・東地域	災害リスクのある医療施設は含まれません。
南地域	医療施設の立地はありません。

◇福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設）

北地域	高齢者福祉施設 3 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
東地域	高齢者福祉施設 1 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南地域	災害リスクのある福祉施設は含まれません。

◇防災拠点施設（主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院）

北地域	和光高校が 0.5～3m 浸水する区域にあり、洪水時、救援活動が困難となる可能性があります。（なお、令和 8 年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。）
中央地域	防災拠点施設の立地はありません。
東・南地域	災害リスクのある防災拠点施設は含まれません。

◇避難所・避難場所

北地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 3・4・5・6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 3・4 丁目は広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
中央地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 1・2 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
東地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、白子 2・3 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
南地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、南 1 丁目、白子 1 丁目の一部地域の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。

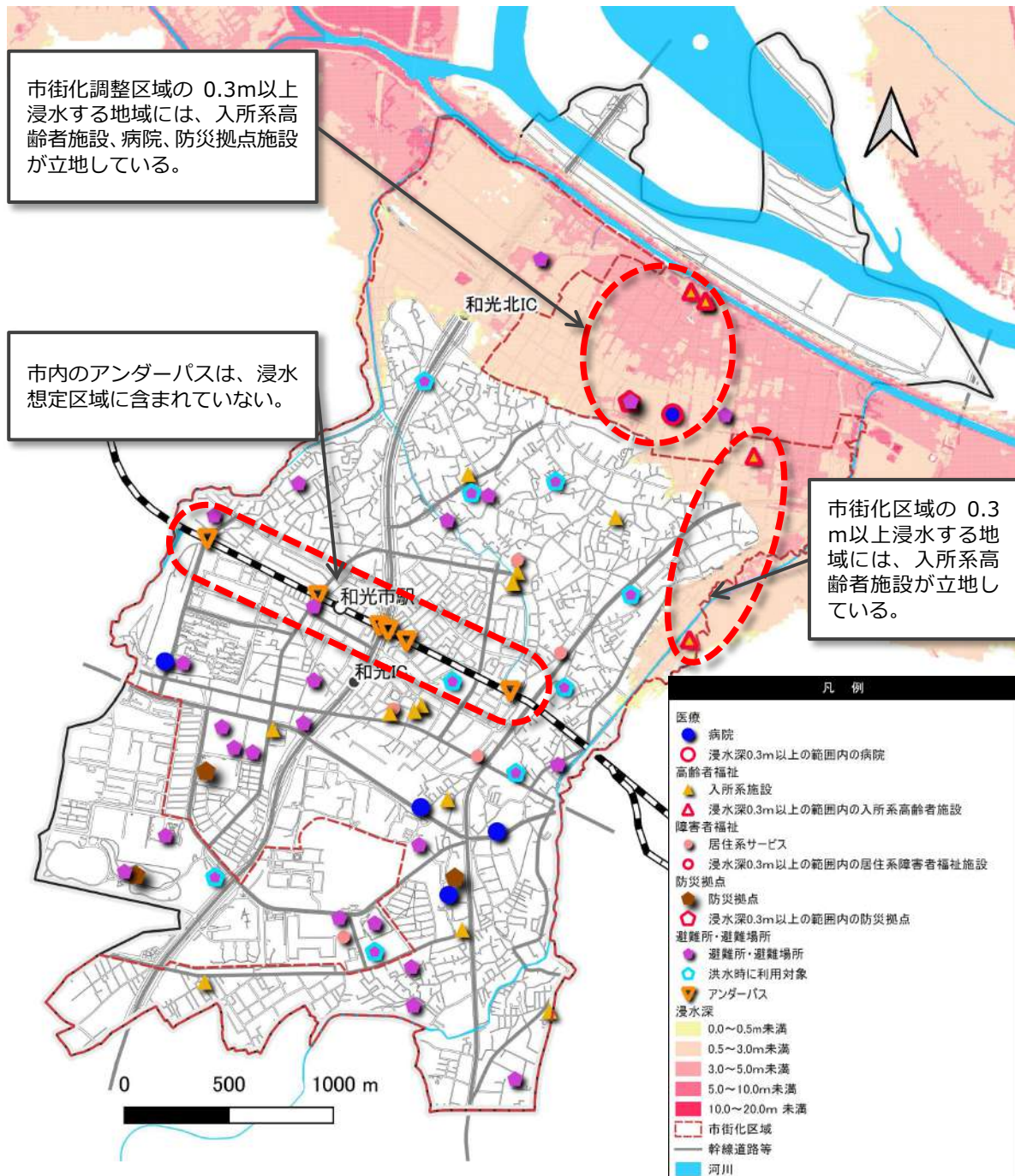
◇アンダーパス

中央地域	災害リスクのあるアンダーパスは含まれません。
北・東・南地域	アンダーパスは存在しません。

②計画規模（河川整備において基本となる降雨）

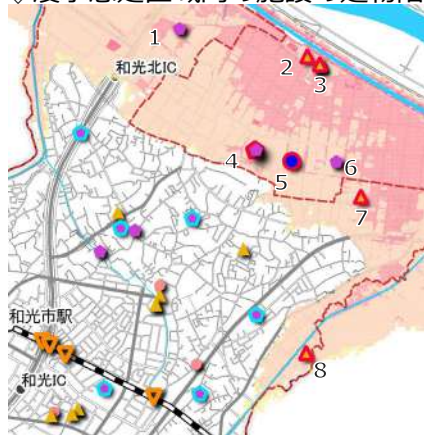
- 0.3m以上浸水する地域には、市街化区域では入所系高齢者施設が立地しています。市街化調整区域では入所系高齢者施設、病院、防災拠点施設が立地しています。

《荒川の洪水浸水想定区域と都市施設の重ね図》



《想定される災害リスク等》

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深 (m)
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	6.3
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	2.7
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	3.5
4	防災拠点/ 避難所・避難場所	県立和光高等学校	4 階	2.9
5	病院	和光病院	7 階	2.8
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	3.3
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	2.9
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション和光 ショートステイ	3 階	1.7

※1.4.6 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇医療（病院）

■災害リスクのある施設が含まれる地域

北地域	1 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・東地域	災害リスクのある医療施設は含まれません。
南地域	医療施設の立地はありません。

◇福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設）

北地域	高齢者福祉施設 3 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
東地域	高齢者福祉施設 1 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南地域	災害リスクのある福祉施設は含まれません。

◇防災拠点施設（主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院）

北地域	和光高校が 0.5～3m 浸水する区域にあり、洪水時、救援活動が困難となる可能性があります。（なお、令和 8 年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。）
中央地域	防災拠点施設の立地はありません。
東・南地域	災害リスクのある防災拠点施設は含まれません。

◇避難所・避難場所

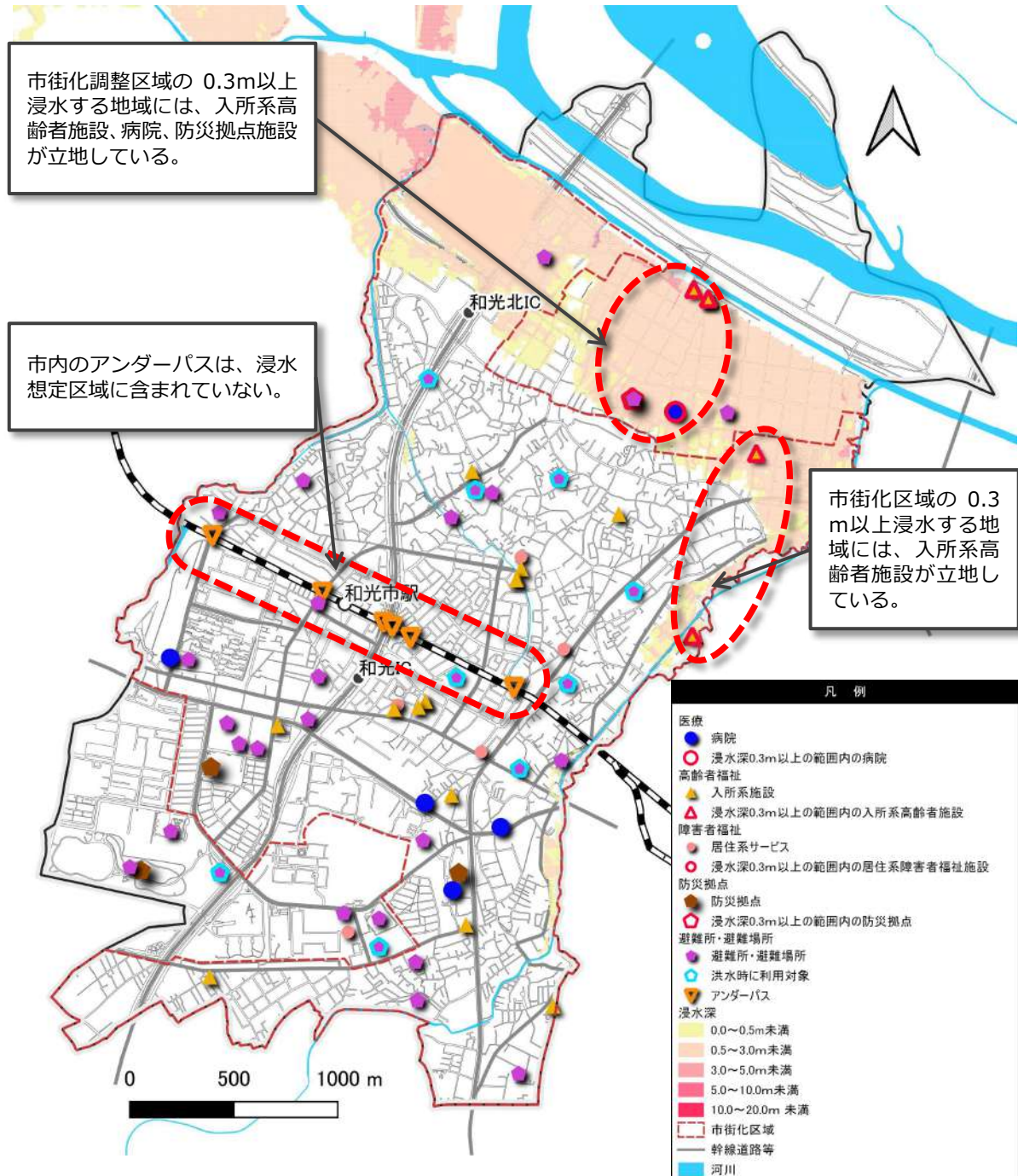
北地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 3・4・5・6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 3・4 丁目は広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
中央地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 2 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
東地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、白子 3 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
南地域	災害リスクのある洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は含まれません。

◇アンダーパス

中央地域	災害リスクのあるアンダーパスは含まれません。
北・東・南地域	アンダーパスは存在しません。

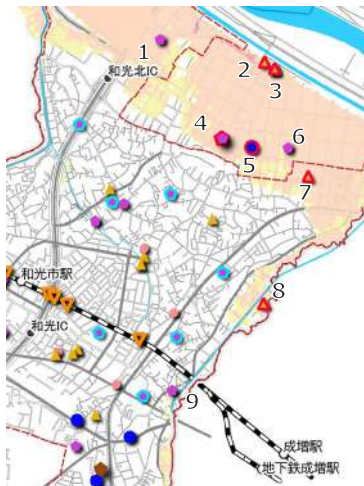
■0.3m以上浸水する地域には、市街化区域では入所系高齢者施設が立地しています。市街化調整区域では入所系高齢者施設、病院、防災拠点施設が立地しています。

《新河岸川流域（水害リスク情報図）の洪水浸水想定区域と都市施設の重ね図》



<<想定される災害リスク等>>

◇浸水想定区域内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大浸水深 (m)
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	2.5
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	1.6
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	1.4
4	防災拠点／避難所・避難場所	県立和光高等学校	4 階	1.0
5	病院	和光病院	7 階	1.1
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	1.5
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	1.0
8	高齢者福祉施設	エスケアステーション和光ショートステイ	3 階	0.1
9	避難所・避難場所	白子宿地域センター	2 階	0.2

※1.4.6.9 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

■災害リスクのある施設が含まれる地域

◇医療（病院）

北地域	1 施設が 0.0～0.5m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・東地域	災害リスクのある医療施設は含まれません。
南地域	医療施設の立地はありません。

◇福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設）

北地域	高齢者福祉施設 3 施設が 0.5～3m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
東地域	高齢者福祉施設 1 施設が 0.0～0.5m 浸水する区域にあり、早期に要配慮者の避難方法の判断が必要です。
中央・南地域	災害リスクのある福祉施設は含まれません。

◇防災拠点施設（主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院）

北地域	和光高校が 0.5～3m 浸水する区域にあり、洪水時、救援活動が困難となる可能性があります。（なお、令和 8 年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。）
中央地域	防災拠点施設の立地はありません。
東・南地域	災害リスクのある防災拠点施設は含まれません。

◇避難所・避難場所

北地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、新倉 3・6・7・8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 3・4 丁目は広い範囲で浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
東地域	洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は被災するリスクが少ないエリアに位置しています。ただし、白子 2・3 丁目の一部地域は浸水深が 0.5m 以上となることから、避難所・避難場所への移動が困難となる恐れがあり、早期の避難が必要です。
中央・南地域	災害リスクのある洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は含まれません。

◇アンダーパス

中央地域	災害リスクのあるアンダーパスは含まれません。
北・東・南地域	アンダーパスは存在しません。

分析 5 浸水継続時間×建物

【分析の視点】 長期にわたり孤立する地域があるか

- 浸水継続時間と建物分布の関係をみると、長期の孤立に伴う飲料水や食料などの不足による健康障害の発生、生命の危機が生じるおそれがあるとされる浸水継続時間 3 日以上の地域内の住宅は、市内全域では 112 戸あります。
- 市街化区域では 109 戸あり、新倉 1・2 丁目、白子 3 丁目に多く見られます。

≪荒川の浸水継続時間と建物分布の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
浸水継続時間 3 日以上の中域内の住宅	112 (0.9%)	109 (0.9%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

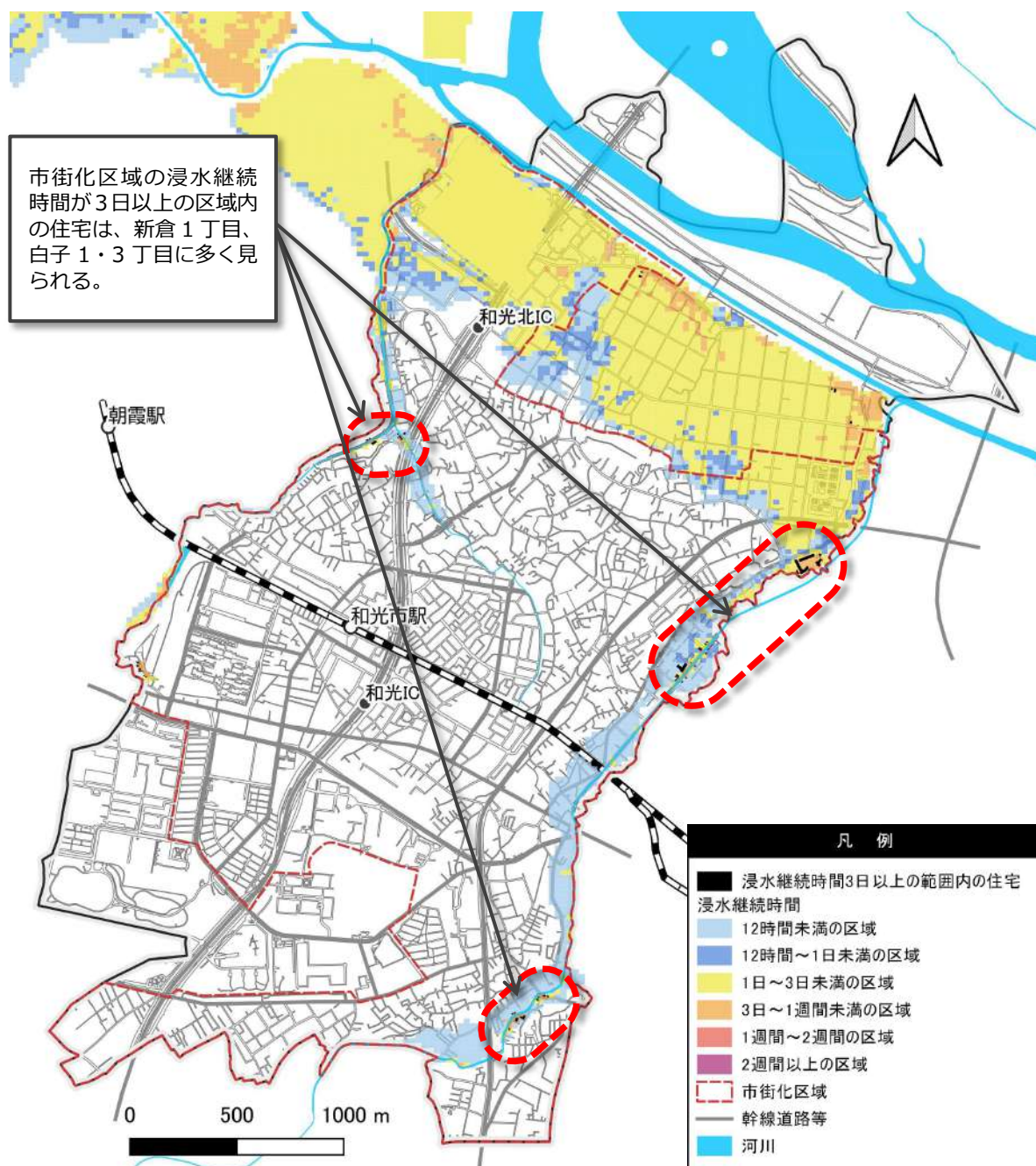
浸水継続時間 3 日以上の地域の住宅数	北地域	17 戸	東地域	72 戸	計 112 戸
	中央地域	23 戸	南地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・7 丁目、下新倉 6 丁目、白子 3・4 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 17 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 23 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。
東地域	白子 3 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 72 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。
南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

- 浸水継続時間 3 日以上の地域内の住宅は、市内全域では 57 戸あります。
- 市街化区域では 51 戸あり、新倉 1 丁目、白子 1・3 丁目に多く見られます。

≪新河岸川流域（水害リスク情報図）の浸水継続時間と建物分布の重ね図≫



対象	戸数（戸）	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
浸水継続時間 3 日以上の範囲内の住宅	57 (0.4%)	51 (0.4%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

浸水継続時間 3 日以上の地域の住宅数	北地域	14 戸	東地域	16 戸	計 57 戸
	中央地域	18 戸	南地域	9 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 7・8 丁目、下新倉 6 丁目、白子 3・4 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 14 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。
中央地域	新倉 1・2 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 18 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。
東地域	白子 3 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 16 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。
南地域	白子 1 丁目の一部地域において、浸水継続時間が 3 日以上続く住宅が 9 戸立地しており、孤立に伴い飲料水や食料が不足し、健康障害が生じる恐れがあります。

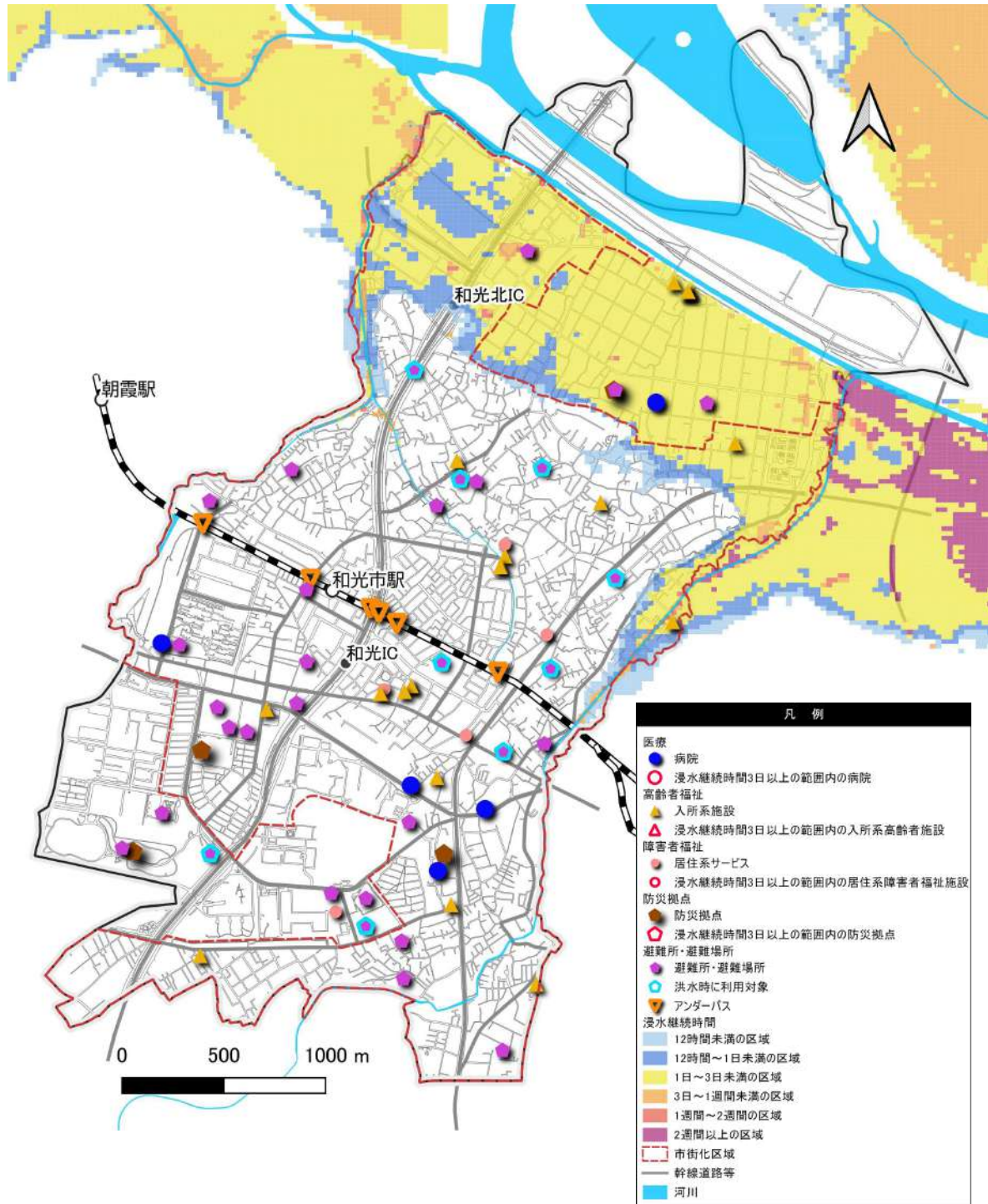
分析 6

浸水継続時間×都市施設（医療・福祉・防災拠点施設・避難所・避難場所・アンダーパス）

【分析の視点】 長期間孤立する要配慮者入所施設はないか／長期間の浸水により継続利用できない施設はあるか

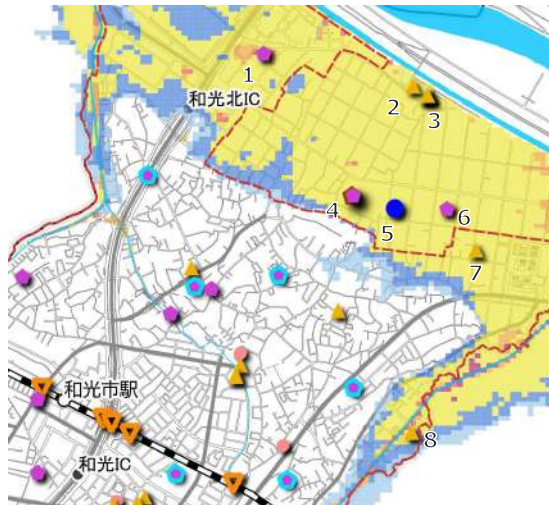
- 浸水継続時間と都市施設の関係を見ると、浸水継続時間 3 日以上地域には対象とする都市施設は立地していませんが、1 日～3 日未満区域には病院や入所系高齢者施設が立地しています。

≪ 荒川の浸水継続時間と都市施設の重ね図 ≫



≪想定される災害リスク等≫

◇浸水継続時間内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大 浸水継続時間
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	1 週間～ 2 週間未満
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	1 日～3 日 未満
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム 和光	3 階	
4	防災拠点／ 避難所・避難場所	県立和光高等学校	4 階	
5	病院	和光病院	7 階	
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	
8	高齢者福祉施設	ケアステーション 和光ショートステ イ	3 階	

※1.4.6 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇医療（病院）

■災害リスクのある施設が含まれる地域

北地域	1 施設が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・東 地域	災害リスクのある医療施設は含まれません。
南地域	医療施設の立地はありません。

◇福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設）

北地域	高齢者福祉施設 3 施設が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。
東地域	高齢者福祉施設 1 施設が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・南 地域	災害リスクのある福祉施設は含まれません。

◇防災拠点施設（主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院）

北地域	和光高校が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。（なお、令和 8 年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。）
中央地域	防災拠点施設の立地はありません。
東・南地 域	災害リスクのある防災拠点施設は含まれません。

◇避難所・避難場所

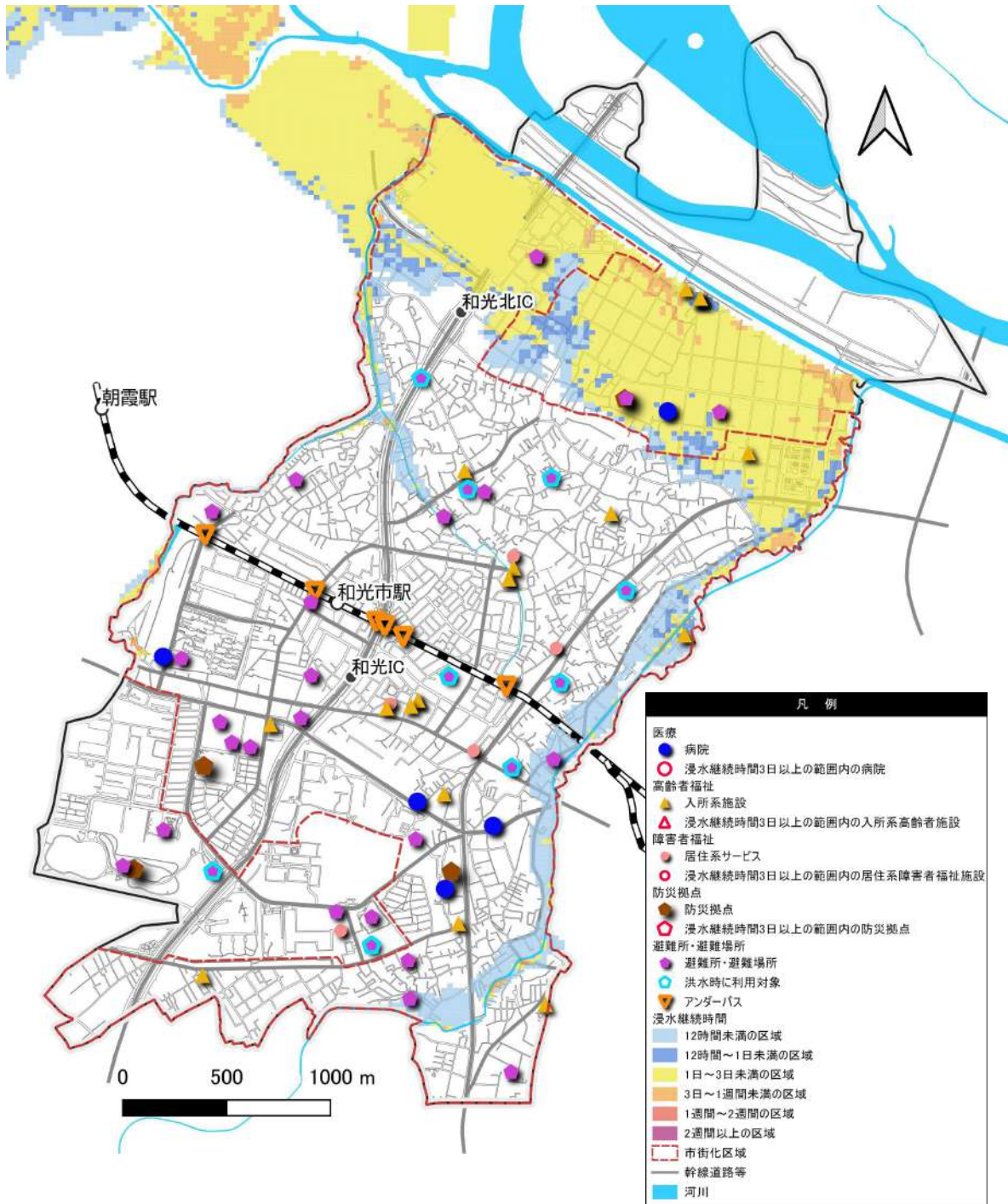
地域共通	災害リスクのある洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は含まれません。
------	--------------------------------------

◇アンダーパス

中央地域	災害リスクのあるアンダーパスは含まれません。
北・東・ 南地域	アンダーパスは存在しません。

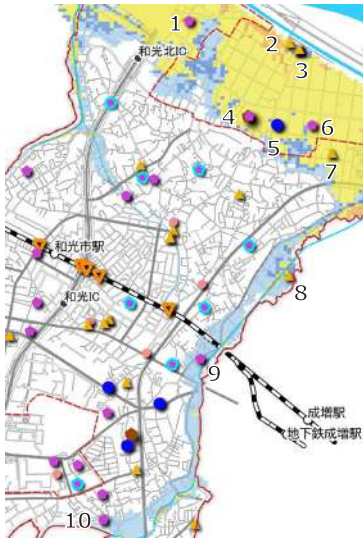
■ 浸水継続時間と都市施設の関係を見ると、浸水継続時間 3 日以上の地域には対象とする都市施設は立地していませんが、1 日～3 日未満区域には病院や入所系高齢者施設が立地しています。

《新河岸川流域（水害リスク情報図）の浸水継続時間と都市施設の重ね図》



≪想定される災害リスク等≫

◇浸水継続時間内の施設の建物階数



番号	分類	施設名称	階数	最大 浸水継続時間
1	避難所・避難場所	勤労福祉センター	3 階	3 日～1 週間 未満
2	高齢者福祉施設	ケアハウス桜の里	2 階	1 日～3 日未 満
3	高齢者福祉施設	ナーシングホーム和光	3 階	
4	防災拠点／ 避難所・避難場所	県立和光高等学校	4 階	
5	病院	和光病院	7 階	
6	避難所・避難場所	下新倉小学校	3 階	
7	高齢者福祉施設	ホーム下新倉	3 階	12 時間未満
8	高齢者福祉施設	ケアステーション和光ショ ートステイ	3 階	
9	避難所・避難場所	白子宿地域センター	2 階	
10	避難所・避難場所	第五小学校	4 階	

※1.4.6.9.10 の避難所・避難場所は洪水時利用不可

◇医療（病院）

■災害リスクのある施設が含まれる地域

北地域	1 施設が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。
中央・東 地域	災害リスクのある医療施設は含まれません。
南地域	医療施設の立地はありません。

◇福祉（高齢者福祉施設・障害者福祉施設のうち入所系の施設）

北地域	高齢者福祉施設 3 施設が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。
東地域	高齢者福祉施設 1 施設が、0.5m以上の浸水が 12 時間未満継続する区域にあり、一時的に機能低下に陥る可能性があります。
中央・南 地域	災害リスクのある福祉施設は含まれません。

◇防災拠点施設（主要な防災活動拠点、防災対策本部、災害拠点病院）

北地域	和光高校が、0.5m以上の浸水が 1～3 日継続する区域にあり、その間は機能低下に陥る可能性があります。（なお、令和 8 年度に和光国際高校と統合し、現在の和光国際高校の場所に新校が設置される予定です。）
中央地域	防災拠点施設の立地はありません。
東・南地 域	災害リスクのある防災拠点施設は含まれません。

◇避難所・避難場所

地域共通	災害リスクのある洪水時の利用を想定とした避難所・避難場所は含まれません。
------	--------------------------------------

◇アンダーパス

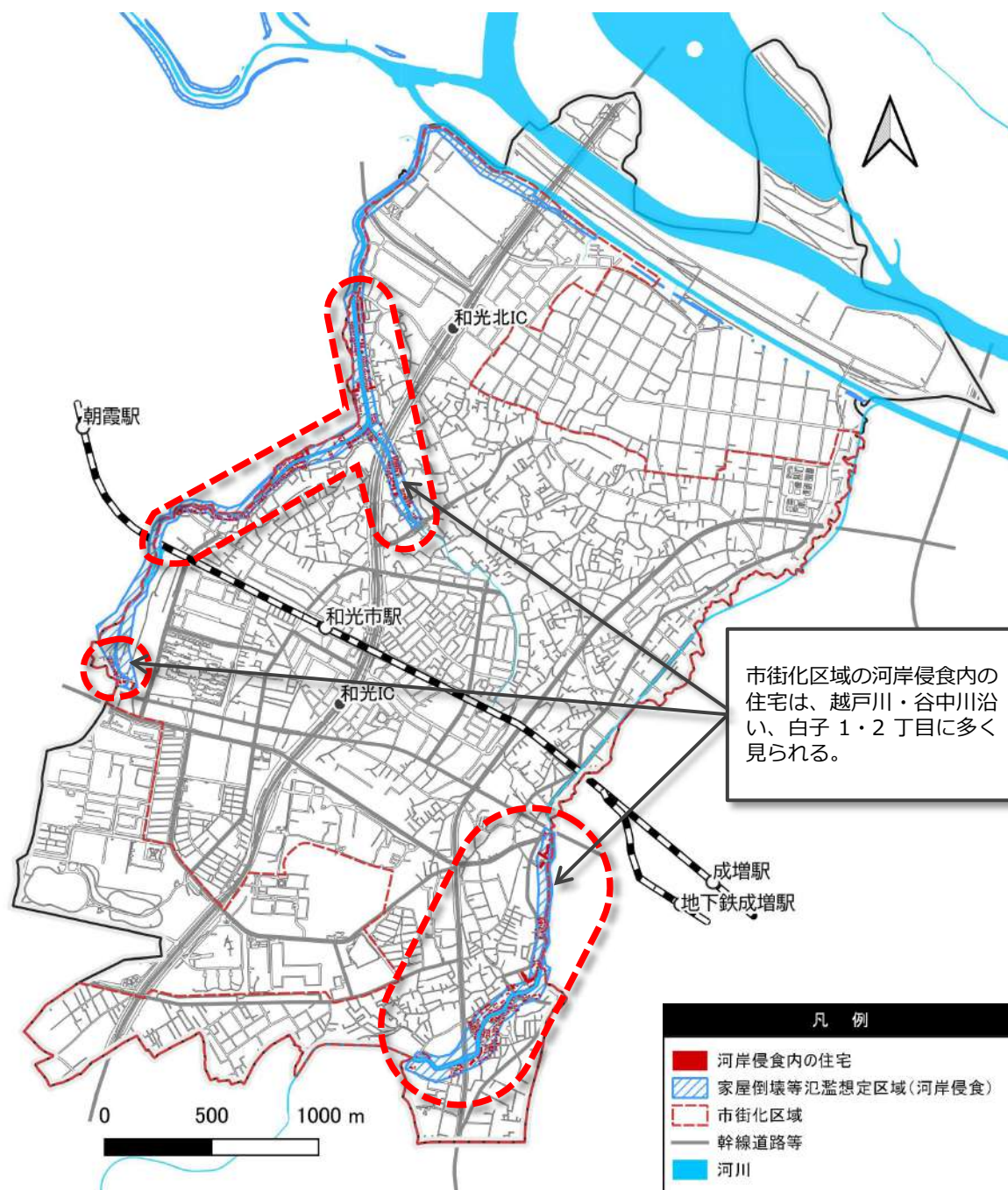
中央地域	災害リスクのあるアンダーパスは含まれません。
北・東・ 南地域	アンダーパスは存在しません。

分析 7 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)×建物

【分析の視点】 建物が倒壊・流出する地域があるか

- 河岸が侵食されることにより、家屋の基礎を支える地盤が流失し、家屋本体の構造に依らず倒壊・流出のおそれがある区域である河岸侵食の区域内にある住宅は、市内全域では681戸あり、市街化区域に立地し、越戸川・谷中川沿い、白子1・2丁目に多く見られます。

≪新河岸川流域（水害リスク情報図）の家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)と建物分布の重ね図≫



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内の住宅	681 (5.2%)	681 (5.4%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内の住宅数	北地域	54 戸	東地域	11 戸	計 681 戸
	中央地域	374 戸	南地域	242 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

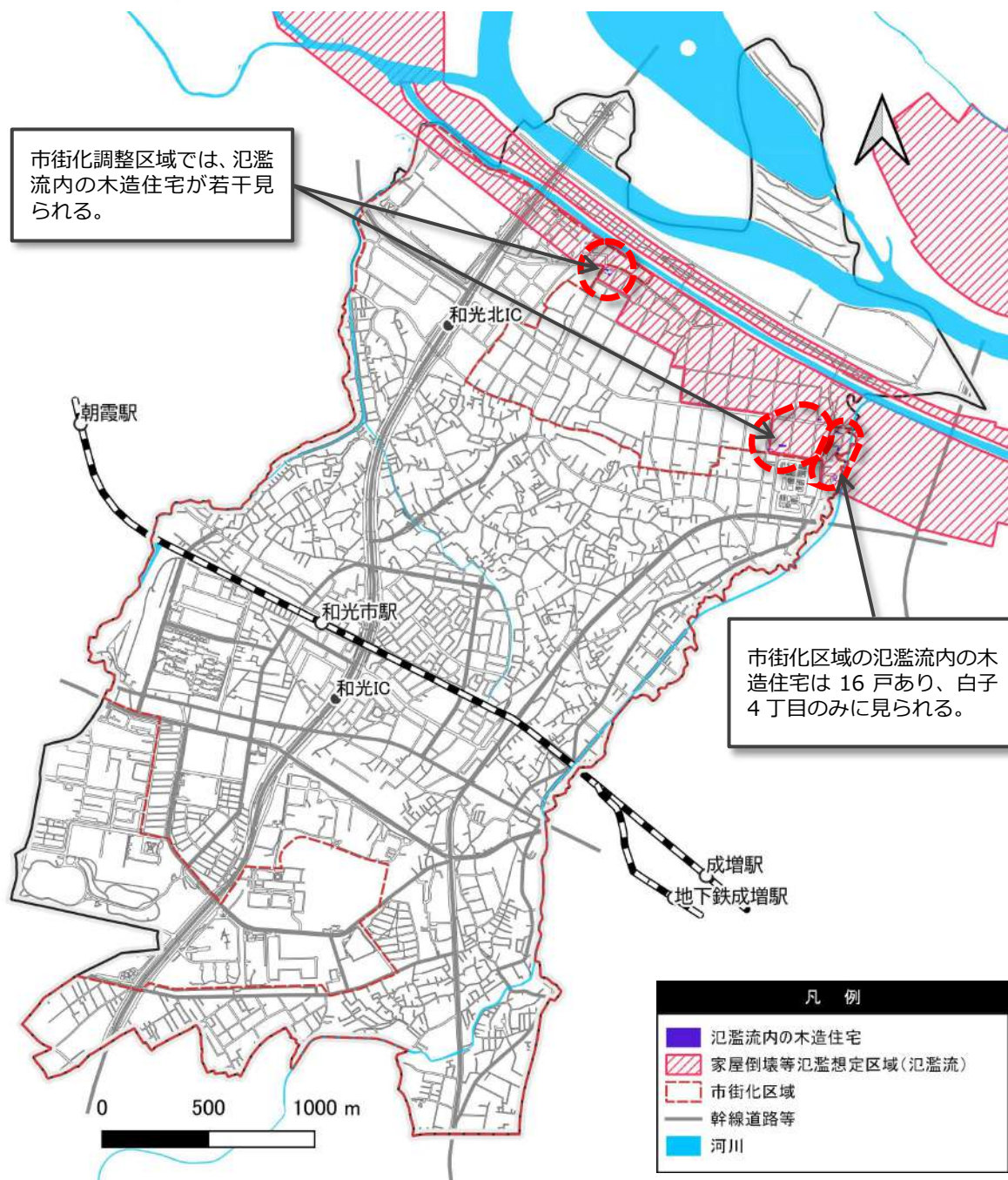
北地域	新倉 2 丁目の一部地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に一定の住宅が該当しており、河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。
中央地域	新倉 1・2 丁目、本町の一部地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に多くの住宅が該当しており、河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。
東地域	白子 2 丁目の一部地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に一部の住宅が該当しており、河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。
南地域	南 1 丁目、白子 1 丁目の一部地域において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に多くの住宅が該当しており、河岸が侵食され土地が流出した場合、住宅が倒壊・流出するおそれがあります。

分析 8 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)×木造家屋

【分析の視点】 木造家屋が倒壊する地域があるか

- 河川堤防の決壊または洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域である氾濫流内にある住宅は、市内全域では 30 戸あります。
- 市街化区域内では 16 戸あり、白子 4 丁目のみに見られます。市街化調整区域では若干見られます。

≪ 荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図 ≫



対象	戸数(戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内の木造住宅	30 (0.2%)	16 (0.1%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

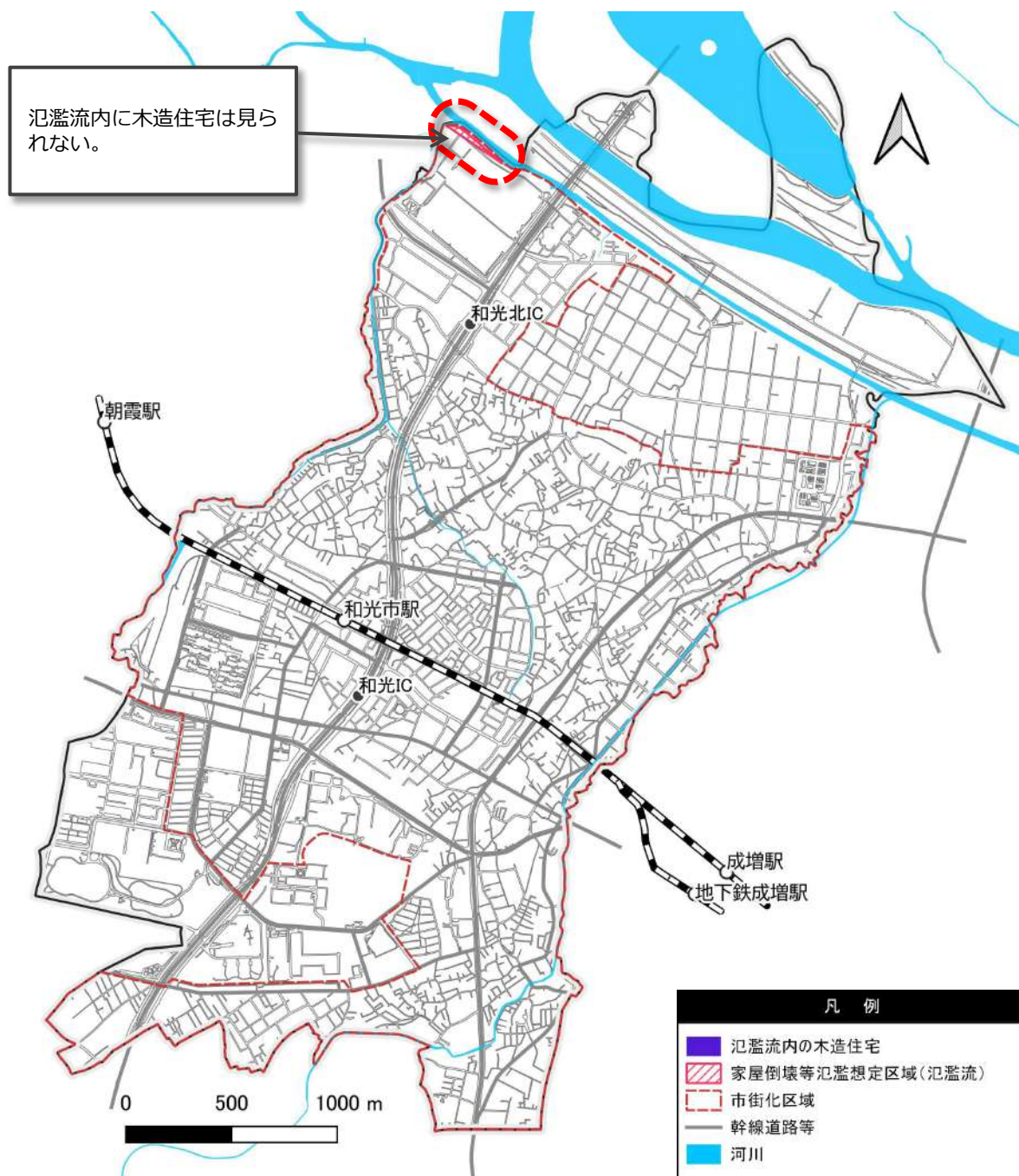
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造住宅	北地域	30 戸	東地域	0 戸	計 30 戸
	中央地域	0 戸	南地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 8 丁目、下新倉 5・6 丁目、白子 4 丁目の一部地域において、荒川の家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に一定の木造住宅が該当しており、堤防が決壊した場合、木造住宅は倒壊・流出するおそれがあります。
中央・東・南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

■ 氾濫流内にある住宅は見られません。

≪新河岸川流域（水害リスク情報図）の家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)と建物分布の重ね図≫



対象	戸数 (戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内の木造住宅	0 (0.0%)	0 (0.0%)

《想定される災害リスク等》

◇被災想定建物（市内全域）

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）内の木造住宅	北地域	0 戸	東地域	0 戸	計 0 戸
	中央地域	0 戸	南地域	0 戸	

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

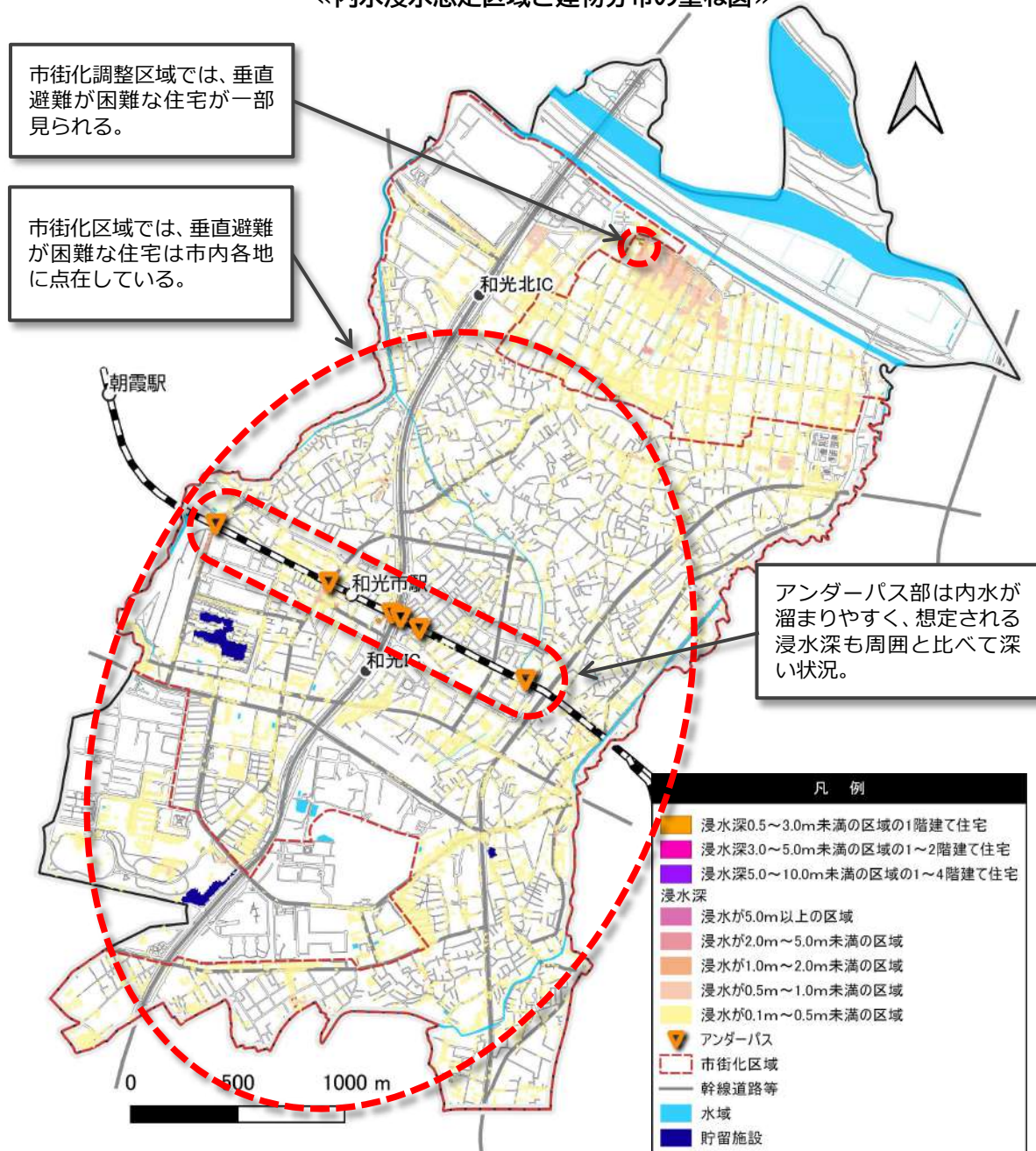
地域共通	災害リスクのある箇所は含まれません。
------	--------------------

分析 9 内水浸水想定区域×建物階数・都市施設(アンダーパス)

【分析の視点】 垂直避難が困難な地域があるか／災害時に通行可能か

- 内水浸水想定区域と建物階数の関係を見ると、垂直避難が困難な住宅は、市内全域では 22 戸あります。
- 市街化区域では、各地に点在しており、19 戸となっています。市街化調整区域では一部見られます。
- 鉄道と交差するアンダーパスが 6 箇所あり、想定される浸水深も周囲と比べて深い状況です。なお、4 箇所においては、想定される浸水に対する排水能力を満たしたポンプ施設を設置しています。

《内水浸水想定区域と建物分布の重ね図》



対象	戸数 (戸)	
	市内全域	市街化区域
住宅	12,973	12,715
垂直避難が困難な住宅	22 (0.2%)	19 (0.1%)

≪想定される災害リスク等≫

◇被災想定建物（市内全域）

浸水深 0.5～3.0mとなる地域の1階建て住宅数	北地域	12戸	東地域	1戸	計 21戸
	中央地域	5戸	南地域	3戸	

- ・人の背丈を超える浸水深になるおそれがあり、一般的な1階建ての住宅においては、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性があります。

浸水深 3～5mとなる地域の1～2階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	0戸	計 1戸
	中央地域	1戸	南地域	0戸	

- ・浸水深が3m以上となると、一般的な2階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

浸水深 5～10m以上となる地域の1～4階建て住宅数	北地域	0戸	東地域	0戸	計 0戸
	中央地域	0戸	南地域	0戸	

- ・浸水深が5m以上となると、建物3階まで床上浸水し、屋内に留まっの垂直避難が困難となる可能性が高くなります。

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉2・3・7・8丁目、下新倉4・5丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が13戸立地しており、一定の居住があります。多くの立退き避難者が発生する可能性があります。
中央地域	新倉1丁目、本町、丸山台1丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が6戸立地しており、一定の居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。 鉄道と幹線道路等が交差する箇所において、6箇所のアンダーパスが存在し、内水が溜まりやすい形状のため、周知と比べて深い浸水深が想定されており、歩行者・自動車ともに通行が困難となる可能性があります。
東地域	白子2丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が1戸立地しており、一部居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。
南地域	広沢、南1丁目の一部地域において、屋内に留まっの垂直避難が困難となる住宅が4戸立地しており、一部居住があります。立退き避難者が発生する可能性があります。

≪ポンプ施設を設置したアンダーパス部の位置≫

鉄道と交差する6箇所のアンダーパス部のうち、4箇所でポンプ施設を済み。

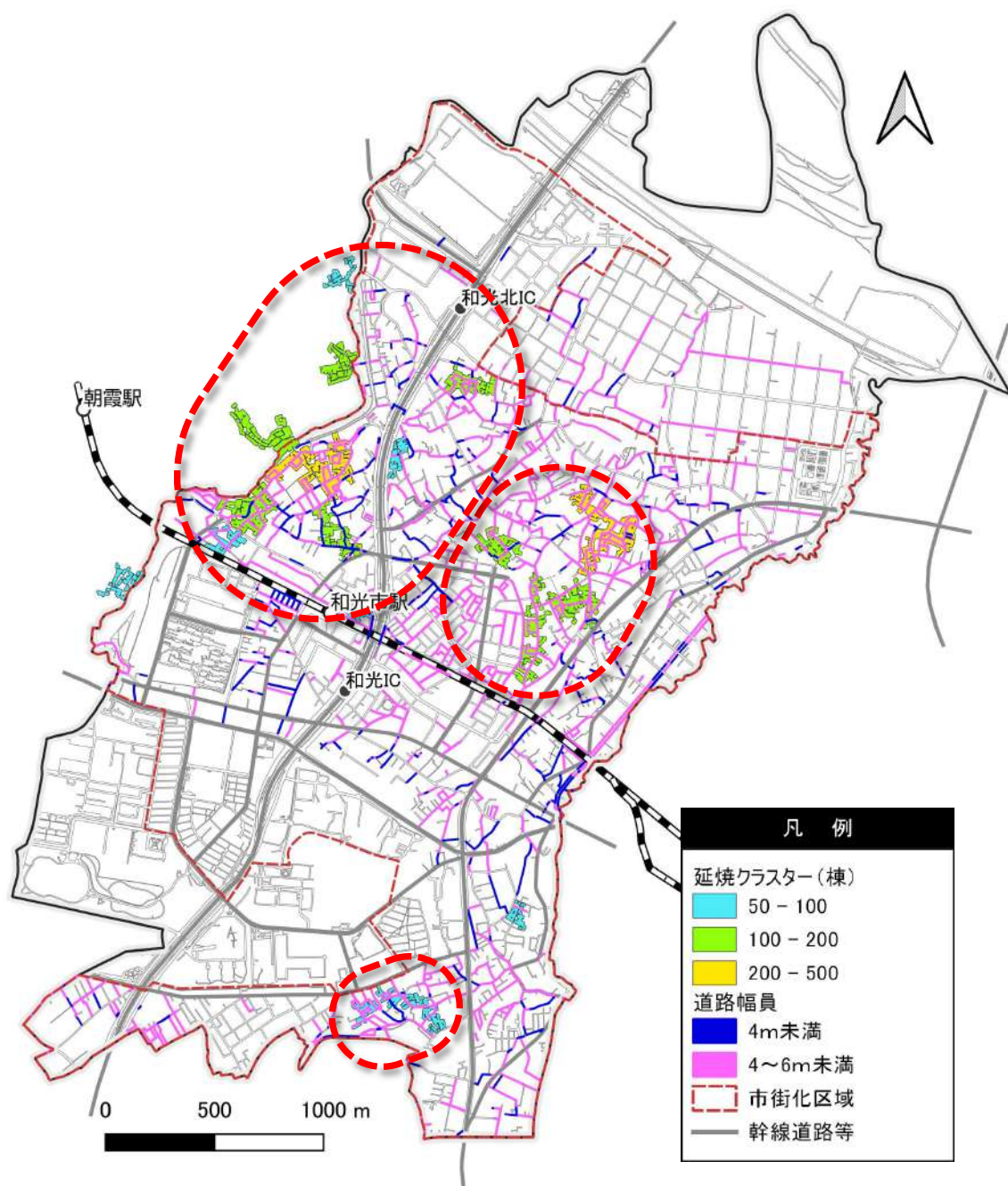


分析 10 延焼クラスター×道路幅員

【分析の視点】 火災発生時に広範囲に延焼するおそれはあるか／火災発生時に消防活動が困難になる可能性があるか

- 延焼クラスターが多い地域では、幅員 4 m 未満の狭あい道路や 4～6m 未満の道路が多く存在しています。災害時に消火活動や救援活動を実施するためには、一定のスペースを確保することが求められ、最低でも幅員 6 m 以上の道路が必要と言われており、火災時には消防活動が困難となることが想定されます。

《延焼クラスターと道路幅員の重ね図》



《想定される災害リスク等》

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

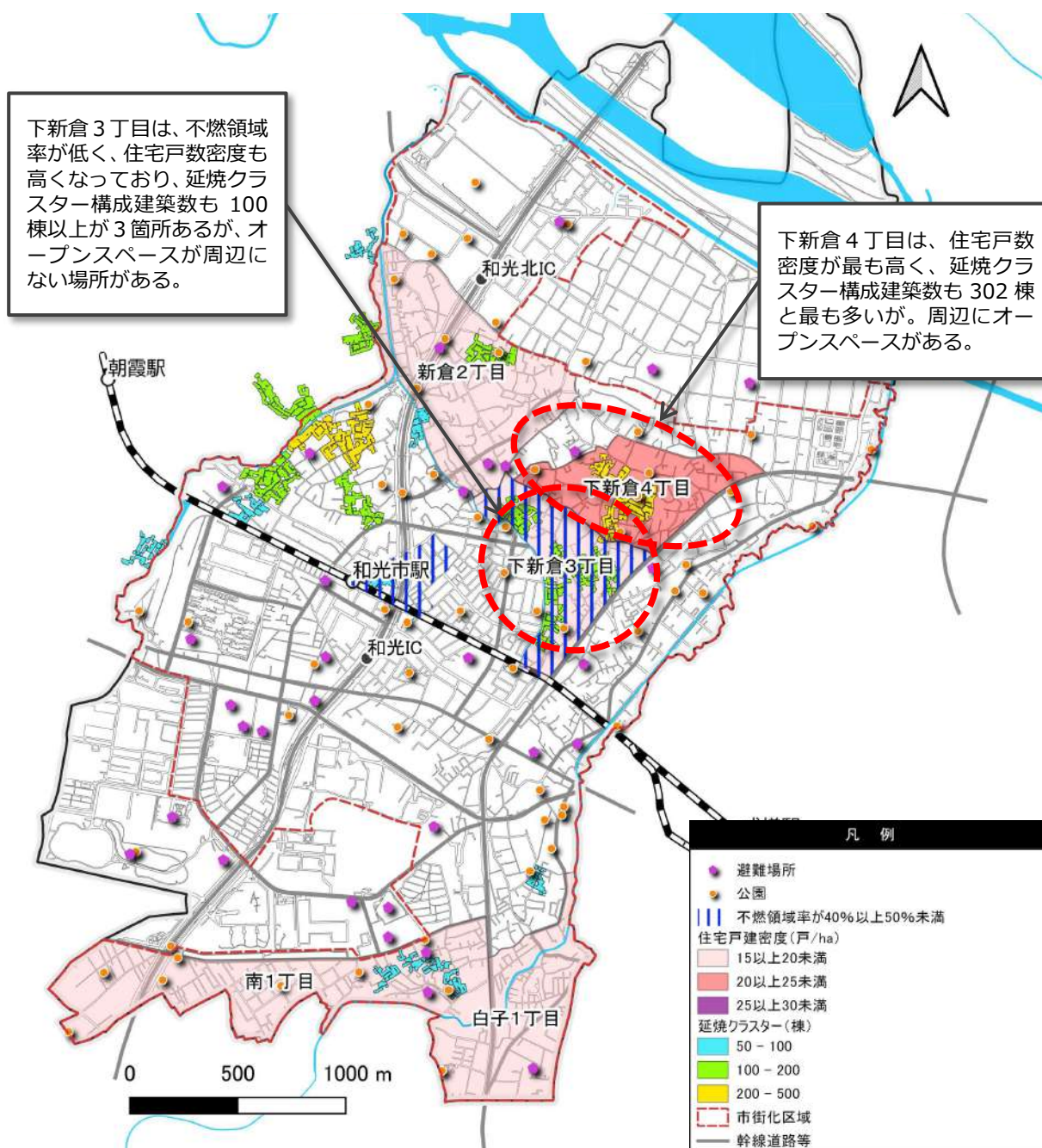
北地域	新倉 2 丁目、下新倉 4 丁目の一部地域において、延焼クラスターが見られ、幅員 4 m未満の狭あい道路や 4～6m未満の道路が多く存在しています。火災時には消防活動が困難となることが想定されます。
中央地域	新倉 1 丁目、下新倉 1・3 丁目の一部地域において、延焼クラスターが見られ、幅員 4 m未満の狭あい道路や 4～6m未満の道路が多く存在しています。火災時には消防活動が困難となることが想定されます。
東地域	白子 2 丁目の一部地域において、延焼クラスターが見られますが、消火活動や救援活動を実施するために必要な幅員 6m以上の道路が確保されています。
南地域	南 1 丁目の一部地域において、延焼クラスターが見られ、幅員 4 m未満の狭あい道路や 4～6m未満の道路が多く存在しています。火災時には消防活動が困難となることが想定されます。

分析 11 延焼危険箇所×オープンスペース

【分析の視点】 延焼した際に周辺で緊急避難できる場所があるか

- 国等による住宅密集地の指標（住宅戸数密度 30 戸/ha 以上かつ不燃領域率 40%未満）に該当する地域はありませんが、不燃領域率が低く、住宅戸数密度の高い下新倉 3 丁目や住宅戸数密度の高い下新倉 4 丁目では火災延焼の危険性があり、火災や地震の発生時には避難や消火活動が困難になることが想定されます。
- 延焼火災が発生した場合、緊急避難にあたっては公園などオープンスペースの確保が必要ですが、下新倉 3 丁目は、延焼クラスター構成建築数 100 棟以上の箇所が 3 箇所あるものの、周辺にオープンスペースが確保されていない場所もあります。

《延焼危険箇所とオープンスペースの重ね図》



《想定される災害リスク等》

◇火災延焼の危険性がある町丁目

地域	町丁目	住宅戸数密度	不燃領域率	延焼クラスター構成建築数
北地域	新倉 2 丁目	17.44 戸/ha	60.4%	65 棟 [※] 136 棟
	下新倉 4 丁目	20.58 戸/ha	53.1%	302 棟
中央地域	下新倉 3 丁目	18.19 戸/ha	45.5%	133 棟 152 棟 137 棟
南地域	南 1 丁目	16.98 戸/ha	65.6%	50 棟 63 棟 80 棟
	白子 1 丁目	16.04 戸/ha	64.4%	—

※65 棟の延焼クラスターは新倉一丁目まで広がっている

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

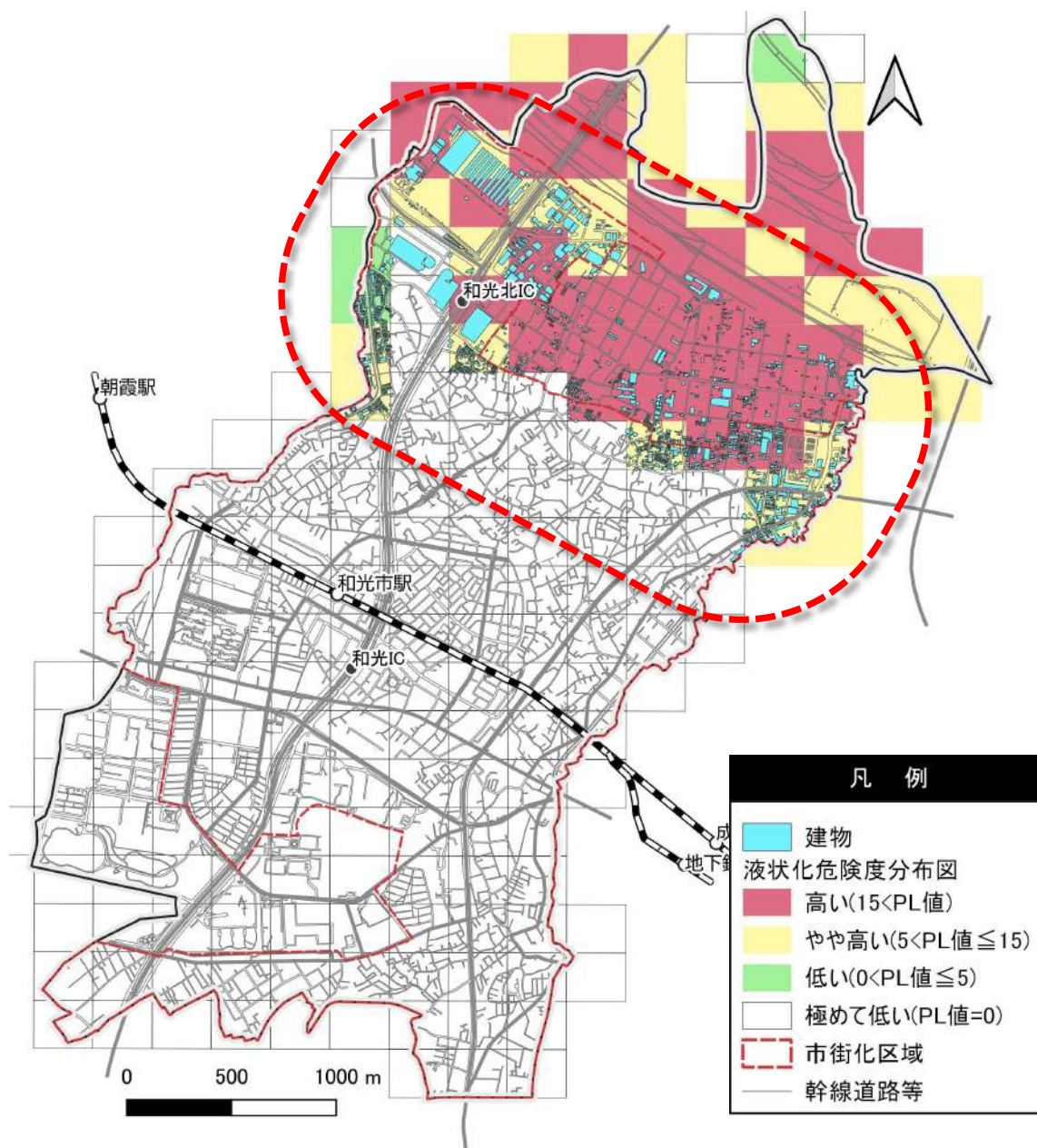
北地域	下新倉 4 丁目は、延焼クラスター構成建築数が 302 棟と市内で最も多いですが、周辺にオープンスペースが 3 箇所確保されています。新倉 2 丁目は、延焼クラスター構成建築数が 100 棟以上の箇所において、周辺にオープンスペースが 1 箇所確保されています。
中央地域	下新倉 3 丁目は、延焼クラスター構成建築数が 100 棟以上の箇所が 3 箇所あり、うち 1 箇所は周辺にオープンスペースが確保されていない状況です。延焼した際に周辺への緊急避難が困難になる可能性があります。
東地域	災害リスクのある箇所は含まれません。
南地域	南 1 丁目は、延焼クラスター構成建築数が 50 以上 100 棟未満の箇所が 3 箇所あり、周辺にオープンスペースが確保されています。

分析 12 液状化危険度分布×建物

【分析の視点】 液状化による建物への被害が生じる地域があるか

- 液状化危険度分布と建物の関係を見ると、液状化の危険性がある箇所（高い・やや高い・低い）に 1,975 棟の建物が立地しています。建物の立地数は市街化区域内で 1,295 棟、市街化調整区域で 680 棟となっています。
- 液状化危険度が“高い”と想定されている区域内には、984 棟の建物が立地しています。

《液状化危険度分布とオープンスペースの重ね図》



対象	戸数 (戸)	
	市内全域	市街化区域
建物	15,869	14,868
液状化危険度分布箇所に該当する建物	1,975 (12.4%)	1,295 (8.7%)

《想定される災害リスク等》

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

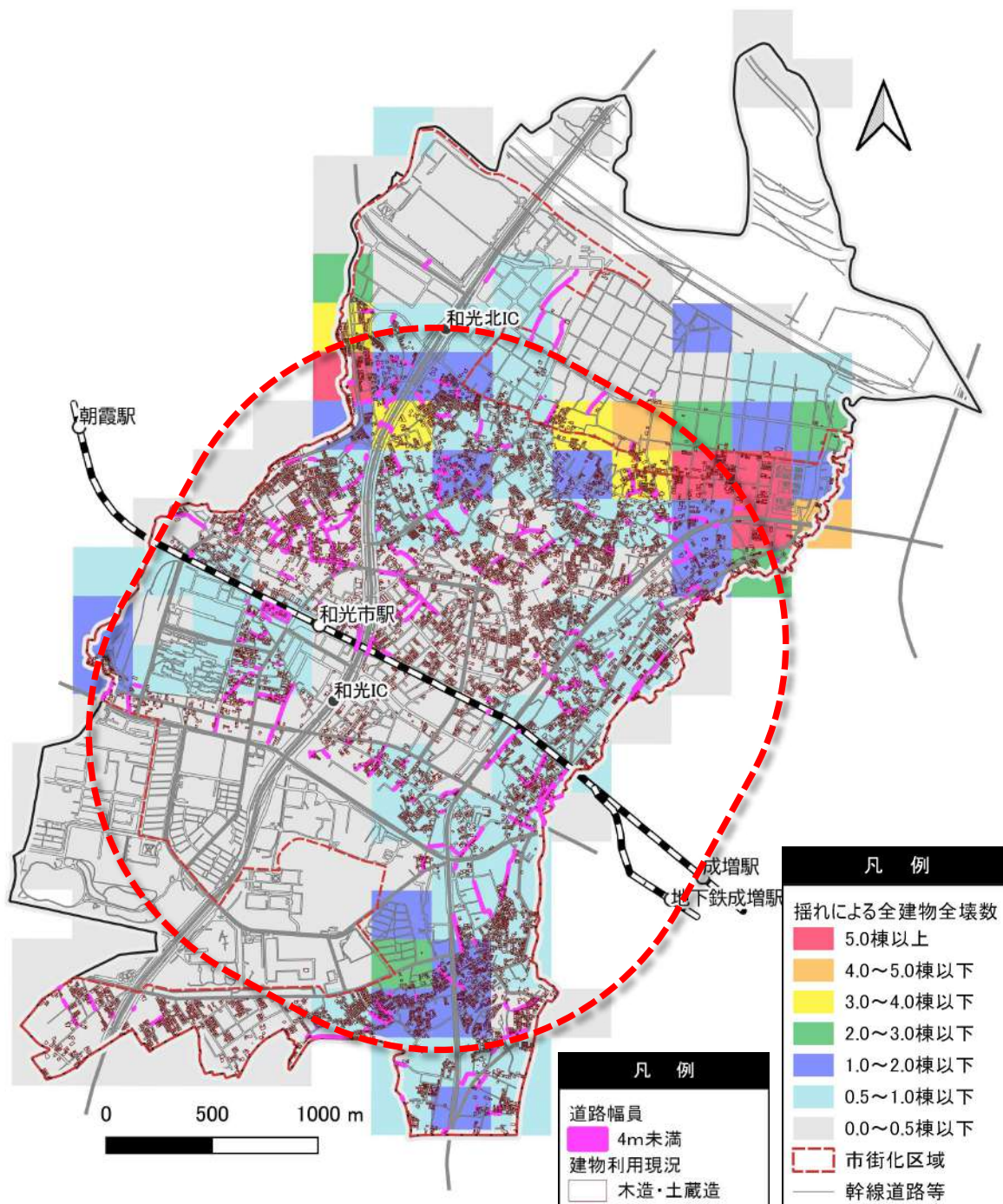
北地域	新倉 2・3・4・5・6・7・8 丁目、下新倉 4・5 丁目、白子 3・4 丁目、大字新倉、大字下新倉の一部地域において、液状化の危険性がある区域に建物が立地しています。液状化の可能性が“高い”区域が大部分を占めており、地盤沈下による道路の陥没や電柱の傾斜により、救助・救急活動を阻害する恐れがあります。
中央地域	新倉 2 丁目の一部地域において、液状化の危険性がある区域に建物が立地しています。液状化の可能性が“高い”区域ではないものの、地盤沈下による道路の陥没や電柱の傾斜により、救助・救急活動を阻害する恐れがあります。
東地域	災害リスクのある箇所は含まれません。
南地域	災害リスクのある箇所は含まれません。

分析 13 揺れによる建物全壊数×木造家屋・幅員 4m未満道路

【分析の視点】 地震時に建物が倒壊する地域があるか

- 建物全壊数が多い地域では、木造家屋が相対的に密集しています。また、幅員 4 m未満の狭あい道路も多く存在しており、地震時に建物が倒壊することにより救出活動が困難となることが想定されます。

≪揺れによる建物全壊数（東京湾北部地震）と木造家屋・幅員 4m未満道路の重ね図≫



《想定される災害リスク等》

◇地域別の災害リスクの状況（■災害リスクのある箇所が含まれる地域）

北地域	新倉 2・3 丁目、下新倉 4・5 丁目、白子 3 丁目の一部地域において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより、救助・救急活動、消火活動を阻害する恐れがあります。
中央地域	新倉 1・2 丁目、下新倉 1・3 丁目、本町、中央 1・2 丁目の一部地域において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより、救助・救急活動、消火活動を阻害する恐れがあります。
東地域	白子 2・3 丁目の一部地域において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより、救助・救急活動、消火活動を阻害する恐れがあります。
南地域	白子 1 丁目、南 1 丁目の一部地域において、建物倒壊の危険性があり、木造家屋が相対的に密集しています。所有者の被災のみならず道路を閉塞することにより、救助・救急活動、消火活動を阻害する恐れがあります。

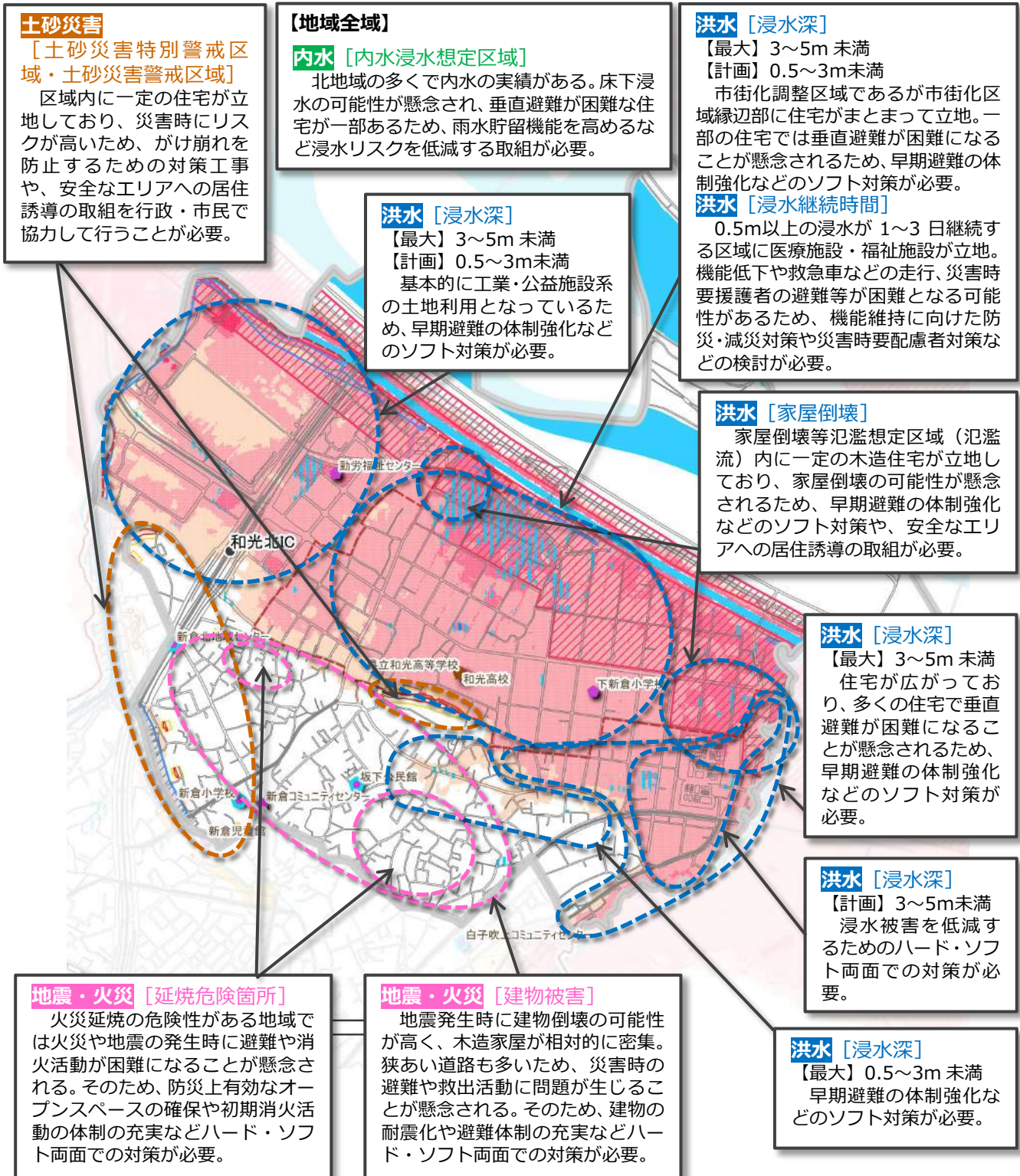
4. 地区ごとの防災上の課題

地区ごとの災害リスクをもとに課題の整理を行います。地区は上位計画である都市計画マスタープランの地域別構想の区域である4地区に分けて課題を整理します。



《北地域の現状と課題》

【最大】想定最大規模 【計画】計画規模



凡 例			
洪水浸水想定区域（浸水深）	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	土砂災害	避難所・避難場所
0.5～3.0m 未満	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	土砂災害特別警戒区域	避難所・避難場所
3.0～5.0m 未満	内水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	洪水時に利用対象
5.0～10.0m 未満	浸水が0.5m～3.0m 未満の区域	大規模盛土造成地	防災拠点施設
10.0～20.0m 未満	浸水が3.0m～5.0m 未満の区域	谷埋盛土	防災拠点施設
	浸水が5.0m以上の区域	腹付盛土	
			市街化区域
			幹線道路等
			河川

※地区ごとの災害ハザード情報は、マップの見やすさの点から一部に限ったものとしています。浸水想定区域は、荒川・新河岸川流域の両河川の浸水深を重ねて、想定最大規模を表示しています。（両河川の浸水が想定される箇所は浸水深が深い方を色付け）

中央地域の現状と課題

【地域全域】

内水 [内水浸水想定区域]

中央地域の多くで床下浸水の可能性が懸念され、垂直避難が困難な住宅が一部あるため、雨水貯留機能を高めるなど浸水リスクを低減する取組が必要。また、アンダーパスが冠水し、通行不可となることが懸念され、注意喚起や事故防止の取組が必要。

地震・火災 [建物被害]

地震発生時に建物倒壊の可能性が高く、木造家屋が相対的に密集。狭あい道路も多いため、災害時の避難や救出活動に問題が生じることが懸念される。そのため、建物の耐震化や避難体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

土砂災害 [土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域]

区域内に一定の住宅が立地しており、災害時にリスクが高いため、かけ崩れを防止するための対策工事や、安全なエリアへの居住誘導の取組を行政・市民で協力して行うことが必要。

土砂災害 [大規模盛土造成地]

大規模盛土造成地に多くの住宅が立地しているが、地質調査などにより安全率が高い結果となった。

洪水 [家屋倒壊]

本町・新倉 1・2 丁目の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に多くの住宅が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策や、安全なエリアへの居住誘導の取組が必要。

地震・火災 [延焼危険箇所]

火災延焼の危険性がある地域では火災や地震の発生時に避難や消火活動が困難になることが懸念される。そのため、防災上有効なオープンスペースの確保や初期消火活動の体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

土砂災害 [大規模盛土造成地]

大規模盛土造成地に多くの住宅が立地しており、今後詳細な地質調査等をもとに各大規模盛土造成地の特性の把握が必要。

凡 例			
洪水浸水想定区域 (浸水深)	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	土砂災害	避難所・避難場所
0.5～3.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	土砂災害特別警戒区域	避難所・避難場所
3.0～5.0m未満	内水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	洪水時に利用対象
5.0～10.0m未満	浸水が0.5～3.0m未満の区域	大規模盛土造成地	防災拠点施設
10.0～20.0m未満	浸水が3.0～5.0m未満の区域	谷埋盛土	防災拠点施設
	浸水が5.0m以上の区域	腹付盛土	
			市街化区域
			幹線道路等
			河川

《東地域の現状と課題》

【最大】想定最大規模 【計画】計画規模

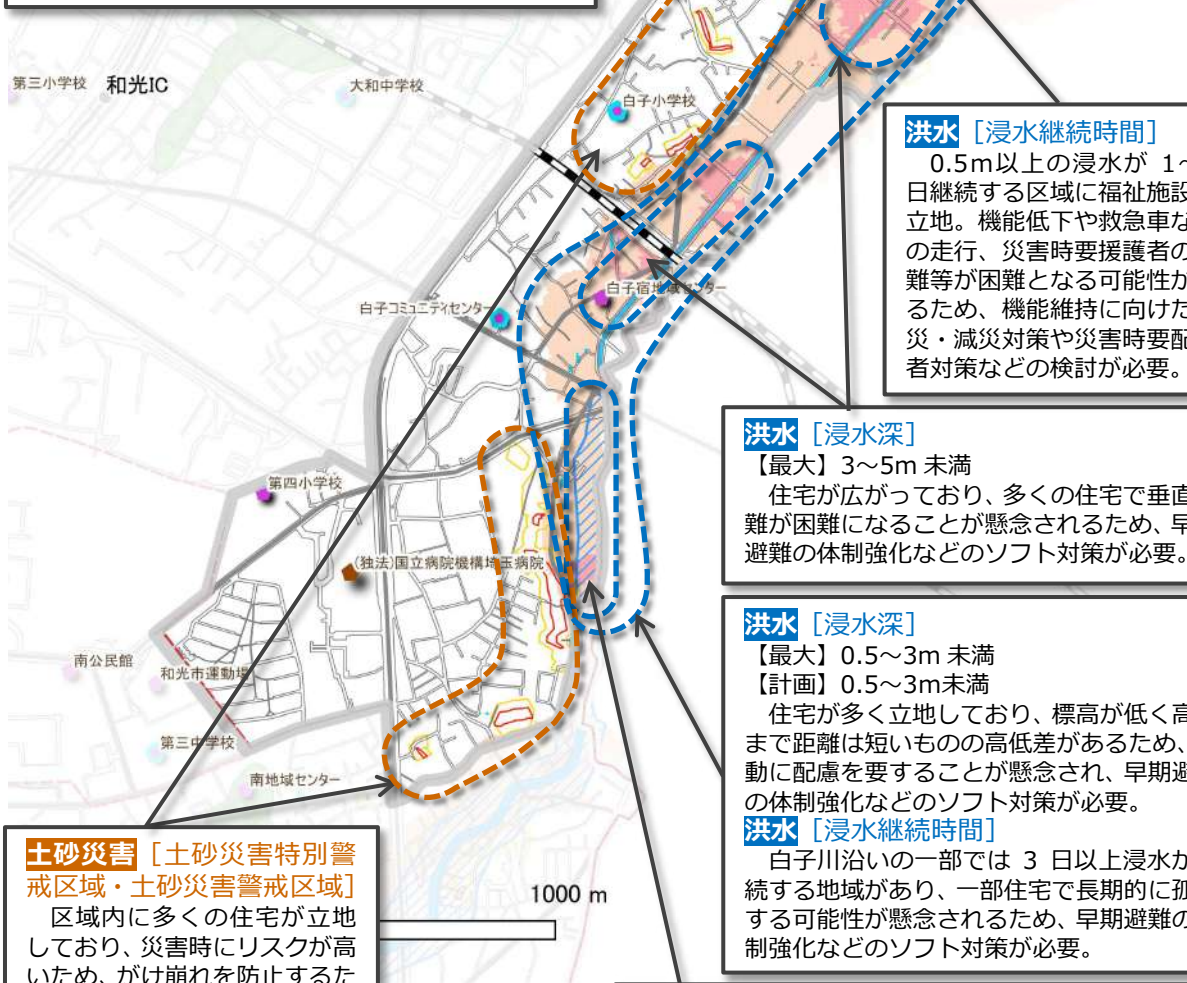
【地域全域】

内水【内水浸水想定区域】

東地域の多くで床下浸水の可能性が懸念されるため、雨水貯留機能高めるなど浸水リスクを低減する取組が必要。

地震・火災【建物被害】

地震発生時に建物倒壊の可能性が高く木造家屋が相対的に密集。狭あい道路も多いため、災害時の避難や救出活動に問題が生じることが懸念される。そのため、建物の耐震化や避難体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。



洪水【浸水継続時間】

0.5m以上の浸水が1～3日継続する区域に福祉施設が立地。機能低下や救急車などの走行、災害時要援護者の避難等が困難となる可能性があるため、機能維持に向けた防災・減災対策や災害時要配慮者対策などの検討が必要。

洪水【浸水深】

【最大】3～5m未滿

住宅が広がっており、多くの住宅で垂直避難が困難になることが懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水【浸水深】

【最大】0.5～3m未滿

【計画】0.5～3m未滿

住宅が多く立地しており、標高が低く高台まで距離は短いものの高低差があるため、移動に配慮を要することが懸念され、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水【浸水継続時間】

白子川沿いの一部では3日以上浸水が継続する地域があり、一部住宅で長期的に孤立する可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水【家屋倒壊】

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に一部住宅が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策や、安全なエリアへの居住誘導の取組が必要。

土砂災害【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域】

区域内に多くの住宅が立地しており、災害時にリスクが高いため、がけ崩れを防止するための対策工事や、安全なエリアへの居住誘導の取組を行政・市民で協力して行うことが必要。

凡 例

洪水浸水想定区域（浸水深）	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	土砂災害	避難所・避難場所
0.5～3.0m未滿	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	土砂災害特別警戒区域	避難所・避難場所
3.0～5.0m未滿	内水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	洪水時に利用対象
5.0～10.0m未滿	浸水が0.5m～3.0m未滿の区域	大規模盛土造成地	防災拠点施設
10.0～20.0m未滿	浸水が3.0m～5.0m未滿の区域	谷埋盛土	防災拠点施設
	浸水が5.0m以上の区域	腹付盛土	
			市街化区域
			幹線道路等
			河川

《南地域の現状と課題》

【最大】想定最大規模 【計画】計画規模

【地域全域】

内水[内水浸水想定区域]

一部 0.5m～3m未満の箇所も見られるが、南地域の多くで床下浸水の可能性が懸念されるため、雨水貯留機能高めるなど浸水リスクを低減する取組が必要。

洪水[浸水深]

【最大】0.5～3m 未満

住宅が広がっており、一部の住宅では垂直避難が困難になることが懸念される。そのため、早期避難の体制強化などのソフト対策が必要。

洪水[家屋倒壊]

家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に多くの住宅が立地しており、家屋倒壊の可能性が懸念されるため、早期避難の体制強化などのソフト対策や、安全なエリアへの居住誘導の取組が必要。

地震・火災[建物被害]

地震発生時に建物倒壊の可能性が高く、木造家屋が相対的に密集。狭あい道路も多いため、災害時の避難や救出活動に問題が生じることが懸念される。そのため、建物の耐震化や避難体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

地震・火災[延焼危険箇所]

火災延焼の危険性がある地域では火災や地震の発生時に避難や消火活動が困難になることが懸念される。そのため、防災上有効なオープンスペースの確保や初期消火活動の体制の充実などハード・ソフト両面での対策が必要。

土砂災害[大規模盛土造成地]

大規模盛土造成地に多くの住宅が立地しているが、地質調査などにより安全率が高い結果となった。

土砂災害[土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域]

区域内に一定の住宅が立地しており、災害時にリスクが高いため、がけ崩れを防止するための対策工事や、安全なエリアへの居住誘導の取組を行政・市民で協力して行うことが必要。

0 500 1000 m

凡 例			
洪水浸水想定区域 (浸水深)	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	土砂災害	避難所・避難場所
0.5～3.0m未満	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	土砂災害特別警戒区域	避難所・避難場所
3.0～5.0m未満	内水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	市街化区域
5.0～10.0m未満	浸水が0.5m～3.0m未満の区域	大規模盛土造成地	幹線道路等
10.0～20.0m 未満	浸水が3.0m～5.0m未満の区域	谷埋盛土	河川
	浸水が5.0m以上の区域	腹付盛土	
			防災拠点施設
			防災拠点施設

5. 防災まちづくりの取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

「立地適正化計画で目指す将来の姿」では、居住誘導に係るまちづくりの基本方針として「多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成」を掲げ、防災・減災を踏まえた居住地形成を推進するものとしています。

防災指針においても、防災上の課題を踏まえ、ハード・ソフト両面により防災まちづくりを推進していきます。

《防災まちづくりの将来像》

居住誘導

まちづくりの基本方針(ターゲット)2

多世代が暮らし続けられる安全・快適な住環境の形成

(抜粋)

●防災・減災を踏まえた居住地形成

災害リスクが少ないエリアへ居住を誘導するとともに、災害リスクに応じたハード・ソフト対策の推進により、暮らしの安全性を確保し、安心できる居住地の形成を誘導します。

(2) 取組方針の方向性

分 類	土砂災害			洪水		土砂災害	洪水		内水	地震・火災		
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	大規模盛土造成地 調査予定	家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水浸水想定区域 計画規模(3m以上)	大規模盛土造成地 調査済み	洪水浸水想定区域 計画規模(3m未満)	想定最大規模	内水浸水想定区域	液状化	建物被害	延焼危険箇所
居住誘導区域設定に 対する国の考え方	都市再生特別措置法により、 <u>居住誘導区域に含めないこととされている区域</u>			災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害の防止・軽減のための施設の整備状況などを総合的に勘案し、 <u>居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域、含める場合には、防災指針において当該地区の災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにすることが必要とされている区域</u>								
本市の居住誘導区域の設定箇所	居住誘導区域に“含めない”						居住誘導区域に“含める”					
	土砂災害 ⇒土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含めない。 ⇒大規模盛土造成地のうち、まだ安全性を確認していない区域については、居住誘導区域に含めない。 洪水 ⇒洪水浸水想定区域(計画規模降雨 3m以上)は、一般的な住宅において垂直避難が困難となり屋内安全確保が難しいため、居住誘導区域に含めない。 ⇒家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模降雨の場合のみ公表されているが、計画規模降雨でも起こりうる危険性の高い災害であり、洪水が起こった際に家屋の倒壊・流失のおそれがあるため、居住誘導区域に含めない。						土砂災害 ⇒大規模盛土造成地のうち安全率が高いことが調査済みの地区は、居住誘導区域に含める。 洪水 内水 ⇒洪水浸水想定区域(計画規模降雨 3m未満、想定最大規模降雨)、内水浸水想定区域は、土砂災害と比べて時間的な猶予があることから、居住誘導区域に含め、災害リスクの低減を図る。 地震・火災 ⇒地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、誘導的手法により災害リスクの低減を図ることが難しいため、居住誘導区域に含め、市内全域において災害リスクの低減を図る。					
取組方針の方向性	“災害リスクの回避” の視点で取組方針を整理						“災害リスクの低減” の視点で取組方針を整理					

（取組方針の方向性を決定する上での「洪水浸水想定区域」の考え方）

洪水浸水想定区域においては、「計画規模降雨」と「想定最大規模降雨」がありますが、本市における居住誘導区域を設定する際に考慮すべき区域は、「計画規模降雨」とします。

「計画規模降雨」による洪水浸水想定区域

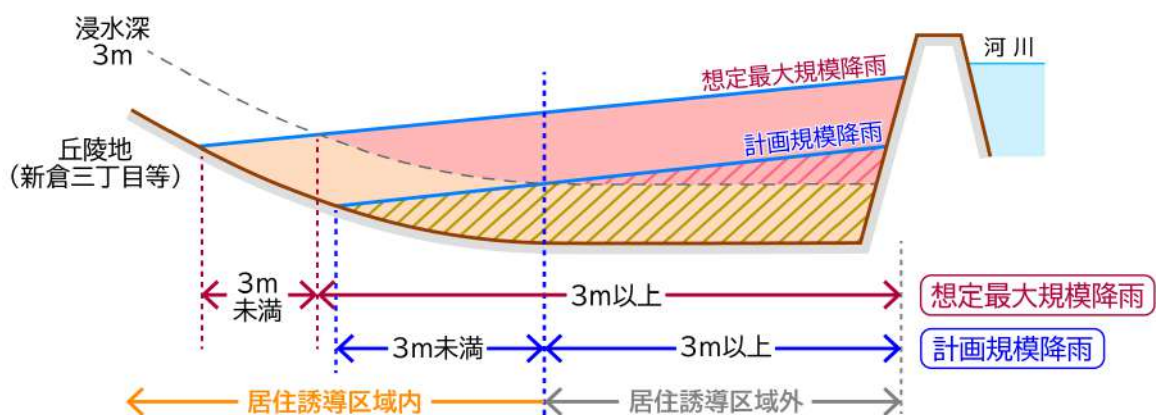
- ◇「想定最大規模降雨」よりも発生頻度は高く、近年の水害の頻発・激甚化の傾向を踏まえ、避難対策等のソフト対策のみならず、居住誘導による対策を必要とする区域とします。
- ◇その中でも、浸水深3m以上の箇所については、一般的な2階建ての住宅において、屋内に留まった垂直避難が困難となり、人命にも影響を及ぼす可能性があることから、居住誘導区域には含めないものとします。

「想定最大規模降雨」による洪水浸水想定区域

- ◇堤防整備等のハード対策だけでは対応しきれない事態を想定し、社会全体が災害リスクを共有し、減災対策に取り組むことを目的として区域が公表されており、人命を守るための避難体制の充実・強化等を進めることが必要となります。
- ◇そのため、本市においては、国主導による荒川の総合的な流域治水に基づくハード対策等とともに、洪水ハザードマップ等による周知や、前述で整理した災害リスクを適切に伝えることを通じて、和光市民や事業者等の関係者全員が災害リスクを共有し、防災訓練や避難対策等のリスクを低減するためのソフト対策に取り組むものとします。
- ◇想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域のうち、浸水深3m以上の箇所（ただし、計画規模降雨で浸水深3m以上の箇所を除く）については、計画規模降雨よりも発生頻度が低く、また、計画規模降雨で浸水深3m以上の箇所よりも避難先となる高所・高台に比較的近いため、避難対策等のソフト対策で対応します。

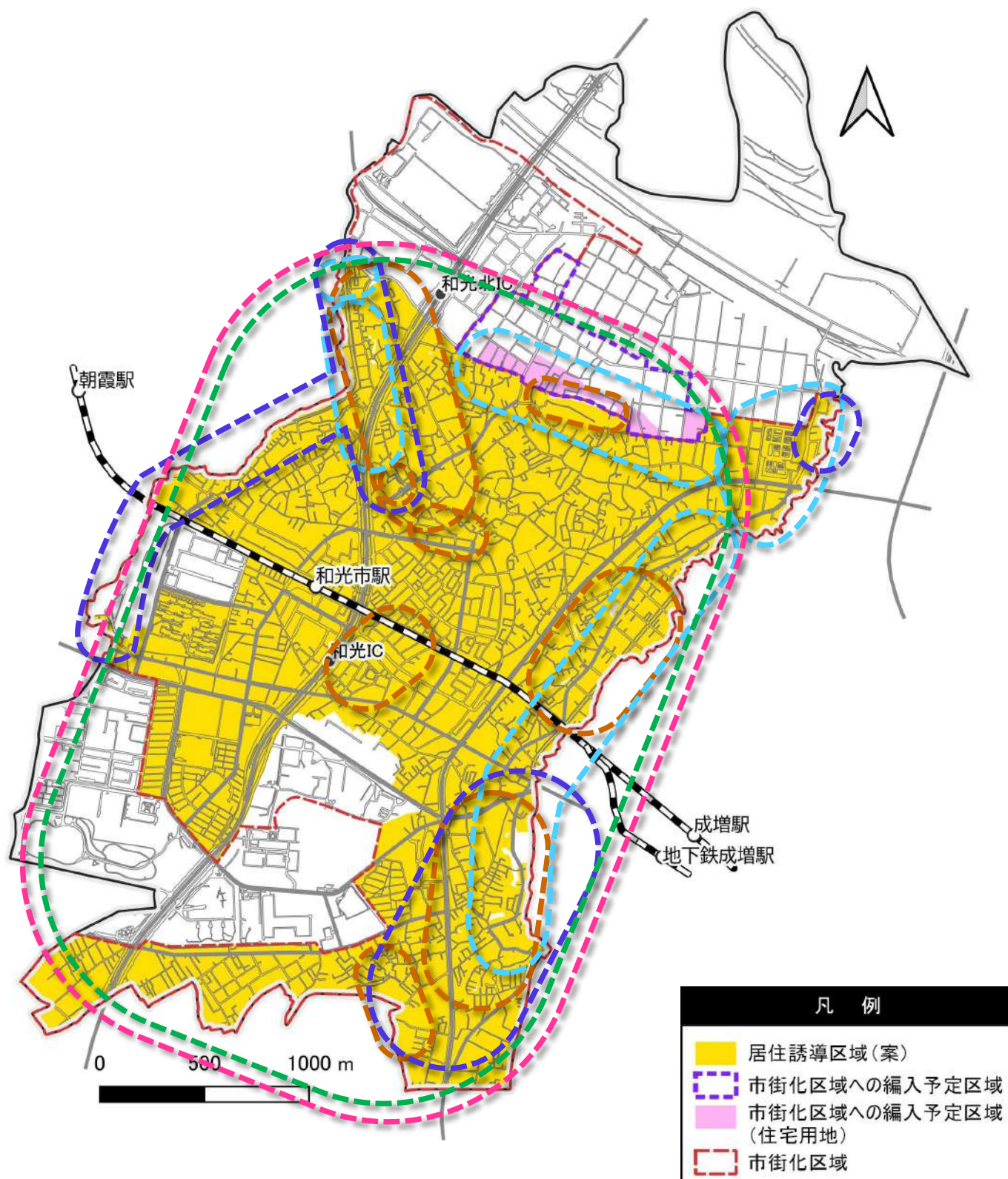
「洪水浸水想定区域での浸水深ごとの範囲のイメージ」

- ◇想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域は、計画規模降雨と比べて、範囲が広く、浸水深も深いものとなります。
- ◇計画規模降雨で浸水深3m以上の箇所については、居住誘導区域に含めないものとなります。



(補足) 居住誘導区域設定箇所の具体的検討

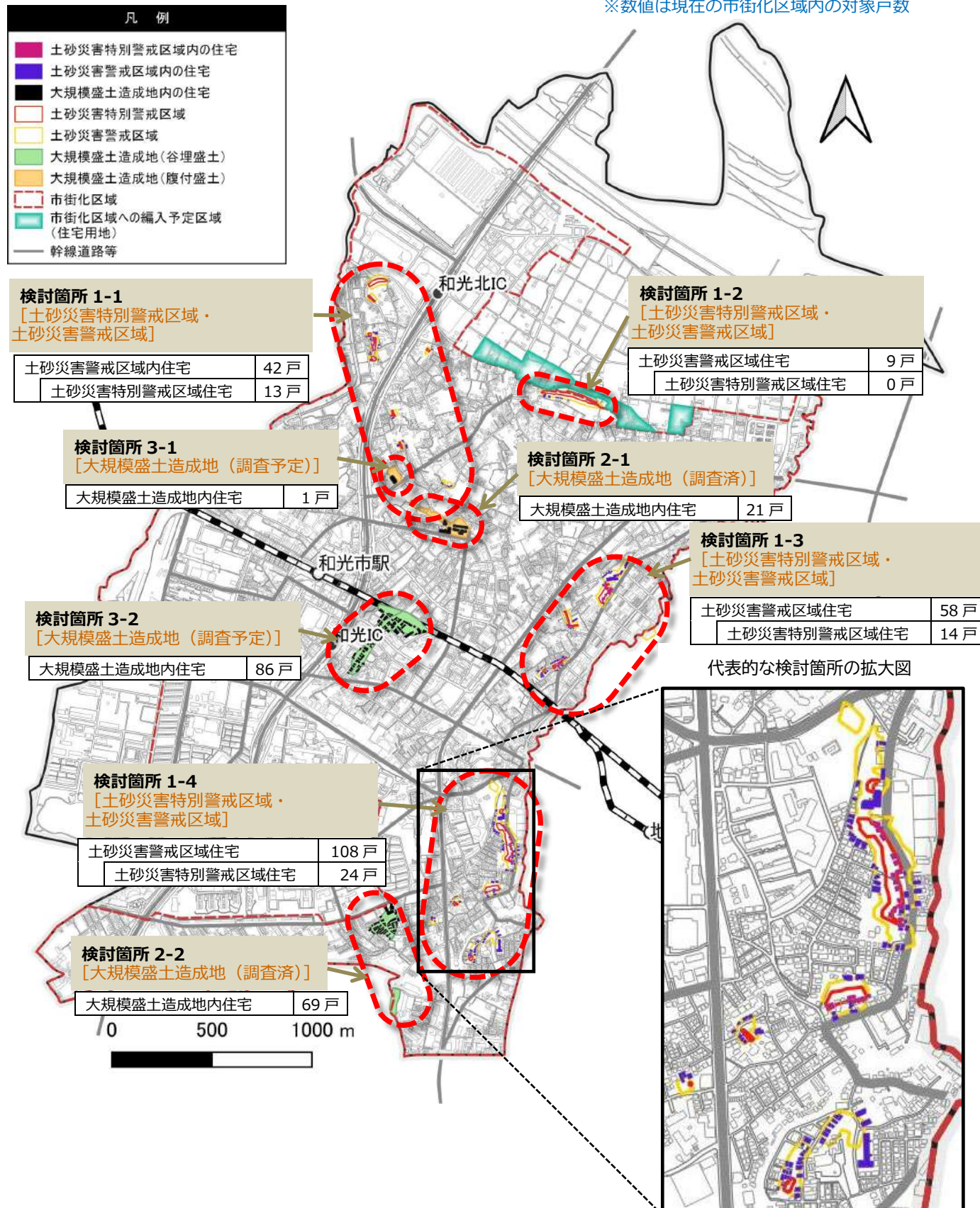
	土砂災害	88 ページ		内水	91 ページ
	洪水〔浸水深（計画規模）〕	89 ページ		地震・火災	92 ページ
	洪水〔家屋倒壊等氾濫想定区域〕	90 ページ			



土砂災害

「土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域・大規模盛土造成地と建物分布の重ね図」

※数値は現在の市街化区域内の対象戸数



◇災害ハザードエリアの検討箇所

検討箇所 1 [土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域]

- 土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、災害が起きた際に、住民の生命への危害や建物の倒壊のおそれがある。
- 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害防止法により、一定の開発行為の制限や建築物の構造が規制されている。また、都市再生特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている。土砂災害警戒区域は、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域と土砂災害防止法に定められており、土砂災害特別警戒区域のように一定の開発行為の制限や建築物の構造の規制はされていない。
- 土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害警戒区域内には既に多くの住宅が立地している。

検討箇所 2 [大規模盛土造成地(調査済)]

- 大地震などが発生した場合に滑動崩落のおそれのある大規模な盛土であり、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、災害が起きた際に、住民の生命への危害や建物の倒壊のおそれがある。
- しかし、大規模盛土造成地の安全性把握のための調査を順次実施しており、検討箇所 2 内の大規模盛土造成地では、詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られた。

検討箇所 3 [大規模盛土造成地(調査予定)]

- 検討箇所 3 内の大規模盛土造成地では、今後、詳細な地質調査及び安定計算を実施予定。

◇居住誘導区域に含めるかの判断(事務局案)

検討箇所 1 [土砂災害特別警戒区域]

居住誘導区域に含めない

⇒都市再生特別措置法により、土砂災害特別警戒区域は居住誘導区域に含まないこととされているため含めない。

検討箇所 1 [土砂災害警戒区域]

居住誘導区域に含めない

⇒突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、ソフト対策だけでは安全性を確保することが難しいため、居住誘導区域に含めない。

検討箇所 2 [大規模盛土造成地(調査済)]

居住誘導区域に含める

⇒大規模盛土造成地において、既に詳細な地質調査及び安定計算を行い、安全率が目標値を満足する値が得られたため、居住誘導区域に含める。

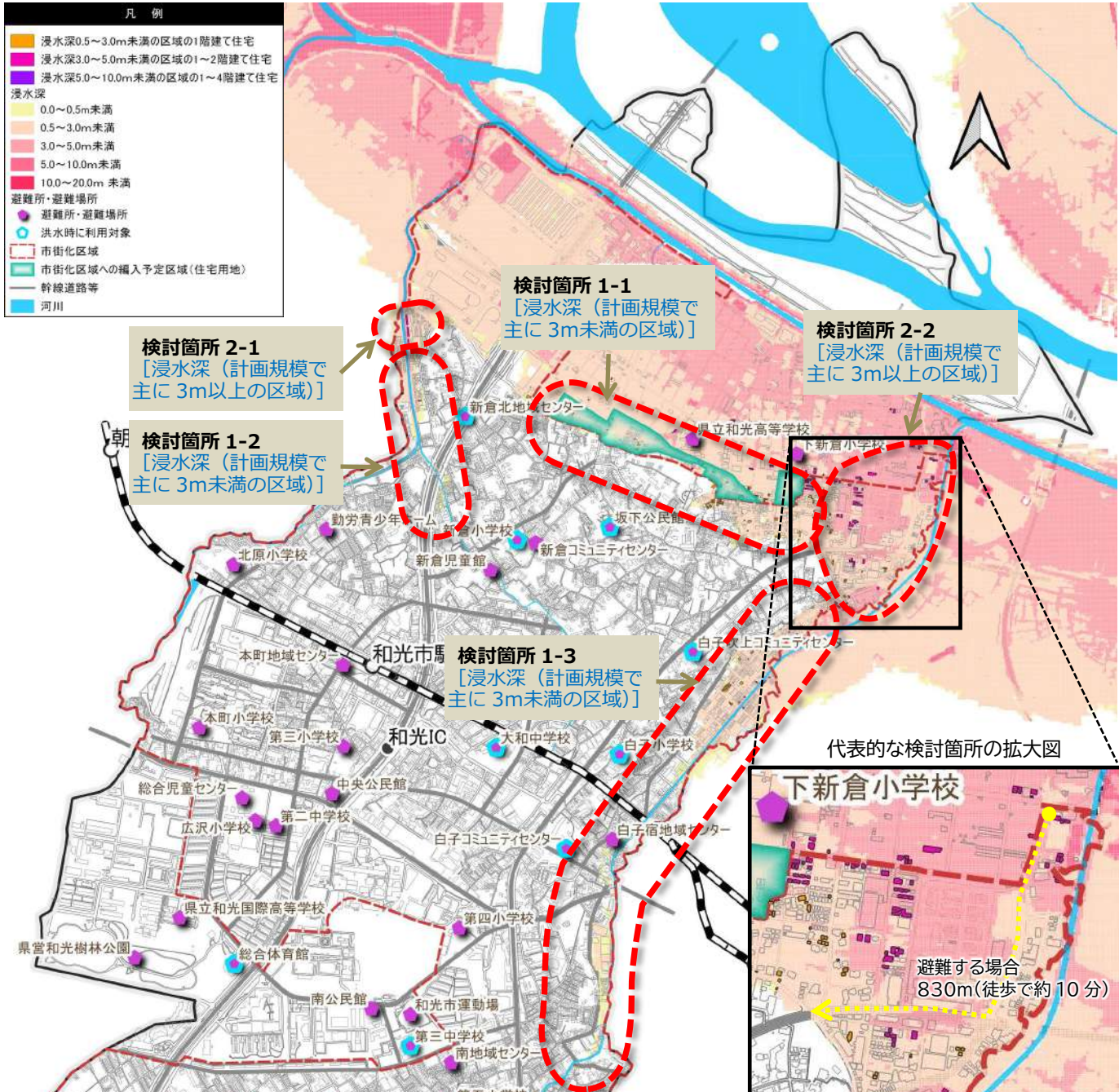
検討箇所 3 [大規模盛土造成地(調査予定)]

居住誘導区域に含めない

⇒残りの 3 地区は今後「大規模盛土造成地の確認調査」を実施する予定であり、安全性が確認されていないため、現段階では居住誘導区域に含めないこととし、今後、安全性が確認された時点で居住誘導区域に含めることとする。

洪水〔浸水深（計画規模）〕

《荒川・新河岸川流域の洪水浸水想定区域と建物階数の重ね図》

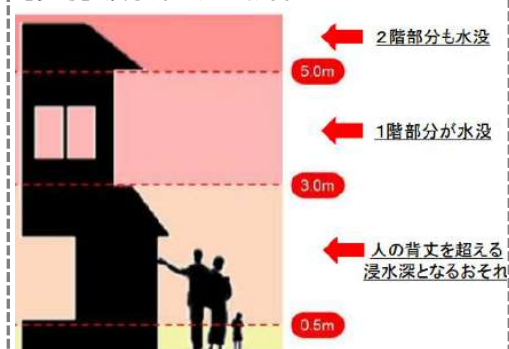


※浸水想定区域は、荒川・新河岸川流域の両河川の浸水深を重ねたもの。
(両河川の浸水が想定される箇所は浸水深が深い方を色付け)

※数値は現在の市街化区域内の対象戸数

市街化区域内の浸水想定区域内の住宅	1,212 戸
浸水深 0.5～3.0m 未満の区域の 1 階建て住宅	88 戸
浸水深 3.0～5.0m 未満の区域の 1～2 階建て住宅	76 戸
浸水深 5.0～10.0m 未満の区域の 1～4 階建て住宅	1 戸

【参考】浸水深と人的被害のリスク



出典：立地適正化計画作成の手引き

◇災害ハザードエリアの検討箇所

検討箇所 1 [浸水深（計画規模で主に 3m未満の区域）]

- ・洪水は、主に降雨を契機とした現象であり、一般的には事前避難の時間的猶予があり、越水等のタイミングは予測しやすい災害に分類される。
- ・計画規模の浸水想定区域は、河川整備の目標とする降雨により浸水が想定される区域であり、想定最大規模の浸水想定区域より、洪水の発生頻度が高くなっている。
- ・浸水深が 0.5m 以上になると床上浸水し、1 階建ての住宅においては垂直避難が困難となる可能性が高い。
- ・住宅が多く立地する地域で 3m 未満の浸水のおそれがあり、垂直避難が困難となる 1 階建ての住宅が若干見られる。

検討箇所 2 [浸水深（計画規模で主に 3m以上の区域）]

- ・浸水深が 3m 以上となると、一般的な 2 階建ての住宅においても浸水し、垂直避難が困難となる可能性が高い。
- ・計画規模の浸水想定区域を見ると、住宅が多く立地する地域で 3～5m の浸水のおそれがあり、垂直避難が困難となる可能性がある住宅も一部見られる。



◇居住誘導区域に含めるかの判断(事務局案)

検討箇所 1 [浸水深（計画規模で主に 3m 未満の区域）]

居住誘導区域に含める

⇒洪水は、一般的には事前避難の時間的猶予があり避難行動が取りやすいこと、また、多くの住宅で洪水時における屋内安全確保（垂直避難）が可能であることから、今後も「防災意識の啓発」や「防災体制の充実」などのソフト対策を推進することで、居住誘導区域に含める。

⇒また、北インター東部地区の市街化編入予定区域のうち、住宅地区となる地域でも浸水想定区域が予想されているが、民間避難ビルの協定締結などのソフト的な対策を実施することで、新規住宅地として整備していくこととしているため、居住誘導区域に含める。

⇒更に、国主導による流域自治体等の横の連携に基づく、(河道掘削・堤防整備・事前放流などの)総合的な荒川の流域治水の推進などのハード対策も、中長期的に合わせて推進することで、より安全性を高めていく。

検討箇所 2 [浸水深（計画規模で主に 3m以上の区域）]

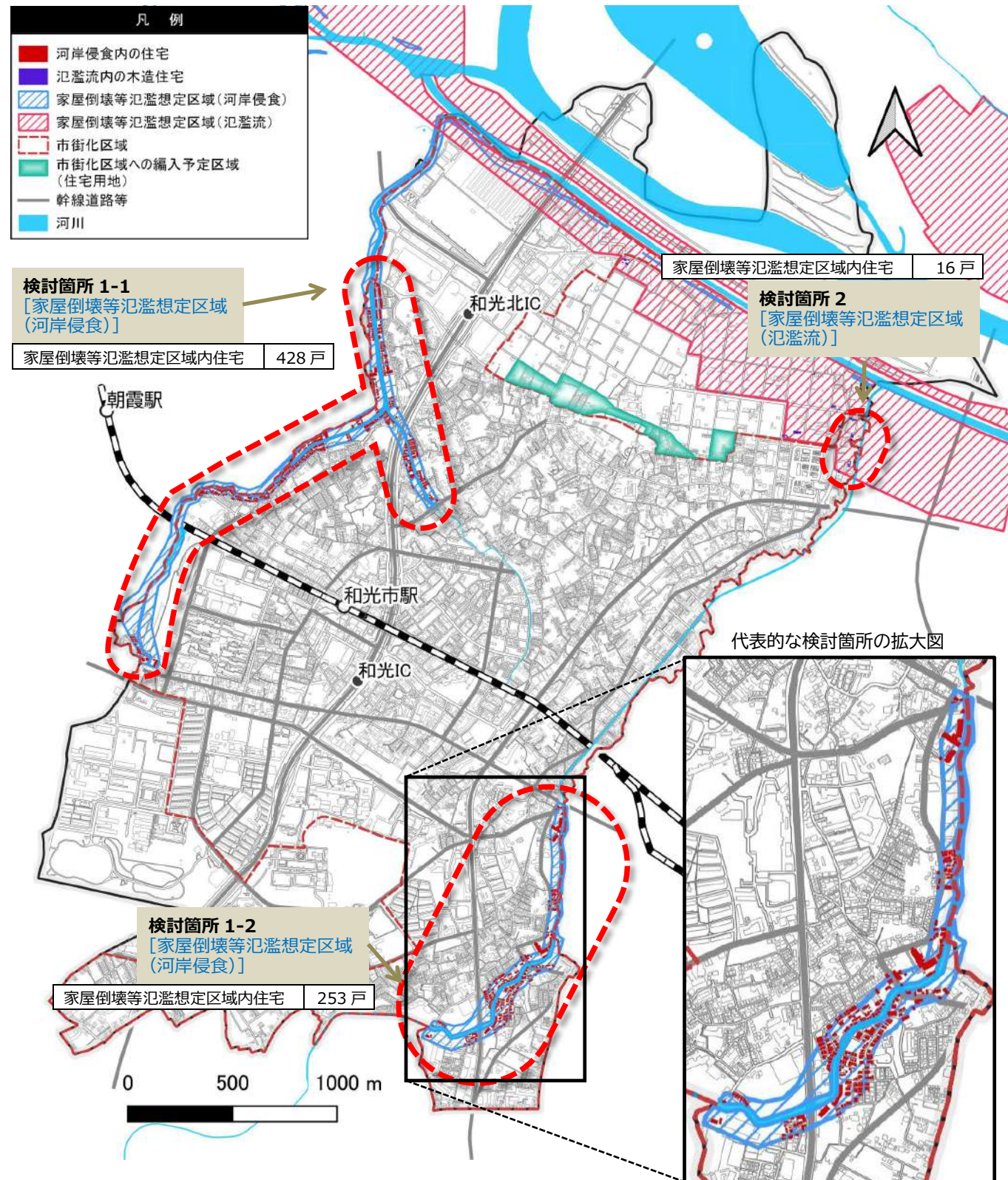
居住誘導区域に含めない

⇒計画規模の浸水想定区域のうち浸水深 3m以上の範囲は、一般的な 2 階建ての住宅において垂直避難が困難となり、洪水時の屋内安全確保が難しいため居住誘導区域から除く。

洪水〔家屋倒壊等氾濫想定区域〕

「家屋倒壊等氾濫想定区域と建物分布の重ね図」

※数値は現在の市街化区域内の対象戸数



◇災害ハザードエリアの検討箇所

検討箇所 1 〔家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)〕

- ・河岸侵食は、主に降雨を契機とした現象であり、一般的には事前避難の時間的猶予があるものの、家屋の基礎を支える地盤が流出するような河岸侵食により、木造・非木造にかかわらず家屋が倒壊するリスクが想定される。この区域では、屋内での待避(垂直避難)ではなく、避難所等への立ち退き避難(水平避難)が求められる。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)内に多くの住宅が立地している。

検討箇所 2 〔家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)〕

- ・氾濫流は、主に降雨を契機とした現象であり、一般的には事前避難の時間的猶予があるものの、河川堤防の決壊や洪水氾濫流により、一般的な木造住宅が倒壊するリスクが想定される。この区域では、屋内での待避(垂直避難)ではなく、避難所等への立ち退き避難(水平避難)が求められる。
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)内に一部木造住宅が立地している。

◇居住誘導区域に含めるかの判断(事務局案)

検討箇所 1 〔家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)〕

居住誘導区域に含めない

⇒公表されている家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模によるものであり発生頻度は低いものの、災害発生時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域であり、人命被害に直結する可能性が懸念される。ソフト対策だけでは安全性を確保することが難しく、市民の生命及び財産の保護の観点から、居住誘導区域から除外する。

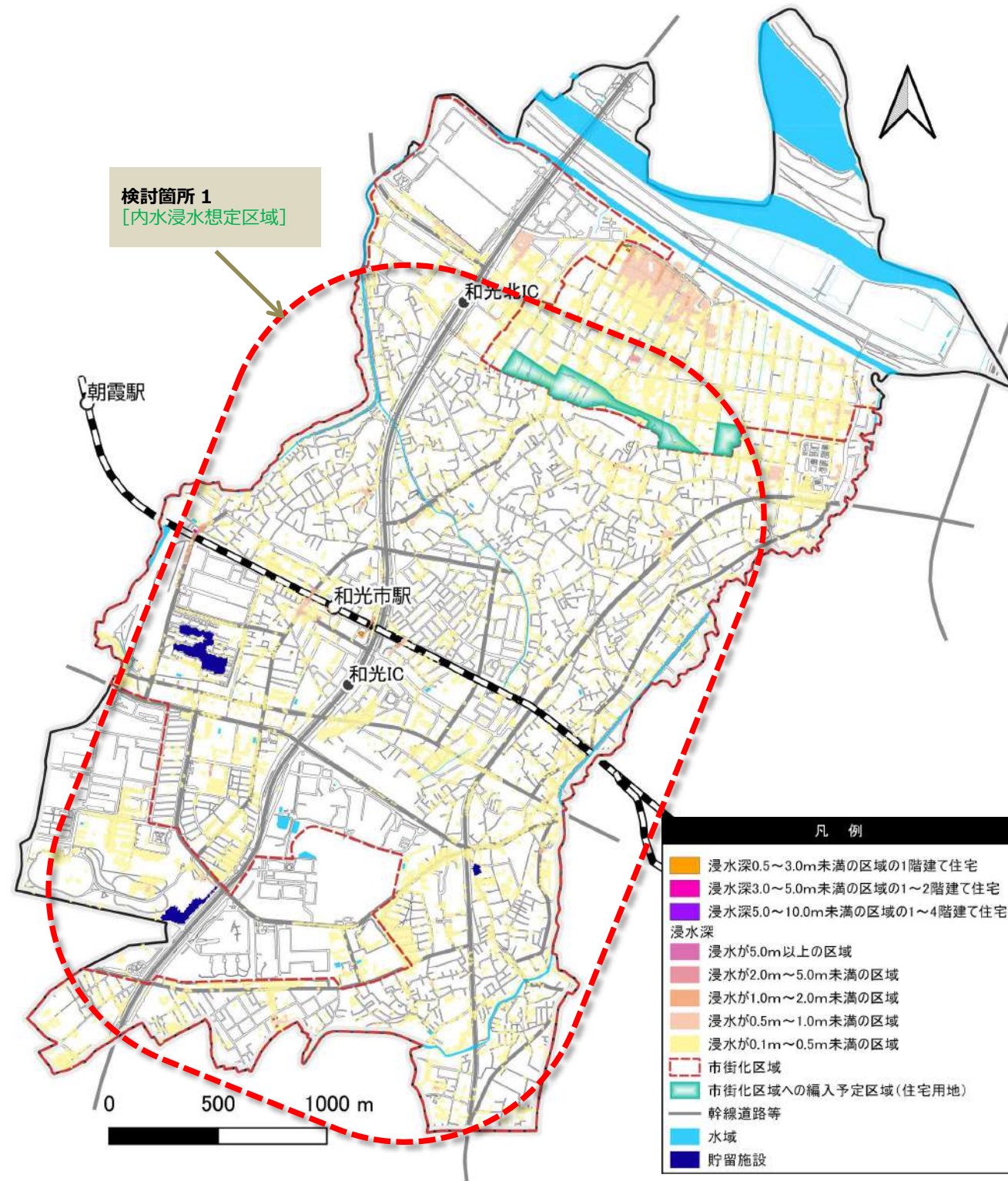
検討箇所 2 〔家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)〕

居住誘導区域に含めない

⇒公表されている家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模によるものであり発生頻度は低いものの、災害発生時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある区域であり、人命被害に直結する可能性が懸念される。ソフト対策だけでは安全性を確保することが難しく、市民の生命及び財産の保護の観点から、居住誘導区域から除外する。

内水

≪内水浸水想定区域と建物分布の重ね図≫



※数値は現在の市街化区域内の対象戸数

垂直避難が困難な住宅	19戸
------------	-----

◇災害ハザードエリアの検討箇所

検討箇所 1 [内水浸水想定区域]

- ・内水は、雨水を排水できないことにより発生する浸水被害で、主に降雨を契機とした現象であり、一般的には事前避難の時間的猶予があり、浸水のタイミングは予測しやすい災害に分類される。また、洪水による浸水と比べると浸水深は大きくなく浸水継続時間も短い場合が多いが、河川から離れた地域でも浸水被害が発生したり、降雨から浸水被害が発生するまでの時間が短い場合がある。
- ・市街化区域内の広い地域で0.5m未満の床下浸水の可能性が懸念される。



◇居住誘導区域に含めるかの判断(事務局案)

検討箇所 1 [内水浸水想定区域]

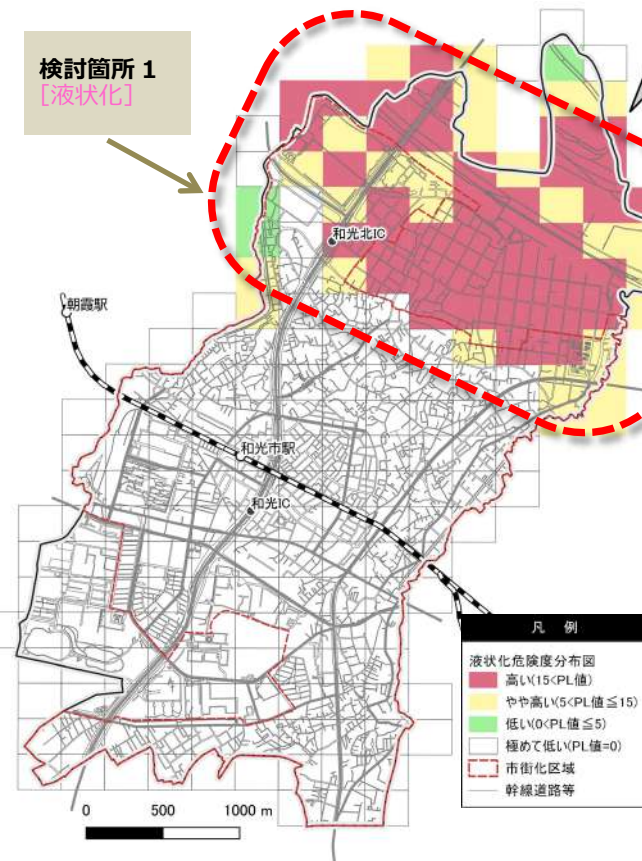
居住誘導区域に含める

⇒内水浸水は、主に降雨を契機とした現象で、一般的には事前避難の時間的猶予があり、ほとんどが床下浸水であることから、屋内安全確保（垂直避難）が可能であるとともに、ハザードマップの周知などによる「防災意識の啓発」を進め、「防災体制の充実」による迅速な避難行動を推進することにより、居住誘導区域に含める。

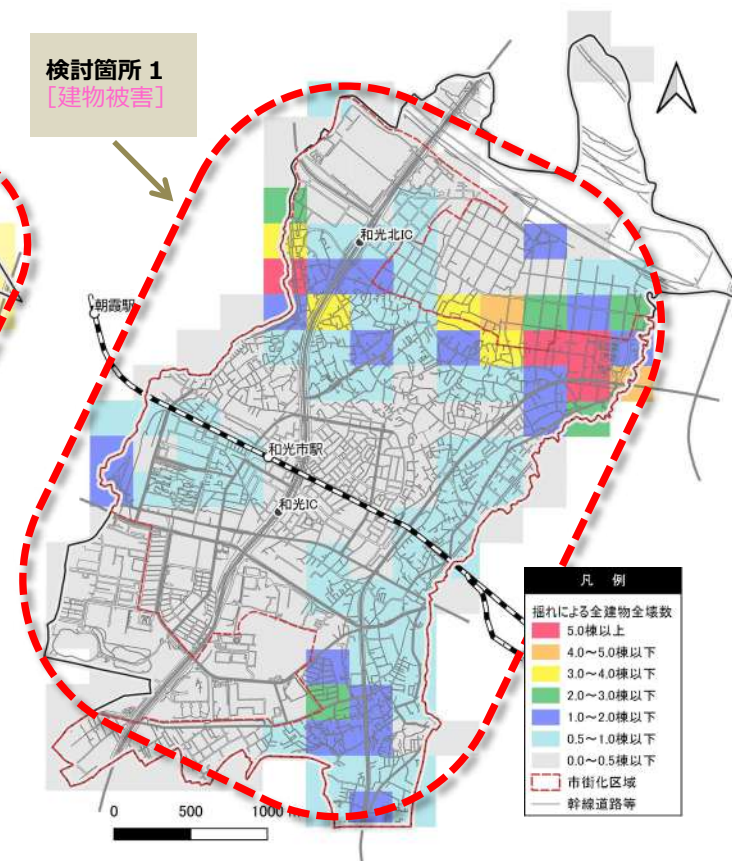
更に、内水浸水想定区域は、市街化区域内の広い地域に指定されているため、雨水貯留・浸透施設の整備などの「河川施設、内水予防施設の整備」やグリーンインフラの取組の推進などの「保水機能の保全」の推進により、全市的に災害リスクの低減を図ることとする。

地震・火災

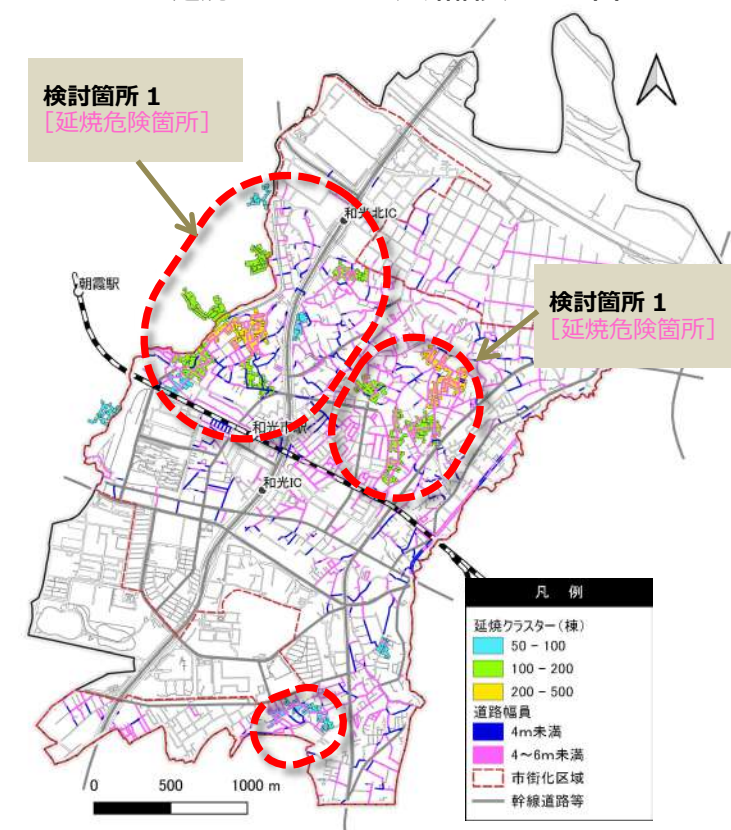
≪液状化危険度分布図（東京湾北部地震）≫



≪揺れによる建物全壊数（東京湾北部地震）≫



≪延焼クラスターと道路幅員の重ね図≫



≪延焼危険箇所とオープンスペースの重ね図≫



◇災害ハザードエリアの検討箇所

検討箇所 1 [液状化・建物被害・延焼危険箇所]

- ・地震は発生予測が難しく、地震が発生すると、液状化・建物倒壊・火災などが同時に起こり、大きな被害が生じる恐れがある。また、影響の範囲や程度を即地的に定め、誘導的手法により災害リスクの低減を図ることが難しい災害でもある。
- ・地震による液状化は、北部の低地や越戸川及び谷中川、白子川沿い周辺など広い範囲で可能性がある。
- ・建物倒壊は、市街化区域内の広い範囲で可能性が高い地域となっている。
- ・新倉1・2丁目、下新倉1・3・4丁目、南1丁目の延焼クラスターが多い地域では、幅員4m未満の狭い道路や4～6m未満の道路が多く存在し、火災時には消防活動が困難となることが想定される。
- ・下新倉3・4丁目が市内の中では住宅が密集しており、火災延焼の危険性があり、緊急避難のためのオープンスペースが周辺にない地域も見られる。

◇居住誘導区域に含めるかの判断(事務局案)

検討箇所 1 [液状化・建物被害・延焼危険箇所]

居住誘導区域に含める

- ⇒地震・火災については、影響の範囲や程度を即地的に定め、誘導的手法により災害リスクの低減を図ることが難しい災害のため、基本的には、ハザードマップの周知などによる「防災意識の啓発」を進め、「防災体制の充実」による迅速な避難行動を推進することにより、居住誘導区域に含める。
- ⇒更に、液状化が起きやすい工業系の土地利用が実施される地域については、工業施設の建設に際して地震動による地盤液状化予防対策を指導し、防災上から地震災害に強い工業地域として整備する。
- ⇒建物倒壊、延焼危険箇所の対策として、木造住宅が密集する地区や緊急車両の進入が困難な地区について、建築物の耐震化・不燃化や、道路の拡幅やオープンスペースの確保による安全性の向上などのハード対策を合わせて実施する。

居住誘導区域の検討結果

居住に適したエリアの抽出 ⇒ 含める

- 都市機能誘導区域
 - ・居住誘導区域は、都市機能誘導区域を原則含むため、都市機能誘導区域を対象とする
- すでに一定の人口密度がある地区
 - ・人口集中地区(DID)
- 拠点となる場所に容易にアクセスできる区域
 - ・基幹的な公共交通利用圏
- 計画的な市街地形成が図られてきた区域、予定区域
 - ・住居・商業系の土地区画整理事業区域
 - ・大規模団地

居住を考慮すべきエリアの抽出 ⇒ 含めない

- 災害の危険性が高い区域
 - ・土砂災害特別警戒区域
- 工業系土地利用を維持する区域
 - ・工業専用地域
- 住宅の建築が制限されている区域
 - ・地区計画で住宅の建築が制限されている区域

要検討エリア①

- 住工が混在した地域
 - ・工業地域、準工業地域
- ⇒工業・公益施設系の土地利用割合が大きく(60%以上)、継続的に工業・公益施設系の土地利用がなされている区域、鉄道車両基地や大規模事業者の事業所、大規模研究開発施設が立地している地域は居住誘導区域に含めない
 ⇒それ以外の工業地域・準工業地域は含める

要検討エリア②

- 災害の可能性のある区域

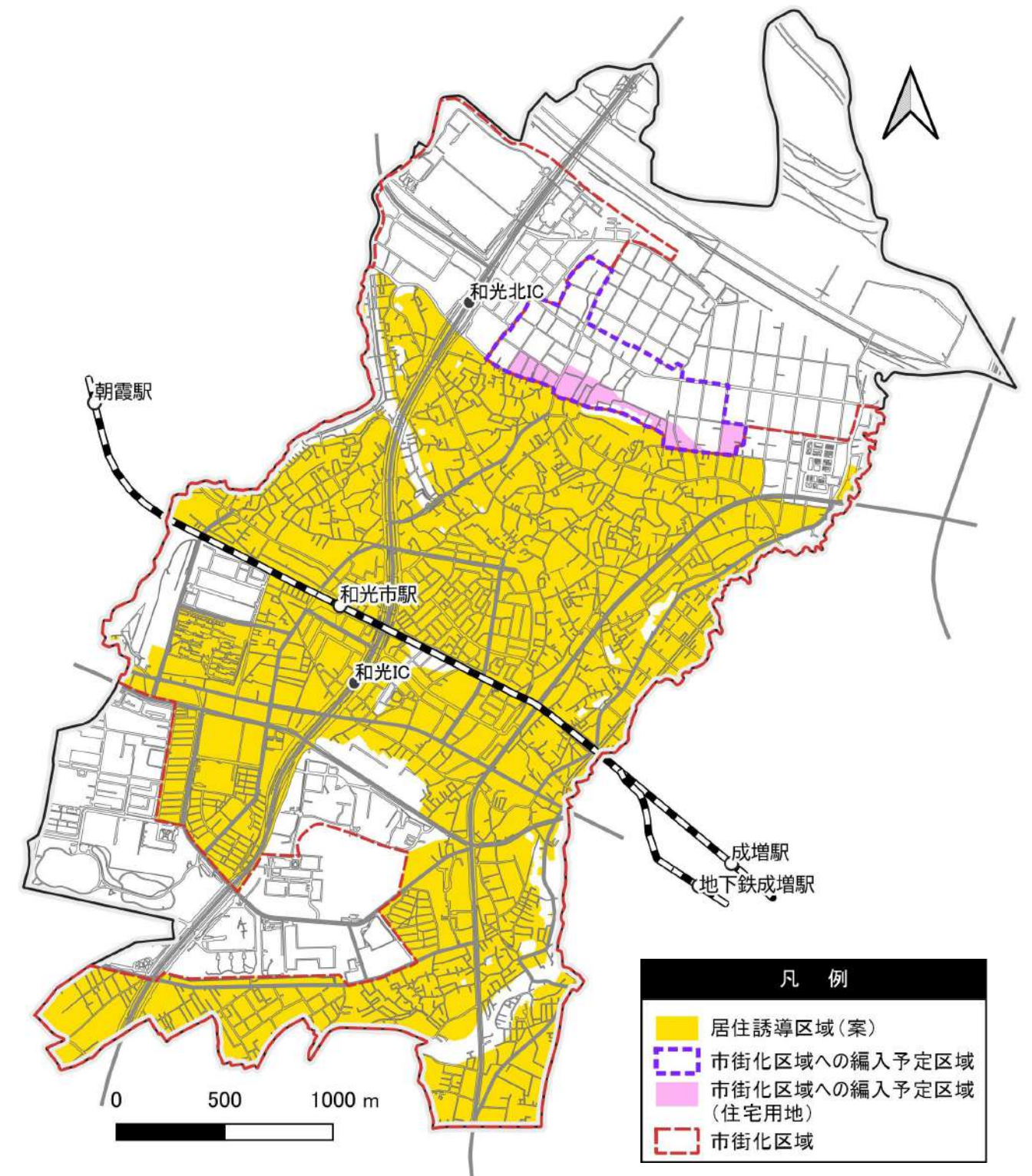
土砂災害	土砂災害特別警戒区域	⇒ <u>含めない</u>
	土砂災害警戒区域	⇒ <u>含めない</u>
	大規模盛土造成地(調査済み)	⇒ <u>含める</u>
	大規模盛土造成地(調査予定)	⇒ <u>含めない</u>
洪水	洪水浸水想定区域(計画規模で3m未満)	⇒ <u>含める</u>
	洪水浸水想定区域(計画規模で3m以上)	⇒ <u>含めない</u>
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食・氾濫流)	⇒ <u>含めない</u>
内水	内水浸水想定区域	⇒ <u>含める</u>
地震・火災	液状化	⇒ <u>含める</u>
	建物被害	⇒ <u>含める</u>
	延焼危険箇所	⇒ <u>含める</u>

居住誘導区域の設定

第4回の検討内容

第5・6回の検討内容

「居住誘導区域(案)」



※今後調査を実施する大規模盛土造成地については、安全性が確認された時点で居住誘導区域に含めることとする。

(3) 防災まちづくりの取組方針

洪水、内水、土砂災害、地震・火災の各災害ハザードエリアにおける取組方針、及び各災害共通の取組方針を示します。

分類	取組方針
土砂災害	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、居住誘導区域から除外し届出制度に基づく居住の立地誘導によるリスクの回避とともに、土砂災害防止のためのハード整備による安全対策を推進します。 大規模盛土造成地の安全性を把握し、安心して居住できる環境を確保します。
洪水	洪水については、家屋倒壊等氾濫想定区域及び計画規模における浸水深 3m以上の洪水浸水想定区域を居住誘導区域から除外し届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避します。 また、河川改修等のハード整備により洪水被害の低減を図ります。
内水	下水道の整備や保水機能の保全などの治水対策を推進し、内水被害の低減を図ります。
地震・火災	建物の耐震化・不燃化の促進、道路の整備、オープンスペースの確保などにより安全性を向上します。
各災害共通	多様な手段を用いて災害リスクの周知を図るとともに、市民の防災意識の啓発を推進します。 また、災害時に安全に避難できる環境・体制を充実させます。

6. 具体的な取組・スケジュール

※「取組施策」において、既存計画をもとにしたものは、次の記号を付しています。

【総計】：第五次和光市総合振興計画

【都市】：和光市都市計画マスタープラン

【強靱】：和光市国土強靱化地域計画

【地域】：和光市地域防災計画

また、◆の施策は、上記の既存計画に掲載していない、今回の防災指針の検討を踏まえて必要と考えられる、新規もしくは既存の取組の充実に関する施策です。

※「担当課」は、既存計画に記載の課だけではなく、事務局で所管課と想定される課を記載しています。

※「スケジュール」の矢印は、次のことを表しています。

→（細線）：これまでの取り組みを継続して実施するもの

→（太線）：立地適正化計画の策定を踏まえ、これまでの取り組みを特に強化・充実するもの

→（太線）：立地適正化計画の策定を踏まえ、新たに取り組むもの

→（破線）：調査・検討に基づき、適宜実施するもの

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体				スケジュール			担当課
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの回避	対策工事	●				1) 急傾斜地安全対策工事 ◇土地所有者や管理者による安全対策の促進【都市】 ◇がけ地近接等危険住宅除却事業による土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の除却の推進【強靱】 ◇埼玉県などと連携した崩壊防止対策の推進【都市】		●	●	●	→			道路安全課 危機管理室
									●		→			
								●	●		→			
リスクの回避	規制誘導	●	●			2) 立地適正化計画制度に基づく居住誘導 ◆居住誘導区域外とした土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、安全性の調査が未実施の大規模盛土造成地、家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水浸水想定区域（計画規模で浸水深 3m以上）での立地適正化計画に基づく届出制度による居住誘導			●		→			都市整備課
	確認調査	●				3) 大規模盛土造成地の確認調査 ◇宅地耐震化推進事業による変動予測調査の実施と、結果に基づく、滑動・崩落のおそれがある大規模盛土造成地における対策工事の実施【強靱】			●	●	→	→	→	建築課
リスクの低減（ハード対策）	治水対策		●	●		4) 河川施設、内水予防施設の整備 ◇排水機場、排水ポンプ場の整備【都市】 ◇雨水幹線・枝線の整備【総計】 ◆和光北インター東部地区土地区画整理事業による調整池の整備 ◆まちづくり条例による雨水貯留・浸透施設の整備促進 ◆アンダーパス部の冠水対策	●	●	●		→	→	→	下水道課 道路安全課 都市整備課
								●	●		→	→	→	
									●	●	→	→	→	
									●	●	→	→	→	
									●		→	→	→	
	流域治水		●			5) 荒川の流域治水プロジェクトの推進 ◆国主導による流域自治体等の横の連携に基づく、総合的な荒川の流域治水の推進（堤防整備・河道掘削・調節池整備など）	●	●	●		→	→	→	（国・県・関係市町村）
	雨水流出抑制			●		6) 保水機能の保全 ◇遊水池・調整池の整備、公共下水道における雨水対策【都市】 ◇グリーンインフラの取組の推進、雨水浸透型の排水施設や透水性舗装による雨水の地下浸透の推進【都市】	●	●	●		→	→	→	下水道課 都市整備課
									●		→	→	→	
	耐震化・不燃化 道路拡幅				●	7) 建物倒壊や火災の危険度が高い地域の改善 ◇木造住宅が密集する地区や緊急車両の進入が困難な地区における、建築物の耐震化・不燃化、道路拡幅や待避所の確保、オープンスペースの確保などによる安全性の向上【都市】【地域】			●	●	→	→	→	建築課 道路安全課 都市整備課
	市街地改良				●	8) 和光市駅北口周辺の防災性向上 ◇駅北口周辺における土地区画整理事業や市街地再開発事業による地域の防災性・安全性の向上【都市】			●		→	→	→	駅北口土地区画 整理事務所

視点	方向性	分類				取組施策	実施主体				スケジュール			担当課
		土砂災害	洪水	内水	地震・火災		国	埼玉県	和光市	市民等	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減（ハード対策）	延焼遮断帯確保				●	9) 延焼遮断帯の整備・保全 ◇市街地火災での延焼拡大の防止や、市街地の安全性を高める上で効果的な機能を有する農地、緑地などの保全【都市】 ◇主要な道路における延焼遮断帯としての沿道整備、建築物の不燃化などの推進【都市】			●	●				建築課 道路安全課 都市整備課
									●					
	建物対策		●	●	●	10) 民間・公共施設の耐震化・不燃化・水害対策 ◇公共建築物の耐震化と適切な維持管理、防災施設の計画的な更新【総計】【都市】【強靱】 ◆民間施設や住宅の耐震化・不燃化・水害対策による被害軽減の促進			●					資産戦略課 建築課
										●				
	避難対策	●	●	●	●	11) 避難路・避難場所等の確保 ◇都市計画道路などの整備推進による、市内の避難路網（道路幅員 12m以上）の確立【都市】 ◆洪水浸水想定区域内から高台への避難路・避難場所の確保 ◇生産緑地地区の避難場所としての指定、公園の適正配置等のオープンスペースの確保【都市】 ◇国・民間施設との協定による避難場所の確保【都市】 ◆避難所・避難場所となる小学校における複合化による防災性の向上（マンホールトイレ・グラウンドや校舎敷地の高上げなど）		●	●					危機管理室 公園みどり課
									●					
									●	●				
							●		●	●				
	ライフラインの防災性向上	●	●	●	●	12) ライフラインの災害対応力強化と早期復旧 ◇発災時におけるライフライン機能の維持・確保や、早期復旧を図るための電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関との連携による災害対応力の強化【強靱】 ◇燃料供給ルートの実地確認のための輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等の推進【強靱】			●	●				危機管理室
								●	●					
	防災施設整備	●	●	●	●	13) 防災施設の計画的な整備 ◇計画的な防災施設の更新・備蓄食糧の管理・災害用資材の整備【総計】【強靱】【地域】			●					危機管理室
リスクの低減（ソフト対策）	規制誘導		●			14) 戸建て住宅の高床化等に資する地区計画等の検討 ◆浸水想定エリアにおける地区計画等の都市計画制度を用いた、居室の床面の高さの最低限度、敷地の地盤面の高さの最低限度等の検討			●	●				都市整備課
					●	15) 建物の不燃化促進 ◇火災に強いまちへの転換を図るための防火・準防火地域の指定と適切な運用【地域】			●					都市整備課
	意識啓発	●	●	●	●	16) 防災意識の啓発 ◇各種ハザードマップの周知・防災教育等による、市民の防災意識の醸成【強靱】 ◇「マイ・タイムライン」の作成・周知【強靱】【都市】			●					危機管理室
									●					
	防災体制	●	●	●	●	17) 防災体制の充実 ◇防災訓練や互助・共助による防災体制の充実のための地域防災組織などの活動援助の実施【総計】【強靱】【地域】 ◇他自治体や国などの機関、民間などとの災害時応援協定の充実・連携強化【総計】【強靱】 ◇災害時要配慮者に対する対策の検討【総計】【強靱】【地域】 ◇埼玉県南西部消防本部との連携強化、消防団体制の強化などの消防体制強化【総計】【強靱】【地域】			●					危機管理室
							●	●	●	●				
								●	●					
							●	●	●	●				
	情報発信	●	●	●	●	18) 情報伝達手段の計画的な整備 ◇防災行政無線、緊急速報メール、和光市防災・防犯情報メール、ホームページ、SNS 等様々な媒体を活用した伝達の実施【総計】【強靱】【地域】			●					危機管理室
	事前準備	●	●	●	●	19) 復興まちづくりの事前準備 ◇市民や職員の人材育成など、復興体制の構築【都市】 ◇復興事前準備の推進【都市】			●					危機管理室
									●					